

国指定史跡英彦山保存活用計画

平成 31 年 3 月

添田町

目次

第1章 計画策定の目的

1－1	計画策定の背景と目的	．．．	1
1－2	計画の対象範囲	．．．	2
1－3	計画の位置づけと構成	．．．	3
(1)	計画の位置づけ	．．．	3
(2)	関連法令、上位・関連計画	．．．	4
1)	関連法令	．．．	4
2)	上位・関連計画の概要	．．．	6
(3)	計画の構成	．．．	10
1－4	策定体制	．．．	12
(1)	委員会の設置と経緯	．．．	12

第2章 添田町及び英彦山の概要

2－1	添田町の概要	．．．	15
(1)	位置	．．．	15
(2)	自然環境	．．．	16
1)	地形・水系	．．．	16
2)	気候	．．．	17
3)	地質	．．．	18
4)	植生	．．．	19
5)	動物	．．．	20
(3)	歴史環境	．．．	21
1)	添田町の歴史	．．．	21
2)	添田町の指定文化財	．．．	27
(4)	社会環境	．．．	29
1)	人口	．．．	29
2)	土地利用	．．．	30
3)	交通	．．．	31
4)	観光	．．．	32
2－2	英彦山の概要	．．．	33
(1)	調査の概要と成果	．．．	33
1)	英彦山にまつわる調査概要	．．．	33
2)	総合調査の内容と成果	．．．	35
(2)	英彦山の歴史	．．．	38
1)	古代神体山「英彦山」の信仰	．．．	38
2)	中世の彦山	．．．	39

3) 天台修験別山としての近世英彦山	・ ・ ・	4 0
4) 近代以降の英彦山	・ ・ ・	4 1
(3) 英彦山に関連する指定文化財	・ ・ ・	4 6
(4) 英彦山の空間構造と構成単位	・ ・ ・	4 8
1) 英彦山領域と形成過程、構成	・ ・ ・	4 8
2) 構成単位	・ ・ ・	5 0
2-3 指定に至る経緯、史跡の概要	・ ・ ・	7 9
(1) 指定に至る経緯	・ ・ ・	7 9
(2) 史跡の概要	・ ・ ・	8 0
1) 国指定史跡「英彦山」の概要	・ ・ ・	8 0
2) 指定理由	・ ・ ・	8 2
3) 公有化の経緯	・ ・ ・	8 4

第3章 史跡英彦山の価値と構成要素

3-1 史跡英彦山の価値	・ ・ ・	8 5
(1) 歴史上の価値	・ ・ ・	8 5
(2) 学術上の価値	・ ・ ・	8 5
3-2 英彦山の価値を構成する要素	・ ・ ・	8 7
(1) 史跡英彦山の価値を構成する主要な要素	・ ・ ・	8 8
(2) 史跡と共存する環境要素	・ ・ ・	9 5
(3) 史跡の保存・活用上調整が必要な要素	・ ・ ・	9 6
(4) 史跡指定地周辺において大切な要素	・ ・ ・	9 8

第4章 保存活用の現状と課題

4-1 保存管理の現状と課題	・ ・ ・	9 9
1) 現状	・ ・ ・	9 9
2) 課題	・ ・ ・	9 9
4-2 活用の現状と課題	・ ・ ・	9 9
(1) 情報発信の現状と課題	・ ・ ・	9 9
1) 現状	・ ・ ・	9 9
2) 課題	・ ・ ・	1 0 0
(2) 教育面での活用の現状と課題	・ ・ ・	1 0 0
1) 現状	・ ・ ・	1 0 0
2) 課題	・ ・ ・	1 0 0
(3) 地域振興面での現状と課題	・ ・ ・	1 0 0
1) 現状	・ ・ ・	1 0 0
2) 課題	・ ・ ・	1 0 0
4-3 整備の現状と課題	・ ・ ・	1 0 1
(1) 保存整備の現状と課題	・ ・ ・	1 0 1

1) 現状	・ ・ ・	1 0 1
2) 課題	・ ・ ・	1 0 1
(2) 活用整備の現状と課題	・ ・ ・	1 0 1
1) 現状	・ ・ ・	1 0 1
2) 課題	・ ・ ・	1 0 2
4-4 調査研究の現状と課題	・ ・ ・	1 0 2
1) 現状	・ ・ ・	1 0 2
2) 課題	・ ・ ・	1 0 2
4-5 運営体制の現状と課題	・ ・ ・	1 0 3
1) 現状	・ ・ ・	1 0 3
2) 課題	・ ・ ・	1 0 3

第5章 保存活用の基本方針

5-1 基本理念	・ ・ ・	1 0 5
5-2 取組の基本的な方向性	・ ・ ・	1 0 6
(1) 保存管理の基本的な方向性	・ ・ ・	1 0 6
(2) 活用の基本的な方向性	・ ・ ・	1 0 6
(3) 整備の基本的な方向性	・ ・ ・	1 0 6
(4) 調査研究の基本的な方向性	・ ・ ・	1 0 6
(5) 運営体制の基本的な方向性	・ ・ ・	1 0 6

第6章 保存管理

6-1 保存管理の方針	・ ・ ・	1 0 7
6-2 保存管理の方法	・ ・ ・	1 0 8
(1) 史跡英彦山の価値を構成する主要な要素	・ ・ ・	1 0 8
1) 点検の実施	・ ・ ・	1 0 8
2) 維持的措置の実施	・ ・ ・	1 0 8
3) 文化財保護法に基づく保存管理	・ ・ ・	1 0 8
(2) 史跡と共存する環境要素	・ ・ ・	1 0 9
1) 点検の実施	・ ・ ・	1 0 9
2) 維持的措置の実施	・ ・ ・	1 0 9
3) 文化財保護法に基づく保存管理	・ ・ ・	1 0 9
(3) 史跡の保存・活用上調整が必要な要素	・ ・ ・	1 0 9
1) 点検の実施	・ ・ ・	1 0 9
2) 維持的措置の実施	・ ・ ・	1 0 9
3) 文化財保護法に基づく保存管理	・ ・ ・	1 1 0
(4) 史跡指定地周辺において大切な要素	・ ・ ・	1 1 0
1) 点検の実施	・ ・ ・	1 1 0
2) 維持的措置の実施	・ ・ ・	1 1 0

3) 文化財保護法等に基づく保存管理	・ ・ ・	1 1 0
6-3 地区区分	・ ・ ・	1 1 1
(1) 地区Ⅰ	・ ・ ・	1 1 1
(2) 地区Ⅱ	・ ・ ・	1 1 1
(3) 地区Ⅲ	・ ・ ・	1 1 1
(4) 地区Ⅳ	・ ・ ・	1 1 1
6-4 現状変更の取扱方針及び取扱基準	・ ・ ・	1 1 5
(1) 現状変更の取扱方針	・ ・ ・	1 1 5
(2) 現状変更の取扱基準	・ ・ ・	1 1 5
(3) 町文化財所管課が処理する現状変更等に係る事務	・ ・ ・	1 2 3
(4) 現状変更の許可を要しない行為	・ ・ ・	1 2 4
1) 維持の措置	・ ・ ・	1 2 4
2) 非常災害のために必要な応急措置を執る場合	・ ・ ・	1 2 4
3) 保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合	・ ・ ・	1 2 4
6-5 史跡の追加指定、公有化	・ ・ ・	1 2 4
(1) 史跡の追加指定の基本的な考え方	・ ・ ・	1 2 4
(2) 史跡の公有化の基本的な考え方	・ ・ ・	1 2 4

第7章 活用

7-1 活用の方針	・ ・ ・	1 2 5
7-2 活用の方法	・ ・ ・	1 2 5
(1) 情報発信の方法	・ ・ ・	1 2 5
1) パンフレット、マップ等の提供	・ ・ ・	1 2 5
2) 町や観光協会等のホームページや SNS での情報の提供	・ ・ ・	1 2 6
3) 来訪者へのガイドサービスの提供	・ ・ ・	1 2 6
(2) 学習機会の充実の方法	・ ・ ・	1 2 6
1) 町内の小中学校でのカリキュラムの提供	・ ・ ・	1 2 6
2) 周辺市町村の子供達への学習プログラムの提供	・ ・ ・	1 2 6
3) 勉強会やシンポジウム等の開催	・ ・ ・	1 2 6
(3) 英彦山に親しむ多様な機会の創出の方法	・ ・ ・	1 2 6
1) 歴史探歩イベントの開催	・ ・ ・	1 2 6
2) 動植物、昆虫体験学習の開催	・ ・ ・	1 2 6
3) 修験窟や宿坊等を活用した体験プログラムの提供	・ ・ ・	1 2 7

第8章 整備

8-1 整備の方針	・ ・ ・	1 2 9
8-2 整備の方法	・ ・ ・	1 2 9
(1) 計画的な整備の方法	・ ・ ・	1 2 9
1) 整備基本計画の策定	・ ・ ・	1 2 9

（２）保存整備の方法	・ ・ ・	１２９
１）歴史的建築物や工作物等の修理	・ ・ ・	１２９
２）史跡の価値を阻害する要素の除却	・ ・ ・	１３０
３）防災、防犯施設の設備	・ ・ ・	１３０
（３）活用整備の方法	・ ・ ・	１３０
１）信仰、修験道、レクリエーション等の目的に応じた導線の整備	・ ・ ・	１３０
２）解説板・総合案内板・誘導サインの整備	・ ・ ・	１３０
３）便益施設、保存展示施設等の整備	・ ・ ・	１３０
４）宿坊や座主院跡等の公開活用に向けた整備	・ ・ ・	１３０
５）史跡英彦山の全体像を示す模型等の整備	・ ・ ・	１３０
６）史跡英彦山の価値を構成する主要な要素の復元整備	・ ・ ・	１３１

第９章 調査研究

９－１ 調査研究の方針	・ ・ ・	１３３
９－２ 調査研究の方法	・ ・ ・	１３３
（１）史跡の調査研究の方法	・ ・ ・	１３３
１）考古調査	・ ・ ・	１３３
２）歴史資料・民俗資料調査	・ ・ ・	１３３
３）美術工芸品調査	・ ・ ・	１３４
４）庭園調査	・ ・ ・	１３４
５）自然史、動植物・昆虫等調査	・ ・ ・	１３４
（２）保存活用に係る技術的知見の調査研究の方法	・ ・ ・	１３４

第１０章 運営体制

１０－１ 運営体制の方針	・ ・ ・	１３５
１０－２ 運営体制の方法	・ ・ ・	１３６
（１）信仰に係る運営体制の方法	・ ・ ・	１３６
（２）地域振興に係る運営体制の方法	・ ・ ・	１３６
（３）文化財保護に係る運営体制の方法	・ ・ ・	１３６

第１１章 今後の取組

１１－１ 今後の取組の進め方	・ ・ ・	１３７
１１－２ 計画の見直し	・ ・ ・	１３７

参考資料

１ 参考文献	・ ・ ・	１３９
２ 文化財保護法等抜粋	・ ・ ・	１４０
３ その他関連法令の図面	・ ・ ・	１６９

序

添田町は、福岡県の東南端の大分県境に位置し、豊かな自然に囲まれた地域で、その雄大な自然を代表して、国定公園に選定されている英彦山があります。英彦山には貴重な動植物が生息するとともに、古来より多くの人々の信仰を集め、西国一の修験道霊山として、山伏たちが生活していた坊舎や修行を行なった窟、堂跡などが残っています。

これらの修験道遺跡が存在する英彦山は、我が国の修験・仏教・神道の信仰の在り方を考える上で重要であることから、平成 29 (2017) 年 2 月 9 日に国の史跡指定を受けました。

本町では、この貴重な国民共有の文化遺産を後世へ確実に継承するため、史跡英彦山保存活用計画書を策定しました。本計画書は史跡英彦山の価値と構成を整理し、その価値を損なわいよう、保存活用に関する方針などを定め、今後の適切な保護を推進するためのものです。本計画書を通じて、史跡英彦山の価値や保存活用の在り方を周知理解していただければ幸甚です。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました史跡英彦山保存活用計画策定委員会委員の皆様をはじめ、ご指導・ご協力を賜りました方々、および関係機関に対しまして、心から感謝いたします。

平成 31 年 3 月
添田町長 寺西 明男

第1章 計画策定の目的

1-1 計画策定の背景・目的

英彦山は福岡県の東部、大分県の北部の両県の境に位置し、標高約 1200m の南岳・北岳・中岳の三峰からなる、古代から現代まで続く信仰対象の山である。山頂は多数の経塚が営まれ、山内は修行窟、社殿、各谷は多数の坊舎が建ち並ぶなど、大規模な修験集落が形成されており、それを物語る遺跡が残されている。これらの遺跡は、我が国の修験・仏教・神道の在り方を考える上で重要なものと考えられてきた。

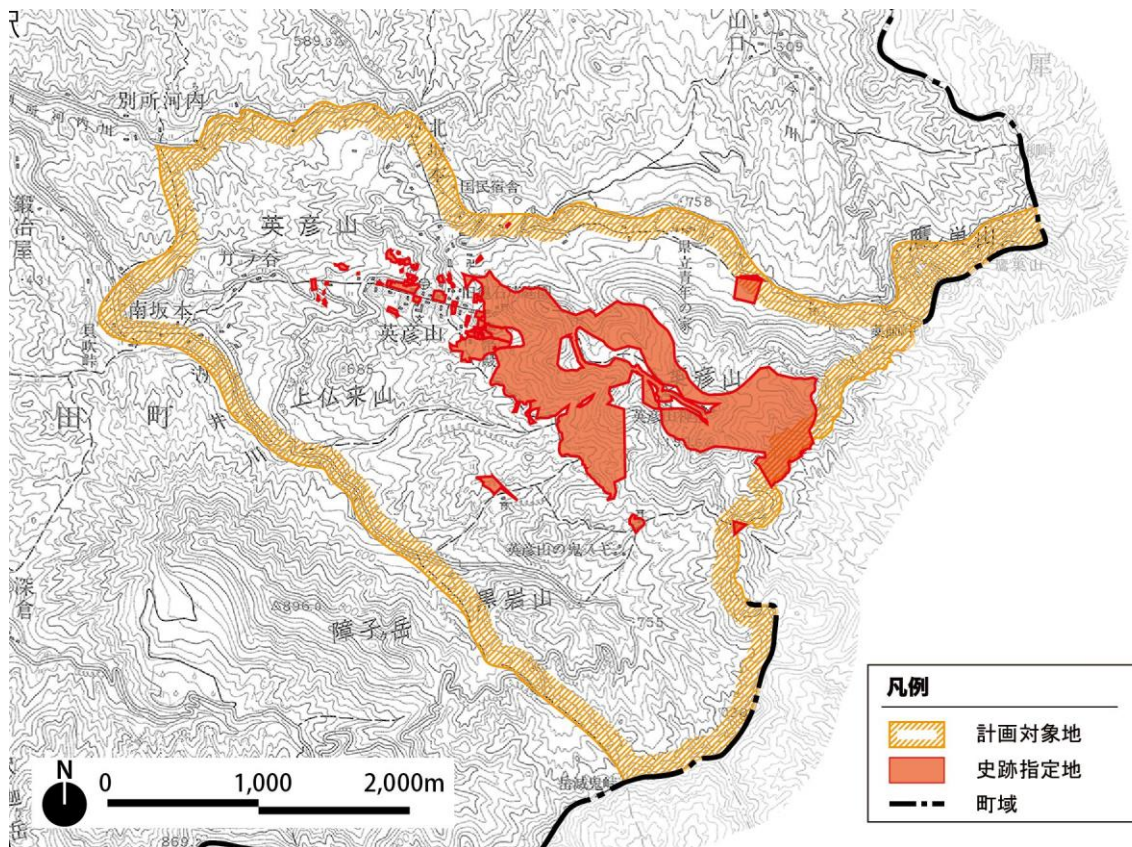
本町は、『添田町第5次総合計画前期計画』（平成22（2010）年度～平成26（2014）年度）において、英彦山の修験道遺跡等の文化財への関心や愛着、保護意識の高揚を図ることを位置づけ、英彦山内の修験道遺跡を対象とした国指定史跡への取組を推進してきた。平成22（2010）年度から平成27（2015）年度の英彦山総合調査により、英彦山の歴史的範囲及び遺跡内容を把握し、その文化財的価値が確認された。これにより、英彦山は平成29（2017）年2月に国の史跡に指定された。

一方、本町は、数々の歴史的文化遺産を活用し、まちの活性化へつなげることを目的に、平成24（2012）年3月に『添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想』を策定し、検討を進めていた『添田町歴史的風致維持向上計画』は平成26（2014）年6月に国の認定を受けた。このような本町が有する歴史的文化遺産の保存、活用の取組に呼応するように、『添田町第5次総合計画後期基本計画』（平成27（2015）年度～）において、重点行動プロジェクトの一つとして「歴史まちづくりプロジェクト」を掲げ、本町が有する歴史的文化遺産の保存、活用に係る様々な取組を推進してきたところである。

本計画は、町全体の歴史まちづくりを推進する中で、国指定史跡英彦山及びその周辺地域の適切な保護を推進するため、保護を要する範囲の保存活用の基本方針を明確にするものである。そして、その範囲における現状変更の取扱基準を定めるなど、史跡の堅実な保存活用を目的としている。

1-2 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、国史跡に指定されている範囲（史跡指定地）に加え、英彦山の遺跡が残ると考えられる周辺地域を、保護を要する範囲とする。対象範囲は下図に示す通りである。



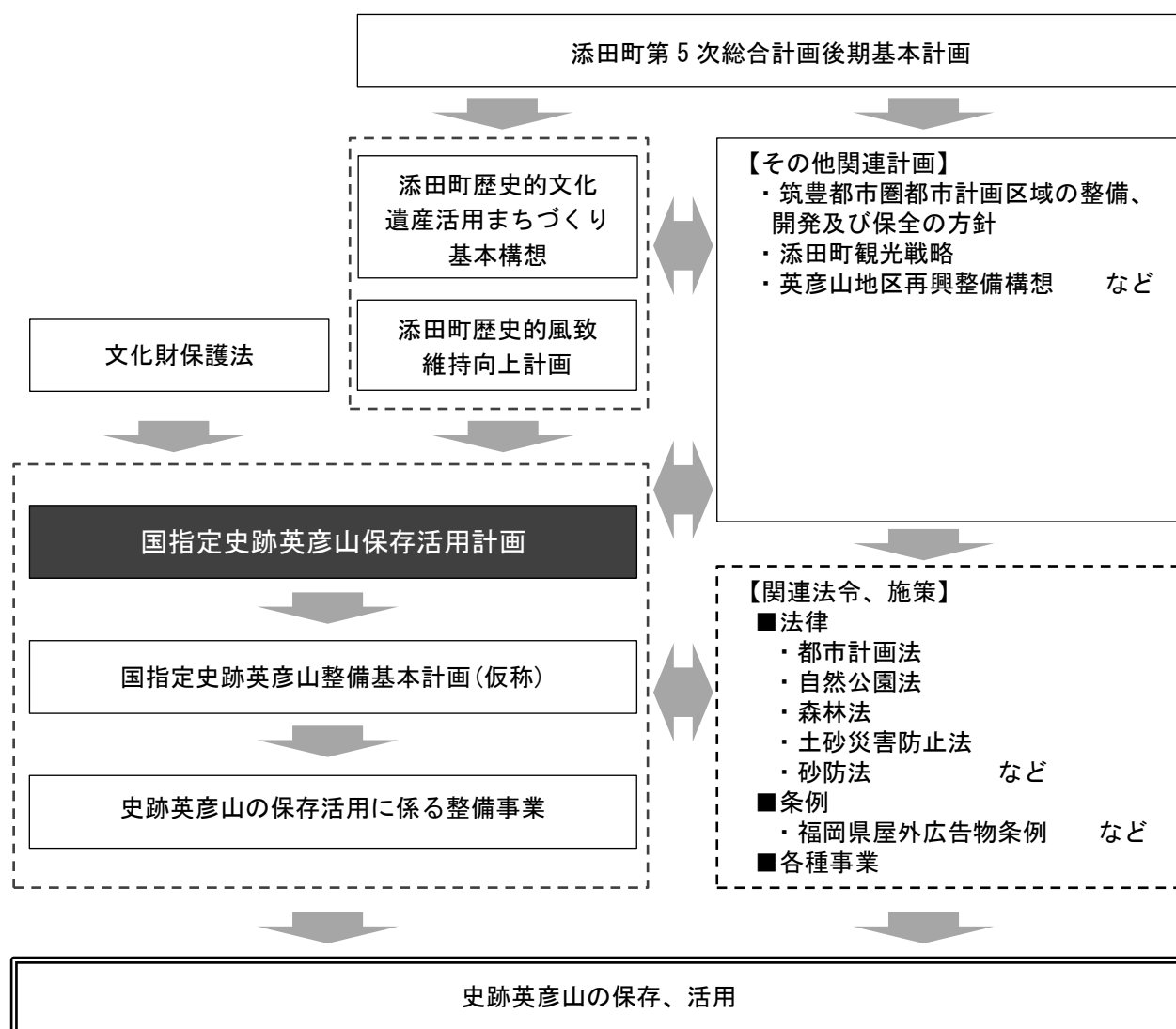
図表 1 計画の対象範囲

1-3 計画の位置づけと構成

(1) 計画の位置づけ

本計画は、国指定史跡英彦山を適切に保存し、その価値を損なわないよう、後世に継承することを目的に、保存活用に関する方針などを定める計画である。

本計画は本町の行政施策という側面から、本町の最上位計画である『添田町第5次総合計画後期基本計画』、歴史まちづくりである『添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想』を上位計画とし、歴史まちづくりの事業を位置づけた『添田町歴史的風致維持向上計画』、都市計画の方針を位置付けた『筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』、観光の方針及び施策を位置付けた『添田町観光戦略』、英彦山内の主要公共施設の整備を位置付けた『英彦山地区再興整備構想』を関連計画とし、これら計画や関連法令、施策と連携・補完しながら、国指定史跡である英彦山の保存活用を適切に行う。



図表2 国指定史跡英彦山保存活用計画の位置づけ

（２）関連法令、上位・関連計画

１）関連法令

計画対象範囲は、文化財保護法に基づく規制・誘導が図られるとともに、自然公園法や森林法、土砂災害防止法等の自然地を対象とする関連法令、都市計画法や福岡県屋外広告物条例等の建造物を対象とする関連法令により、保護の措置が図られている。

①文化財保護法

文化財保護法は、文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資すると共に、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。昭和 25（1950）年に定められた法律である。

本法律は、文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない、と定めている。また、史跡名勝天然記念物である英彦山の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする、と定めている。

計画対象地内には、不動産の国指定文化財として、有形文化財である英彦山神社奉幣殿^{*1}、英彦山神社銅鳥居^{*2}、名勝である旧亀石坊庭園、天然記念物である英彦山の鬼スギと鷹巣山がある。

②自然公園法

自然公園法は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。昭和 32（1957）年に定められた法律である。

本法律は、特別地域及び特別保護地区内は、工作物の新築や木竹の伐採、土地の開墾などをする際、都道府県知事の許可を受けなければならない、と定めている。

計画対象地全体は、耶馬日田英彦山国定公園に指定され、英彦山神宮下宮から英彦山神宮上宮の参道より南側が特別保護地区に、それ以外の指定地は特別地域に指定されている。

③森林法

森林法は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。昭和 26（1951）年に定められた法律である。

本法律は、保安林指定区域内は、立木の伐採や土石若しくは樹根の採掘、土地の形質の変更などをする際には、都道府県知事の許可を受けなければならない、と定めている。

英彦山神宮奉幣殿^{*}より南東側の森林は、水源かん養保安林や保健保安林に指定されている。

*1 文化財の指定名称は「英彦山神社奉幣殿」であるが、文化財の指定名称以外でこれ以降使用する場合は、現名称である「英彦山神宮奉幣殿」と表記する。

*2 文化財の指定名称は「英彦山神社銅鳥居」であるが、文化財の指定名称以外でこれ以降使用する場合は、現名称である「英彦山神宮銅鳥居」と表記する。

④鳥獣保護法

鳥獣保護法は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。平成 14（2002）年に定められた法律である。

本法律は、特別保護地区内の一定の開発行為は許可を受けなければならないと定めている。

計画対象地全体は、鳥獣保護区に指定され、英彦山神宮奉幣殿より南東側は特別保護地区に指定されている。

⑤土砂災害防止法

土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。平成 12（2000）年に定められた法律である。

本法律は、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊、土砂流）においては、特定の開発行為に対して許可が必要になる他、建築物の構造に対して、規制をかけている。

英彦山神宮奉幣殿の南西側の斜面、英彦山体育館周辺から北坂本集落に流れる別所河内川の沿川、汐井川の沿川、唐ヶ谷の集落は、土砂災害特別警戒区域（土砂流）に指定されている。

⑥砂防法

砂防法は、砂防施設等に関する事項を定めるために、明治 30（1897）年に定められた法律である。

今川、彦山川、彦山川右支川、別所河内川は砂防指定地に指定されており、工作物の新築等や竹木の伐採などの行為が制限されている。

⑦都市計画法

都市計画法は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。昭和 43（1968）年に定められた法律である。

本法律は、建築物の建築又は工作物の建設の用に供する目的で行なう一定規模以上の土地の区画形質の変更を行う際、都道府県知事の許可を受けなければならない、と定めている。

史跡指定地は、全域が都市計画区域（非線引き区域の白地地域^{しろじ}）に指定されている。

⑧福岡県屋外広告物条例

福岡県屋外広告物条例は、屋外広告物及び屋外広告業に関する規制その他必要な事項を定めることにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。昭和 24（1949）年に定められた条例である。

本条例は、史跡指定地内においては、屋外広告物を表示し、掲出物件を設置してはならない、と定められている。

2) 上位・関連計画の概要

①添田町第 5 次総合計画後期基本計画（計画期間：平成 27（2015）年度～）

『添田町総合計画第 5 次計画後期基本計画』は、町の最上位計画に位置付けられ、総合的かつ計画的な行政の運営を図ることを目的に、平成 27（2015）年 3 月に策定された計画である。本計画は、「豊かな自然と歴史のこころがつくる活力のあるまち」を将来像に掲げ、6 つの施策の柱、3 つの重点行動プロジェクトを位置付けている。

本計画は、重点行動プロジェクトの一つとして「歴史まちづくり」を掲げ、英彦山を核とした本町固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動や、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺地域の景観等を維持・整備していくとともに、活用した観光振興を図ることを狙いとする。主な取組の一つに、「英彦山に点在する遺跡の史跡指定検討」を位置付けている。

添田町第 5 次総合計画後期基本計画の抜粋（平成 31（2019）年 3 月 31 日現在）

■重点行動プロジェクト 3：歴史まちづくりプロジェクト

●主な取り組み

〈歴史文化遺産の継承と活用〉

- ・英彦山に点在する遺跡の史跡指定検討
- ・公共サインやパンフレットなど情報媒体の製作・周知
- ・文化財所有者に対する支援
- ・文化財等活用を促進するため便益施設の設置検討

〈商工業の振興〉

- ・英彦山や道の駅、歓遊舎ひこさんを核とした町外消費者の誘導

〈観光の振興〉

- ・町民向けの観光・おもてなし関連講習会
- ・観光ボランティアの育成
- ・体験型ツアーやイベント等の観光商品開発
- ・観光施設等の再整備

〈調和の取れた土地利用と良好な景観形成〉

- ・「英彦山区域」、「添田本町等区域」修景事業

〈自然環境の保全〉

- ・国定公園英彦山の自然環境の保全
- ・登山道及び誘導看板の整備

②添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想（計画期間：平成30（2018）年度～）

『添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想』は、『添田町第5次総合計画後期基本計画』の「歴史まちづくりプロジェクト」を推進するため、本町が有する数々の歴史的文化遺産を活用し、まちの活性化へつなげていくことを目的に、平成24（2012）年3月に策定された計画である。その後、平成30（2018）年3月に改訂された。本構想は、重点的に取組を進める地域として「英彦山地区保存活用計画」を位置づけ、計画を推進する方針を定めている。

『英彦山地区保存活用計画』は、「英彦山関連文化財群の保存活用による、観光・交流を通じて英彦山門前町を再興」を歴史まちづくりの方向性として掲げ、7つの実施方針を打ち出している。この実施方針には、「英彦山の調査の推進」や「英彦山内の重要な構成要素の保存」、「英彦山内の歴史的文化遺産の保存整備」「坊舎や旅館、庭園を活用整備」等が位置づけられている他、まちづくりの担い手の育成・連携を位置づけている。

添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想の抜粋（平成31（2019）年3月31日現在）

■英彦山地区保存活用計画の構成

実施方針1 歴史的文化遺産の調査、保存措置

- 英彦山の調査の推進
- 文化財保護法に基づく現状変更、英彦山内の重要な構成要素の保存、追加指定の検討
- 指定文化財や歴史的風致形成建造物の指定等を通じた保存措置
- 北坂本の景観保全

実施方針2 歴史的文化遺産の保存整備、活用整備

- 損傷が進んでいる英彦山内の歴史的文化遺産を保存整備
- 坊舎や旅館、庭園を活用整備
- 九州大学英彦山生物学実験所を利活用

実施方針3 歴史的文化遺産の保存・活用のための施設整備

- 門前町全体でのビジターセンター化の強化、整備
- スロープカー花駅を活用した展示機能や情報発信機能、交流機能の強化、整備
- ひこさん花公園の英彦山特有の歴史文化の発信の強化、整備
- 回遊ルートとなる歩行者空間の整備、修繕、管理運営
- 便益施設を整備、修繕、管理運営
- 英彦山修験道館の資料保管庫としての機能の維持管理
- 誘導サインや解説板等の整備と適切な維持管理

実施方針4 歴史的文化遺産の周辺環境の維持・向上

- 国定公園、保安林の枠組みによる自然環境の保全
- 上水パイプの撤去、街灯や消火栓等の道路上工作物の修景整備の実施

実施方針5 歴史的文化遺産の防災・防犯対策

- 自然災害等による歴史的文化遺産のき損・滅失を予防する対策

実施方針6 歴史的文化遺産の普及啓発や活用を通じた交流促進事業

- 専門ガイドや地域住民により歴史的文化遺産を紹介
- 多言語対応の案内マップやパンフレットの作成

- ホームページや映像、SNS 等の電子媒体による情報発信ツールの強化、整備
- 宿坊や庭園等の公開

実施方針 7 歴史的文化遺産の調査、保存措置

- 庁内の横断的な体制による歴史まちづくりの検討の継続、強化
- 個別の歴史的文化遺産の保存活用の担い手の発掘、育成支援
- 歴史的文化遺産を横断的に保存活用する担い手の発掘、育成支援、取組みの連携
- 官民連携による自立・持続的な歴史的文化遺産の保存活用スキームの構築

③ 添田町歴史的風致維持向上計画（計画期間：平成 26（2014）年度～平成 35（2023）年度）

『添田町歴史的風致維持向上計画』は、脈々と受け継がれてきた歴史的風致を今後も継承することを目的に、平成 26（2014）年 5 月に策定された計画である。この計画は、歴史と伝統を反映した人々の活動の継承、歴史的建造物の保存・活用の推進、歴史的建造物を取り巻く環境の保全、歴史的風致の認識を高めるための取組の推進を方針として打ち出している。

本計画では、認定された重点区域を対象に、以下のような事業を位置づけている。

添田町歴史的風致維持向上計画の抜粋（平成 31（2019）年 3 月 31 日現在）

■ 歴史的風致維持向上施設の整備・管理に関する事業

ア 歴史的風致を構成する建造物の保存や整備に関する事業

- ・ 英彦山神宮参道保全整備事業
- ・ 英彦山区域歴史的風致形成建造物修理事業

イ 歴史的風致の維持向上に資する環境の維持・形成に関する事業

- ・ 公共施設修景整備事業
- ・ 眺望広場整備事業
- ・ 英彦山神宮参道修景整備事業

ウ 歴史的風致の認識の向上に関する事業

- ・ 案内板等整備事業
- ・ 普及啓発イベント事業

エ 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承支援に関する事業

- ・ 民俗芸能文化財等伝承支援事業
- ・ まちづくり団体設立支援事業
- ・ まちづくり団体育成支援事業

④ 筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（計画期間：平成 29（2017）年～平成 42（2030）年）

『筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』は、都市計画区域を対象とした長期的な都市づくりの方向性を示すもので、福岡県が平成 29（2017）年 1 月に告示した方針である。この方針では、「県土の中央部に位置する優位性を生かした新産業の展開と流域文化圏の形成をめざす筑豊都市圏」を都市づくりの目標に、都市計画の決定等の方針が位置づけられている。

本方針には、英彦山が位置するエリアを自然環境保全ゾーン、また、緑とレクリエーションの拠点として位置付けられている。

⑤添田町観光戦略（計画期間：平成 29（2017）年度～）

『添田町観光戦略』は、本町の核となる組織として、企画立案、情報発信、地域内団体との連携した事業推進などを業務とする DM0 そえだ（仮称）を設立して、行政をはじめ町民や各種団体、事業者、外部人材などが一体となった稼げる観光地を目指すため、平成 29（2017）年 3 月に策定された計画である。この計画では、「歴史も食も自然も探訪、添田町」を目指すべき姿とし、30～50 代のファミリー層をターゲットに、「添田町の新しい楽しみ方、ブランディング」、「観光まちづくり推進（人材育成・受け入れ環境の整備）」、「町内観光事業者のキーマンが集まる DM0 そえだ（仮称）の設立」を戦略の方向性として打ち出している。

本計画は、英彦山の歴史・文化や自然を活かした取組の方向性やそれを実現するための組織体制の構築の方向性を示している。

添田町観光戦略の抜粋（平成 31（2019）年 3 月 31 日現在）

■30～50 代のファミリー層をターゲットにした戦略の方向性

（1）添田町の新しい楽しみ方、ブランディング

ア 歴史を中心とした着地型観光の開発

- ・山伏を実際に体感！（山伏体験）
- ・歴史や独自文化を身近に体験（宿坊の体験ツアー、座禅・写経ツアー、英彦山再興整備）

イ 添田町の 6 次産業の売れる化

- ・日本料理の原点を頂く（精進料理・山伏弁当）
- ・特産品・お土産（土鈴、英彦山サイダー、めんべい）
- ・添田ブランド構築など新たな動き

ウ 自然を生かした体験商品の造成

- ・自然体験・スポーツツーリズム（英彦山登山、岩石山登山）
- ・英彦山サイクルタイムトライアル大会
- ・桜ウォーキング
- ・季節の移り変わりによる見どころ

（2）観光まちづくり推進（人材育成・受け入れ環境の整備）

ア 観光関連の人材育成

イ 宿泊施設のおもてなし支援

ウ 既存の町内観光事業者による企画を効果的に磨き上げる

- ・大自然を体験する（川遊び体験、森林遊び体験）
- ・歴史や独自文化を身近に体験（中島家住宅及び町歩き）

（3）町内観光事業者のキーマンが集まる DM0 そえだ（仮称）の設立

ア DM0 そえだの情報発信体制と観光プロモーションの強化

イ 町内観光事業者等の連携強化

⑥英彦山地区再興整備構想（計画期間：平成 28（2016）年度～）

『英彦山地区再興整備構想』は、修験霊山としての歴史や精神性を尊重し、多様な来訪ニーズに対応し、かつ地域全体の再興を図る事を目的に、平成 28（2016）年 3 月に策定された計画である。この計画では、参道を整備の根幹としつつ、既存施設の再生を中心としながら、外部の力を導入し、地域との連携・共生をめざすなど、英彦山全体の整備の基本方針が定められている。

本計画は、次頁に示す 5 つの施設の整備方針が定められている。

英彦山地区再興整備構想の抜粋（平成 31（2019）年 3 月 31 日現在）

■拠点別整備方針

	基本的な考え方	導入機能	整備方針
ビクターセンター	- 参道を中心とした来訪者の循環、回遊の促進を図る役割 - 各所で利用できる既存の施設を活用しながら地域全体として役割	- ガイドランス機能 - 展示機能 - 飲食／物販機能	景観等を重視した改修や移築を行い、英彦山全体で機能の連携を考慮した新機能の整備
スロープカー花駅	- 英彦山の歴史や自然を感じられるような空間や機能を持たせる - 地域社会、地域文化の拠点としての機能を充実	- 展示機能 - ガイドランス機能 - 住民活動拠点機能 - 教育活動拠点機能 - 防災機能 - トイレや休憩などの利便機能	- 初心者に対して魅力を展示、映像等で伝える機能の整備 - 自然と共生した豊かな生活を紹介するガイドランス整備 - 英彦山住民の活動拠点として機能する整備 - 新しい教育の場としての活動拠点として整備
英彦山体育館周辺	- 子どもや家族連れが屋外で遊べる場所として整備 - 年齢層に応じた遊び方ができるように整備 - 自然展示や自然システムの導入を検討 - ひこさんホテル和に必要な駐車場台数を確保	- 芝生広場 - 自然展示 - 循環型システムの導入 - 星の観察、キャンプファイアー、BBQ、屋外映画上映、屋外図書館などの演出アイテム導入 - フォレストアドベンチャー、ツリーハウス、トレイルなどの設置 - ガイドランス機能	- 自然、景観の魅力を全面に展開した新しい「アウトドア：非装置型」公園整備 - 英彦山初心者を対象とした入門空間としての公園整備 - 環境保全を打ち出した環境体験型公園整備 - 地元の魅力を導入した運営・管理による公園整備 - ひこさん「和」との連携＝風呂、トイレ、レストランなどの開放、連携
ひこさん花公園	- 来園者が英彦山特有の文化を感じられるよう整備 - 野生生物による被害対策は、景観に配慮して修景 - 現状の魅力を伸ばしつつ、年間を通じた入園が見込めるような整備	- 英彦山の貴重な植物の栽培・加工 - 来訪者向けの利便施設 - 公園への期待感を高めるアプローチ	- 英彦山のテーマにもとづく整備 - 修験道生活の一部であった植物の栽培、産物として加工(商品化) - 初来訪者、一般観光客を対象にわかりやすい構成 - アメニティ空間整備 - 花駅駐車場から直接的アプローチ整備
英彦山修験道会館	収蔵庫として本来の形に戻す	日常的なメンテナンス	- 展示を花駅に移し、集約、一本化する - 移設後は非公開とし、収蔵庫、研究所として利用

(3) 計画の構成

本計画の構成は、全 11 章から成り、次頁に示す通りである。

図表 3 国指定史跡英彦山保存活用計画の構成



1-4 策定体制

(1) 委員会の設置と経緯

本計画の策定のため、学識経験者等からなる史跡英彦山保存活用計画策定委員会を組織し、本委員会において計画書の検討を行った。

図表 4 史跡英彦山保存活用計画策定委員会 委員

氏名	所属	分野
包清 博之	九州大学 芸術工学部 環境設計学科 教授 元英彦山地区再興整備構想策定委員長	ランドスケープ
長野 覺	学識経験者 元駒澤大学 文学部 教授 元英彦山調査指導員	歴史地理学
河上 信行	一級建築士 福岡県文化財保護審議会専門委員 元英彦山調査指導員	建築学
桃崎 祐輔	福岡大学 人文学部 歴史学科 教授 元英彦山調査指導員	考古学
仲 隆裕	京都造形芸術大学 芸術学部 歴史遺産学科 教授	日本庭園史
小池 史哲	元甘木歴史資料館 副館長	行政経験者

図表 5 史跡英彦山保存活用計画策定委員会 オブザーバー

氏名	所属	備考
佐藤 正知	文化庁文化財部記念物課史跡部門	主任文化財調査官、平成 29 年度担当
浅野 啓介	文化庁文化財第二課	文化財調査官、平成 30 年度担当
入佐 友一郎	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課 係長	
宮地 聡一郎	福岡県教育庁総務部文化財保護課 技術主査	平成 29 年度担当
正田 実知彦	福岡県教育庁総務部文化財保護課 主任技師	平成 29 年度担当
坂本 真一	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課 技術主査	平成 30 年度担当
高千穂 秀敏	英彦山神宮 宮司	
高千穂 有昭	英彦山神宮 禰宣	浄境坊所有者
広渡 俊哉	九州大学農学部生物資源環境学科 教授	

図表 6 史跡英彦山保存活用計画策定委員会 事務局

添田町まちづくり課		
氏名	役職	備考
手嶋 徹	まちづくり課長	
岩本 教之	副課長	
野添 満	文化財係長	
上田 潤	主任	
火ノ口 直美	主任	
西山 紘二	主任	

図表 7 史跡英彦山保存活用計画策定業務委託先

株式会社 都市環境研究所		
氏名	役職	備考
池田 準哉	研究員九州事務所副所長	
関 宏光	研究員	

図表 8 史跡英彦山保存活用計画策定委員会の開催概要

回	期日	主な検討内容
第1回	平成 29 (2017) 年 12 月 14 日	・ 計画策定の背景・目的・体制、今後の進め方 ・ 計画骨子の目次、構成 ・ 史跡等の概要 ・ 史跡等の価値と構成要素
第2回	平成 30 (2018) 年 3 月 19 日	・ 計画の構成、史跡等の概要 ・ 史跡等の価値と構成要素について
第3回	平成 30 (2018) 年 6 月 12 日	・ 史跡等の価値と構成要素について ・ 保存管理について (保存活用の基本的考え方、方法)
第4回	平成 30 (2018) 年 8 月 17 日	・ 保存管理について (保存活用の基本的考え方、方法、現状変更)
第5回	平成 30 (2018) 年 11 月 13 日	・ 保存管理について (現状変更) ・ 活用、整備について ・ 管理運営、今後の取組について
第6回	平成 31 (2019) 年 2 月 21 日	・ 計画全体について

（２）町民や関係機関との検討の経緯

本計画の策定のため、パブリックコメントを通じた町民からの意見とともに、本町が組織する関係機関である添田町文化財専門委員会から計画書への意見を踏まえ、計画書の検討を行った。

図表 9 パブリックコメントの概要

意見募集期間		平成 31（2019）年 1 月 25 日（金）～同年 2 月 15 日（金） 22 日間
寄せられた提	提出書数	2 枚
出書数・意見数	意見数	12 件
意見概要		・ 添田町、英彦山の歴史的史実等について ・ 史跡の活用上の環境整備について（サイン、駐車場など） ・ 史跡の活用について（学校教育、パンフレット、構成要素の公開活用など） ・ 史跡の調査研究について（資料の保存方法、活用方法など） ・ 計画の見直しについて

図表 10 添田町文化財専門委員会 委員

専門	氏名	備考
郷土史	梶谷 敏明	添田町文化財専門委員会委員長 英彦山調査指導委員（H28 年 3 月 31 日まで） 添田町郷土史会会長
地理・歴史	桃坂 豊	福岡県文化財保護指導委員 （田川市・田川郡地区担当）
建造物	平嶋 道行	英彦山地区再興整備構想策定委員（H29 年 3 月 31 日まで） 添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会委員

（平成 31（2019）年 3 月 1 日現在）

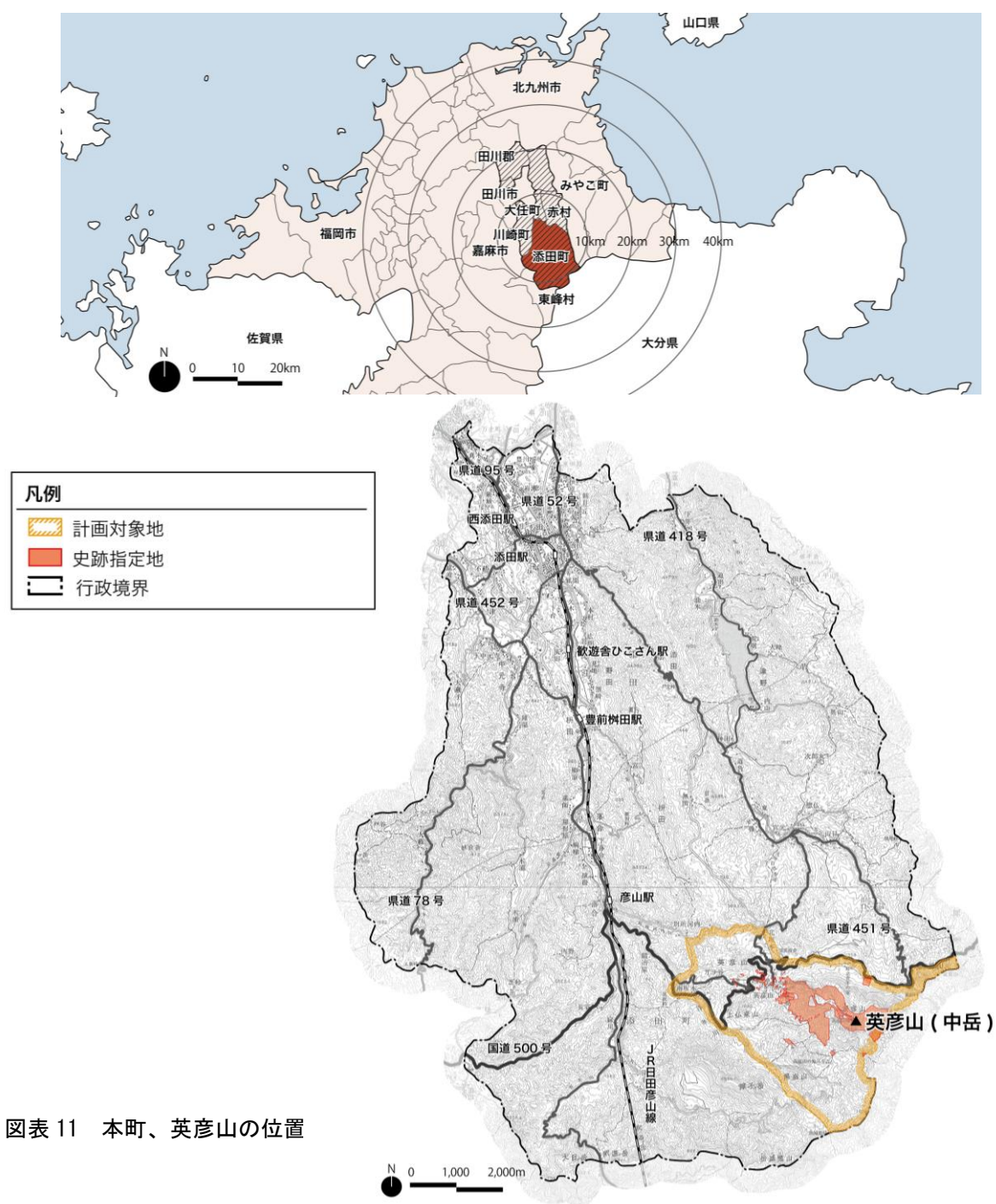
第2章 添田町及び英彦山の概要

2-1 添田町の概要

(1) 位置と面積

英彦山が所在する本町は、北緯 33 度 26 分～33 度 35 分の間、東経 130 度 49 分～130 度 57 分の間に位置し、福岡県の東南端、福岡市及び北九州市から約 40km の距離にある。東西 13km、南北 16km、面積 132.20k m²を有し、県下有数の広大な面積を有している。

本計画の計画対象地は、大字英彦山と概ね合致している。大字英彦山は、町の南側に所在し、大分県と接する。その範囲は、『文久二年英彦山社地落合村境論絵図』に示され、東西 4km、南北 3km 四方、総面積 1,177.2ha である。



図表 11 本町、英彦山の位置

1) 地形・水系

英彦山は、福岡県の東部、大分県の北部にあつて両県の境をなす、北部九州最高峰の高山である。英彦山神宮（上宮）のある中岳（1188.2m）を中心に北岳（1192m）と南岳（1199.5m）の三峰に分かれている。北部の眼下に筑豊の山野が広がり、南部の方角には遠く久住・阿蘇を眺望することができる。

本町を流れる主要河川は、英彦山に端を発する本町の中央を流れる彦山川、東側の津野谷を流れる今川、本町の西南端の町境を源流とし、西側の中元寺谷を流れる中元寺川がある。今川は瀬戸内海南西端に広がる海域の周防灘へ、彦山川と中元寺川は下流域で合流して遠賀川となり関門海峡の北西に広がる海域の響灘へ注いでいる。彦山川は、別所河内川、汐井川の2つの川が合流した河川である。英彦山内ではその他、谷筋沿いに流れる沢がいくつも見られる。



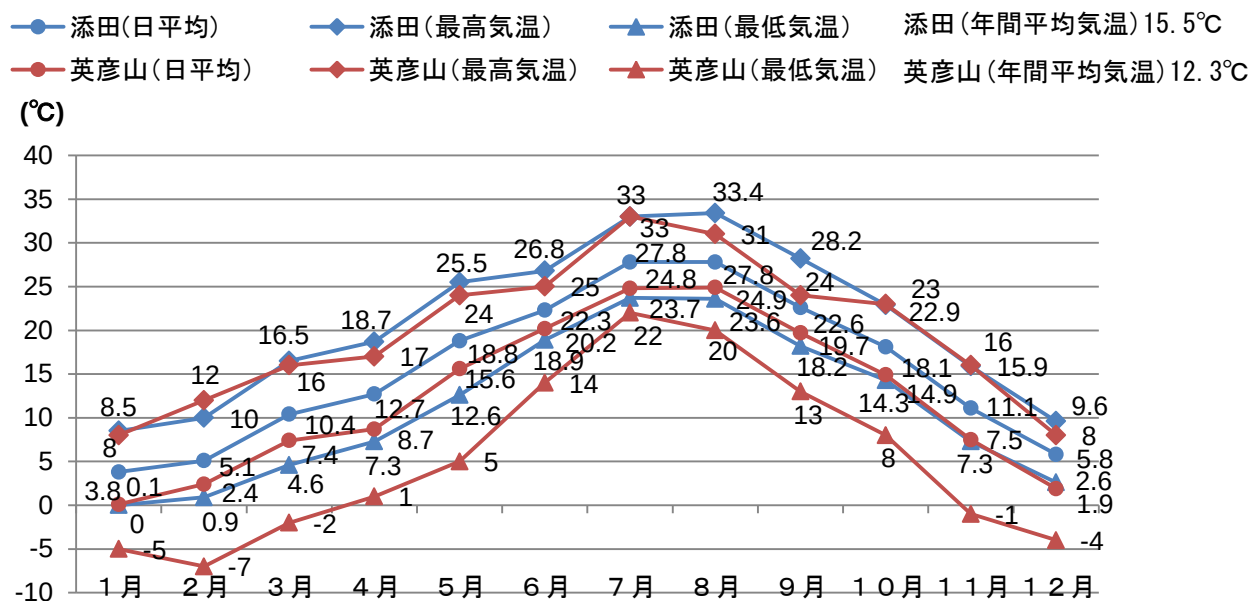
16

2) 気候

本町は、平野部の添田駅周辺から山間部の英彦山の山頂まで1100m以上の標高差があるため、平野部と山間部で気象条件が大きく異なる。

平野部（添田）の気温は、年間平均気温 15.5℃であり、7月から8月の夏期は最高気温が約33℃まで上がる。12月から3月までの冬期は最低気温が氷点下まで下がり、積雪を記録することもある。一方、山間部（英彦山）の気温は、年間平均気温 12.3℃と平野部よりも低く、冬期は多量の積雪に見舞われる。

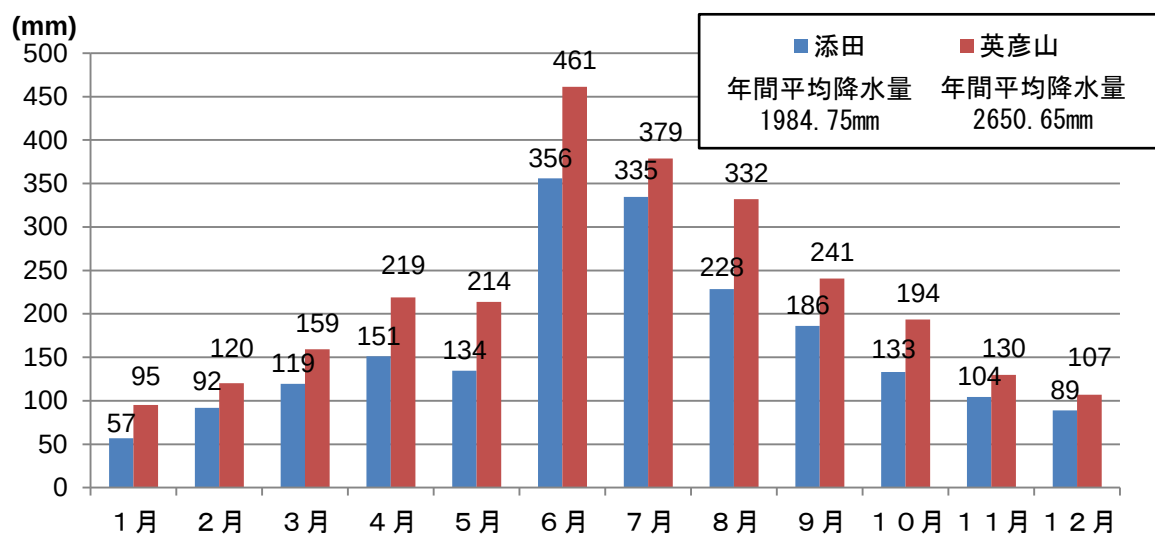
年間降水量は、平野部（添田）では 1984.75mm に対し、山間部（英彦山）では 2650.65mm と多くなっており、一年を通じて6月から7月の降水量が多い。



* グラフ中の数値は、平成 29(2017) 年のデータ

図表 13 月別の気温変化

【出典：添田／気象庁 HP、英彦山／町資料】



* グラフ中の数値は、過去 10 年間(平成 20(2008) 年～平成 29(2017) 年) の平均値

図表 14 月別の降水量

【出典：気象庁 HP】

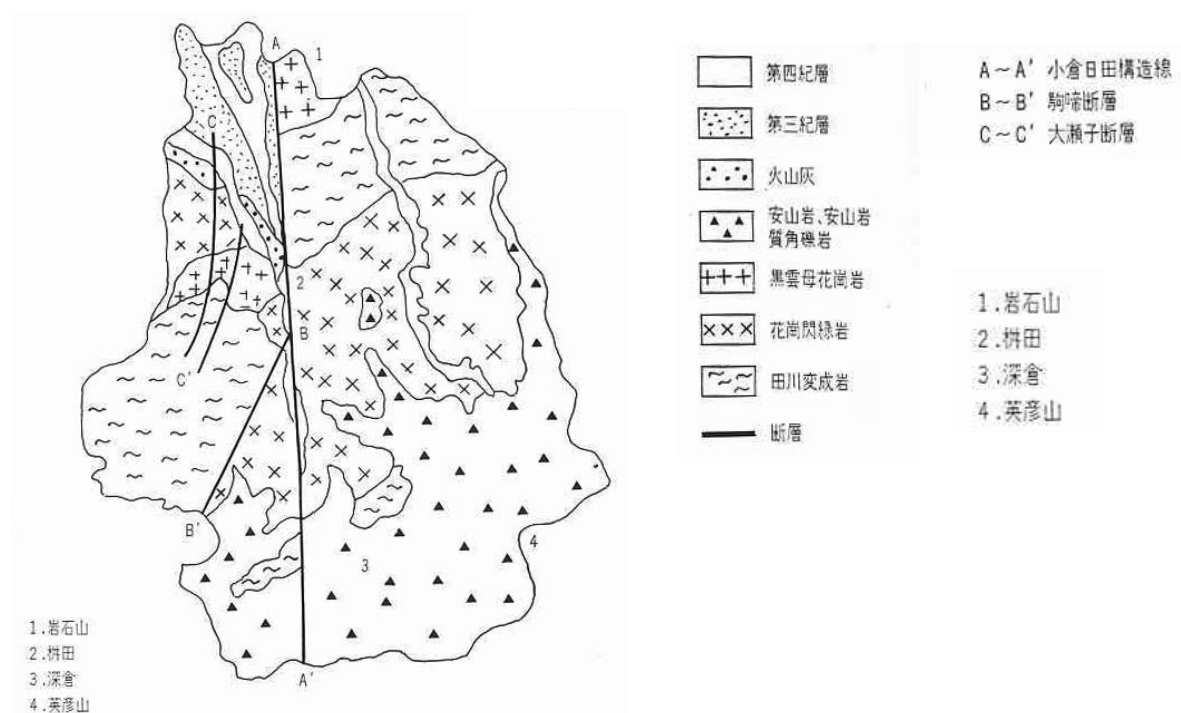
3) 地質

本町の地質は、大別すると南部から北部に向けてほぼ帯状に安山岩、安山岩質角礫岩、花崗閃緑岩、田川変成岩、黒雲母花崗岩となっている。

時代を見ると、田川変成岩は最も古くて古生代（約 5 億 4200 万 - 約 2 億 5100 万年前）、花崗閃緑岩は中生代（約 2 億 5217 万 - 約 6600 万年前）の初期、黒雲母花崗岩は中生代末期である。

英彦山は、新第三紀のおもに鮮新世（約 500 万 - 約 170 万年前）から第四紀更新世（約 200 万年前）のはじめにかけての火山活動によって成立したもので、火山活動は、英彦山の主峰群とその北東側にある鷹巣山で始まり、鷹巣山溶岩で終了した。また、一度休止した火山活動は再開し、英彦山主峰群から、東側の犬ヶ岳、西側の岳滅鬼山や釈迦ヶ岳へと拡大した。この活動は膨大な量の複輝石安山岩の火砕流類を噴出することに始まり、同質の溶岩流である英彦山溶岩、岳滅鬼山溶岩、障子ヶ岳溶岩などを形成して終了したとされている。

現在見られる山体は、山体の配列状態や断層、岩脈などから、東北東 - 西南西に雁行状に配列した多くの東西性の裂け目群が噴出口となり形成されたと考えられている。また、凝灰角礫岩、山国累層、北坂本累層などの火山性の岩石や地層の分布、望雲台や玉屋神社、深倉峡などの大規模な岩場の状況から、かつての英彦山の山々は、現在よりも少なくとも数百メートル高いことが推測されている。現在見られる深い溪谷や巨石、岩窟は、長年をかけて削られた山が低くなり、生まれたものと考えられている。



図表 15 地質図

【出典：添田町町史】

4) 植生

本町の植生は、標高 800m を境に大きく 2 つの植生帯が見られる。

標高約 800m 以下の山麓部は、スギやヒノキ、スジダイをはじめ、暖温帯（暖帯）気候で見られるコジイ、アラカシ、ウラジロガシ、ヤブツバキ、アオキなどの照葉樹（常緑広葉樹）と、ヤマザクラ、ケヤキ、エノキ、イロハモミジなどの夏緑樹（落葉広葉樹）との混交林である。

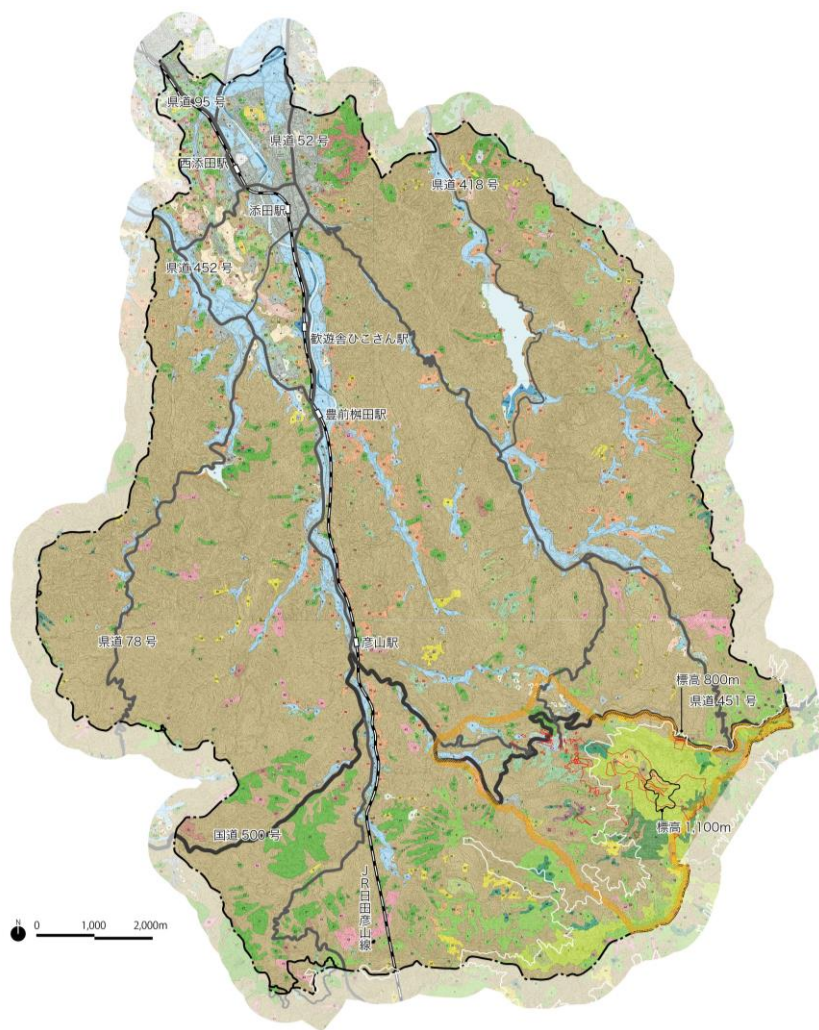
800m 以上の地域は、冷温帯（温帯）気候の影響を受け、ブナやミズナラ等の夏緑樹林となる。

英彦山の魅力は、夏緑樹林帯にあるブナ林、ミズナラ林、シオジ林、天然ヒノキ林、岩角地植物群落、ツクシシクナゲ群落などの変化に富む植物群落にある。

英彦山内の高等植物は、英彦山を基準標本産地とするヒコサンヒメシヤラがある。高等植物のうち「英彦山」の名をもつ唯一の植物である。

また、県内では英彦山だけに限られるオオヤマレンゲが生育する。その他、ツクシシクナゲやミヤマクマワラビ、フジシダ、イワオモダカなどの生育も確認されている。

なお、英彦山は平成 3 (1991) 年の台風の来襲により、表参道沿いの「千本杉」が全滅したのをはじめ、ブナ林、岩上の天然ヒノキ林、岩角地植物群落などに壊滅的な被害を受け、植生が大きく変化した。



凡例									
1. シラキ・ブナ群衆	19.イロハモミジ・ケヤキ群衆	38.アカハシ・クハシ・クハシ群衆	58.クスノキ・榊林	a. 畑雑草群衆	w. 開放水域	 計画対象地			
2. ヲシロイ・ミズナラ群衆	20.ムクノキ・エノキ群衆	39.ネギ・ササキ群衆	59. その他榊林	b. 水田雑草群衆	l. 緑の多い住宅地	 史跡指定地			
3.ミヤマクワレ・ツバキ群衆	23.ヤナギ・低木群衆	40.ナギ・ヤサキ群衆	60. 竹林	d. 放棄水田雑草群衆	c. 放棄畑雑草群衆	 行政境界			
5.ブナ・ミズナラ群衆	27.シイ・カシ二次林	43. 伐採跡地群衆	64.ハゼノキ・ケヤキ群衆	e. 果樹園	r. 自然裸地				
6.アカシ・ミズナラ群衆	28.アカシ二次林	44.シラカス	65.アカシ群衆	f. 路傍・空地雑草群衆					
10.ミヤマシキミ・アカシ群衆	31.コナラ群衆	45.ミヅノハコシ群衆	70.ハイノキ・ツグ群衆	g. 牧草地					
13.サカキ・コジイ群衆	33.アカマツ群衆	46.フルヨシ群衆	78.コサギ・アサガ群衆	h.ゴルフ場・芝地					
14.ヤブコウジ・スタシイ群衆	34.ムシバ・ミズナラ群衆 (自然林)	48.ヤナギ・タテ群衆	91.ヒノキ群衆	k. 市街地					
15.ミズナラ・ミズナラ群衆	36.メタケ群衆	49.ヒノキ・シラカス	92.スギ・巨木林	l. 工場地帯					
18.クスノキ・巨木林	37.クス群衆	55.スギ・ヒノキ・サワラ榊林	93.ササ群衆	m. 造成地					

図表 16 植生分布図

参考文献) 添田町教育委員会『英彦山総合調査報告書』(平成 28 (2016) 年)

5) 動物

多くの植物が自生する英彦山には、これら植生に依存して、哺乳類や鳥類、爬虫類、両生類、昆虫等の極めて多くの動物が棲息している。ここでは、英彦山に棲息する特徴的な動物について記す。

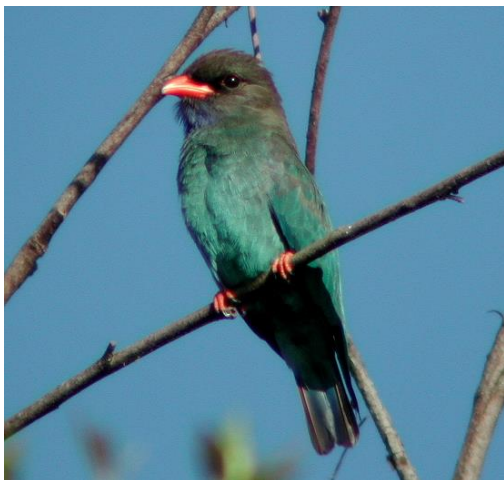
大形の哺乳類は、シカが目立っており、英彦山周辺に昔から多く棲んでいた。昭和 30 (1955) 年頃は非常に少なくなっていたが、現在その数は増えている。その他、イノシシやタヌキ、キツネなどがある。イノシシは英彦山に明治末期頃まで棲息し、その後、一時姿を消したが、昭和 41 (1966) 年には上来仏山やその一帯で確認された。英彦山はもとより周辺の山域にも拡大し、農作物への被害が続出している。

鳥類は、英彦山神宮宮司であった高千穂宣麿男爵の『英彦山の動物』(明治 23 (1890) 年)の中に 51 種があげられている。その後、地元の自然観察グループ「みみずくの会」の後藤文嗣氏の平成元 (1989) 年の報告によると 93 種となっており、その数は豊かになっている。これらの種の中で、ブッポウソウは昭和 32 (1957) 年に福岡県の天然記念物に指定された。

爬虫類は、タカチホヘビやマムシがいる。タカチホヘビは中国で発見され、国内でも九州から青森県まで広く棲息している。明治 28 (1895) 年、高千穂宣麿男爵は、国内でははじめて英彦山にて発見したため、名称は氏の名をとって命名されたものである。体長は 20~40 cm、背面は黄褐色ないし黒褐色で、正中線は黒色、腹面は淡黄色である。動作は緩慢で、おとなしいヘビである。

両生類は、ブチサンショウウオ、シュレーゲルアオガエル、カジカガエルなどがある。ブチサンショウウオは、体長 10cm の小さい生物であり、幼生は鬼杉、豊前坊その他の溪流の底や水辺の石の下に見られる。

昆虫類は、高千穂宣麿男爵により調査が開始され、これまでに、蝶類は 8 科 87 種、蛾類は 52 科 1,600 種が確認されており、英彦山において約 50 種の新種が発見されている。この数字を手がかりにして、既に昆虫相が解明されている他の地方と対比させた英彦山の総種類数は、6,000 種を大幅に上回るものと推定される。



図表 17 ブッポウソウ



図表 18 タカチホヘビ

【図表 15 及び図表 16 の出典 : Wikipedia】

(2) 歴史環境

1) 添田町の歴史

ア 原始

①縄文時代

英彦山は、本町の南部を流れる筑後川や山国川、北部を流れる遠賀川や今川など、北部九州の大型河川の源流をなす水分^{みくまり}の山である。英彦山から流れる河川沿いには、縄文時代から人々の営みがあった。

英彦山麓の津野地区、桝田地区の扇状地は、多くの縄文時代の遺跡が存在し、下井遺跡では縄文時代早期のイノシシ捕獲のための落とし穴遺構が発見されている。

縄文時代後期には、後遺跡や桝田遺跡などにおいて、住居跡が発見されている。その中でも、後遺跡の土壙墓から出土したヒスイ製大珠は、遠く1000 kmも離れた新潟県糸魚川からもたらされたもので、当時の人々の交易圏の広さを示すものである。



図表 19 後遺跡の土壙墓



図表 20 後遺跡のヒスイ製大珠

②弥生時代

弥生時代の主な遺跡は、庄地区丘陵部に初期青銅器生産遺跡である庄原遺跡(県指定史跡)が存在する。庄原遺跡からは、金属溶解炉跡や工房跡などとともに銅 鉞^{やりがんな} 鉞鑄型(国内最古級)が出土している。銅鉞は古代中国の楚(B.C. 230 頃)の領域で多く発見されており、朝鮮半島で12例、日本では、有明海沿岸を中心に10例しか見つかっていない。その鑄型が見つかったことは、この庄原遺跡が早くから大陸と文化、技術交流をもっていた遺跡の1つということができる。弥生時代の社会を知る重要な遺跡として注目されている。



図表 21 庄原遺跡の金属溶解炉跡



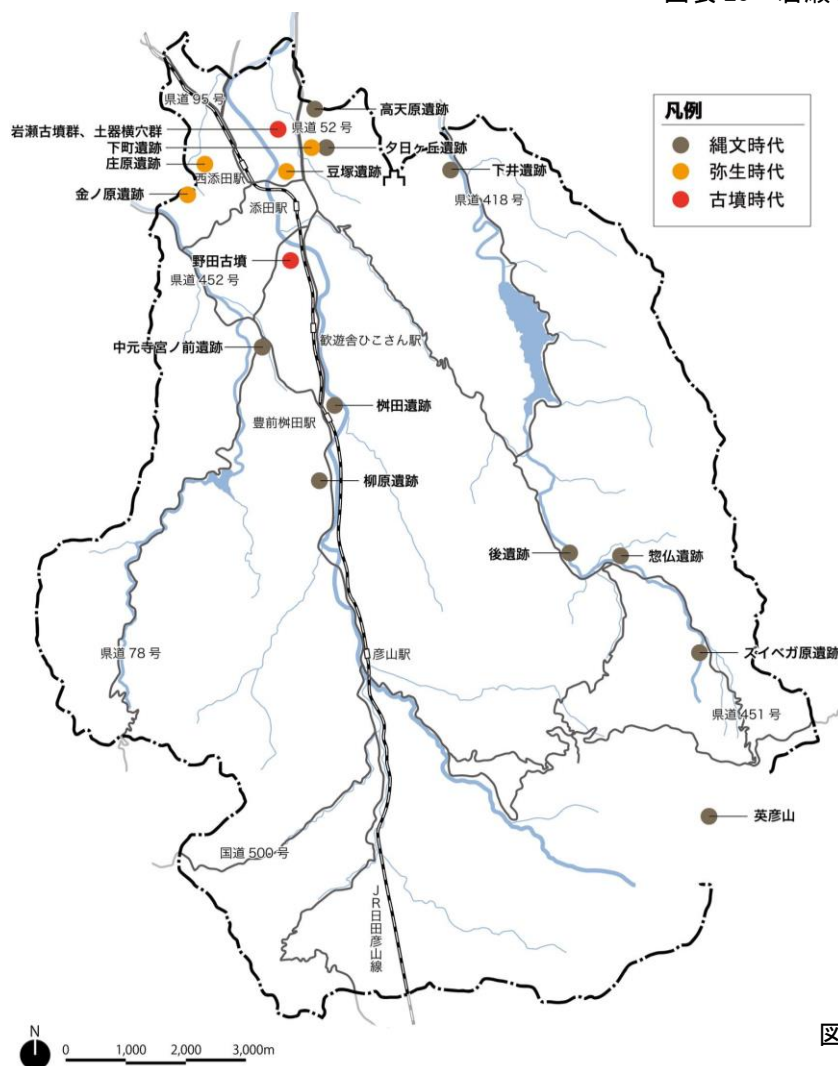
図表 22 庄原遺跡の銅鉞鉞鑄

③古墳時代

町内には、これまで9基の古墳と20基の横穴墓が発見されており、岩瀬古墳群や野田古墳の3基の古墳、土器横穴群が現存する。遠賀川の上流である内陸最深部に位置するこれら古墳群の存在は、大陸・朝鮮半島から進んだ農業生産技術の導入による稲作の普及が進んだことを示すとともに、それまでの小地域集団が統合され、小国家体制が整備されたことを示している。



図表 23 岩瀬2号古墳



図表 24 主要遺跡の分布

イ 古代

①奈良・平安時代

本町では、中元寺宮ノ前遺跡から奈良～平安時代にかけての郷庁跡とみられる遺跡が発見されている。中元寺宮ノ前遺跡では、官衙遺構でしか見られない墨書土器、中国製青磁、緑釉陶器などの遺物とともに、大型の建築物跡が発見されている。

古代末には、中元寺から川崎町安真木にかけては「虫生庄」と呼ばれていた。

『宇佐大鏡』に、「虫生稻光／田数六〇丁、同時定卅五丁」、「仲虫生別符本者府領也」と記されており、この地は大宰府領であったことが分かる。その後、永長2(1097)年、宇佐^{みるくじ}弥勒寺に寄進されたと伝えられている。この虫生別符が後に中元寺荘となったと考えられている。

中元寺薬師堂には比叡山横川の恵心僧都が安置したという平安時代後期の薬師如来坐像（県指定文化財）があり、往時をしのぶことができる。また、『大宰府安楽寺草創日記』によると、永承2(1047)年に後冷泉天皇の御願によって安楽寺金堂が建立され、「副田庄七十町」などが寄進されたとある。これらは、現在の町域が各地の寺社荘園に組み込まれる程の重要な場所であったことを物語っている。



図表 25 中元寺薬師堂薬師如来坐像

ウ 中世

①室町時代

室町時代初期の南北朝時代、田川地方は北朝方（幕府方）と南朝方（反幕府側）が勢力を競った。象徴的な例は副田荘であり、この地は鎌倉時代から地頭職を務めていた北朝方の島津氏と、南朝方によって地頭に任命された橘氏による二重に支配された。その後、室町幕府から派遣された九州探題の今川氏や渋川氏が九州の南朝勢力を一掃し、豊前国は幕府の一元支配が敷かれるようになった。九州探題の渋川氏を助け、九州の平定に一役買った周防の守護大名の大内氏は、北九州に進出したが、豊前国の領有権を巡って、肥前の少弐氏、豊後の大友氏と敵対し、激しく争った。

応仁の乱に端を発した戦国時代、豊前国を巡る争いは激化した。少弐氏を滅ぼした大内氏は、北九州の制圧を図り、豊前国に侵入してきた中国地方の戦国大名の毛利氏に倒された。毛利氏は、大友氏とも抗争を繰り返し、田川地方は約10年間戦場になった。

エ 近世

①豊臣秀吉による九州平定

天正6(1578)年、北九州のほぼ全域を支配下に治めた豊後の大友宗麟は、対立する薩摩の戦国武将の島津義久と対決するため、日向に大軍を送った。しかし、その戦いで大友氏は島津氏に大敗を喫し、領土の大半を島津氏に奪われた。さらにこの敗戦で、それまで大友氏に威圧されていた九州の反大友勢力の武将たちは、島津氏と同盟を結んで一斉に反旗をひるがえしたため、大友氏は日向・肥後・筑後・豊前から攻撃を受けることになった。窮地に陥った大友宗麟は、九州を脱出し、完成したばかりの大坂城に赴いて、豊臣秀吉に救援を嘆願した。織田信長の意思を継いで天下統一を順調に進め、残すところは九州・関東・東北になっていた秀吉にとって、この嘆願はまさに渡りに船の申し出であった。九州遠征の口実ができた秀吉は、東北と山陰を除く37ヵ国に九州遠征の動員をかけ、兵25万人、米30万人分、馬糧2万頭分という大軍を編成し、天正15(1587)年、九州に向けて大坂城を出発した。

②豊前の堅城岩石城の攻防

秀吉が九州で最初の戦いの地を選んだのは、島津方の筑前の戦国武将・秋月氏の支配下にあった岩石城であった。岩石城が築かれた岩石山は、標高はわずか 454m であったが、その名の通り、急峻な花崗岩塊が露呈する天然の要塞で、豊前屈指の名城として知られていた。秀吉は、九州征伐の緒戦にこの岩石城をあえて選び、勝利することで九州での名声を高めようと考えた。



図表 26 廃城で放置された岩石城の矢穴石

秀吉の大軍は、秋月氏配下の武将である熊井久重が守る岩石城を攻撃した。秋月軍は、城に籠城して秀吉軍を迎え撃ったが、秀吉軍は城に火をかけることで一気に攻撃に転じ、難攻不落の岩石城は秀吉の大群の前にわずか一日で落城した。岩石城での秀吉軍の圧倒的な勝利は、後の戦況に大きな影響を与え、秋月種実は敗走して降伏、秋月氏と縁戚にあった英彦山も所領を没収された。また、秀吉最大の難敵、島津氏は秀吉との全面对決を避け、降伏したため、秀吉は岩石城攻め以上の激戦を経験することなく九州を平定した。

③毛利氏の支配

秀吉は、九州平定後、博多で諸大名の論功行賞を行った。博多の町は直轄地とし、九州の島津氏、大友氏、龍造寺氏の 3 大名の所領を安堵したのをはじめ、各武将に九州の所領を割り振る国分を行った。豊前小倉の所領を与えられたのは毛利勝信^{もうりかつのぶ}であった。勝信は、長崎での貿易に積極的に関わるとともに、キリスト教にも関心を示し、宣教師を厚遇した。一方、彦山の所領と権威を支配下に置こうと、弟の毛利（森）久八郎吉勝の子息を彦山の座主にするように彦山に迫った。しかし、彦山座主は助有法親王からの血脈縁者を座主とすることを盾に、要求を拒絶した。

慶長 3（1598）年、秀吉の死後、重臣の徳川家康と石田三成が対立し、全国の大名たちは徳川方の東軍と石田方の西軍に分かれると、毛利氏は西軍についたが、関ヶ原の合戦の最中、居城の小倉城を黒田氏に攻め取られた。さらに、関ヶ原の合戦に勝利した徳川家康に領地を没収され、13 年間にわたった毛利氏の豊前国支配は終わりを告げた。

④細川氏と小笠原氏の藩政

毛利氏のあとに豊前国を治めたのは、関ヶ原の戦いの功勞で家康から恩賞を受けた細川忠興^{ほそかわただおき}であった。豊前国と豊後国のうち、国東、速見両郡の計 30 万石を与えられた細川氏は、検地をおこなうときに、領民の戸口調査を行って人畜改帳を作成し、行政区画として 15～20 の村をひとつの「手永」とし、それぞれに大庄屋を長に置く「手永制」を敷いた。田川郡は、7 つの手永に区画された。元和元（1615）年、一国一城令により豊前国は、小倉城と中津城を除くすべての城が廃された。

寛永 9（1632）年、播磨国明石城主だった小笠原忠真は、細川氏の後任として小倉城に入城した。当時、九州は外様大名の勢力圏であったが、譜代大名の小笠原氏の小倉城入城は、徳川の全国支配の完成を象徴するできごとであった。小笠原氏は、細川氏の農村支配機構をそのま

ま継承した。

オ 近代

①石炭産業による繁栄

明治維新後、近代化に向けた殖産政策として官営八幡製鐵所が創業され、石炭需要が拡大し、筑豊各地は炭鉱が開業した。

藏内次郎作は、明治 18(1885)年、親戚の久良知重敏らとともに峰地炭坑の採掘を始めた。大正 4(1915)年、次郎作が力を注いだ小倉鉄道は、東小倉から上香春（現・香春駅）を經由して上添田（現・添田駅）まで開通した。翌 5（1916）年、次郎作は藏内鉱業株式会社を設立した。その後、峰地 3 坑等を開坑したが古河鉱業に譲渡することになり、軍需拡大に伴って、筑豊炭田は国内第 1 の産出量を誇った。



図表 27 峰地炭鉱 峰地 1 坑全景

英彦山は、旅館街を中心に炭鉱就業者の保養所として賑わい、添田本町地区は商業施設が充実し、西側に小倉からの主貫道が併設され、西本町と称して賑わった。峰地炭鉱のあった上添田駅（現・添田駅）に商業施設の中心が移り、映画館、劇場などの娯楽施設も整備された。

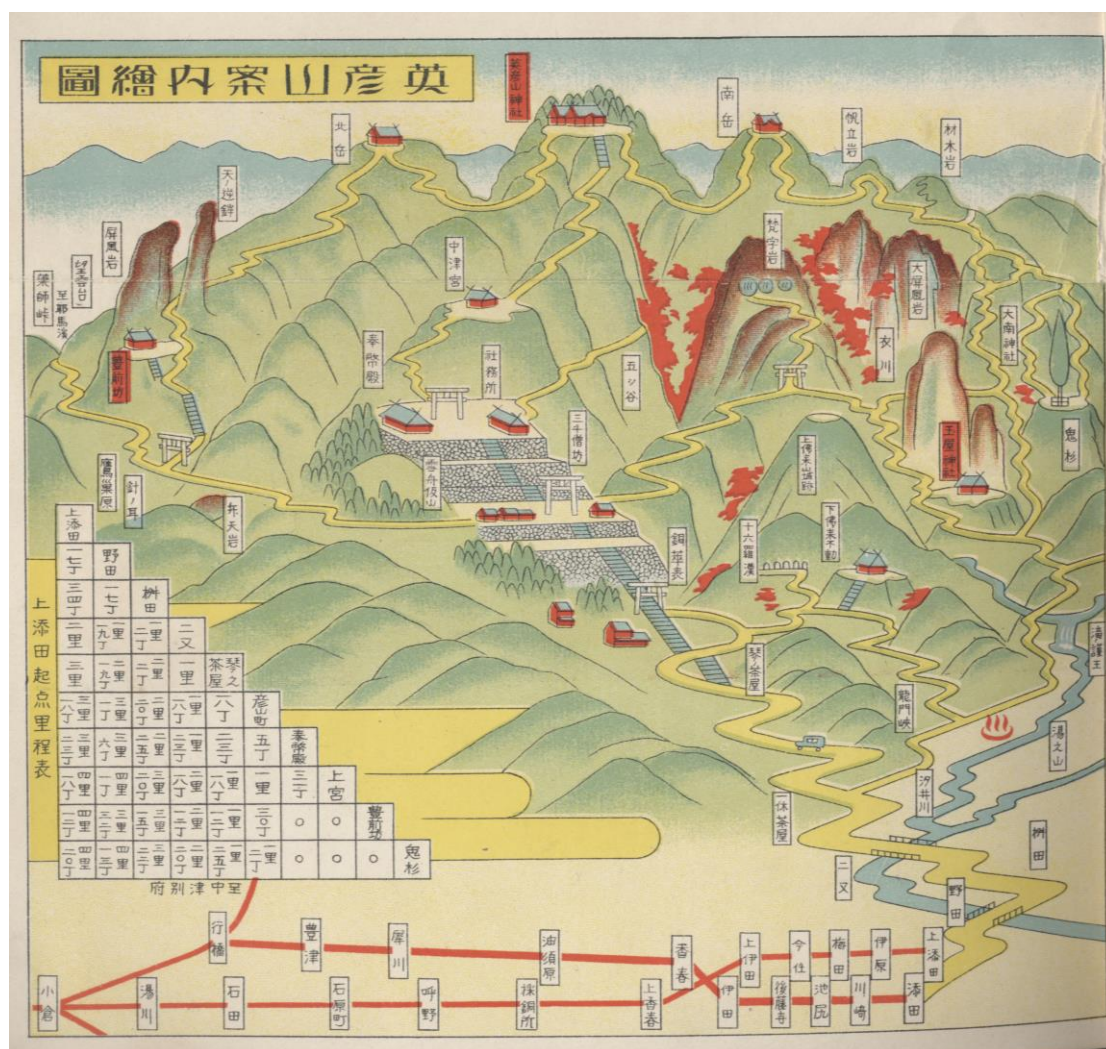
しかし、エネルギー政策を迎え、昭和 36(1961)年の峰地 1 坑の閉山を機に衰退し、昭和 44(1969)年に完全閉山となった。

②炭鉱閉山後

炭鉱閉山後、本町は人口流出や残存鉱山による地盤沈下等の問題が発生したため、鉱害復旧事業や新産業の振興が図られ、ボタ山や炭鉱住宅は全て取り壊された。炭鉱という主要産業を失った本町は、豊富な自然を生かした林業、水はけのよい中元寺金ノ原台地を生かした畑作農業などが地場産業の中心となった。

一方、深山幽谷の豊かな自然と悠久の歴史を育んできた英彦山は、文化活動の場ともなり、女流俳人として著名な杉田久女は、英彦山で度々吟行し、数多くの句を生み出した。久女の作品の「研して 山ほととぎす ほしいまゝ」は、英彦山を詠んだ歌として特に著名である。また、英彦山神社の宮司となった高千穂宣麿男爵は、タカチホヘビを発見するなど成果を上げ、自ら開設した「高千穂昆虫学実験所」を九州帝国大学に寄附し、昭和 11(1936)年に昆虫学研究の雄となる「九州帝国大学生物学研究所」が置かれることとなった。そして昭和 25(1950)年、英彦山は「耶馬日田英彦山国定公園」として国内最初の国定公園に選定されると、昭和 40（1965）年に町営「国民宿舎ひこさん」、昭和 46（1971）年に県立「英彦山青年の家」が開所され、多くの観光客で賑わった。彦山駅まで開通していた鉄道は、現在の本町と東峰村を結ぶ釈迦岳トンネルが貫通したことにより、昭和 31（1956）年より日田彦山線（城野駅から夜明駅まで）が開通した。この開通により、観光地英彦山の登山口としての彦山駅の年間乗降客は、昭和 31（1956）年に年間 18 万人を越えた。

平野部においては、平成 8（1996）年に町民等の相互交流の場として、ふれあいの館「そえだジョイ」、「岩石城（美術館）」が竣工、平成 11（1990）年にふれあい物産センター「歓遊舎ひこさん」を開業し、町内外から本町産の野菜などを求めて、多くの人が訪れてきた。平成 17（2005）年に歓遊舎ひこさんが道の駅として開駅されると、平成 20（2008）年に JR 日田彦山線に「歓遊舎ひこさん駅」が開業された。



【出典：英彦山大觀】

- 参考文献 添田町史編纂委員会編『添田町史 上巻・下巻』（平成 4（1992）年）
添田町制施行 100 周年記念実行委員会編『添田町政施行 100 周年記念誌』（平成 23（2011）年）

2) 添田町の指定文化財

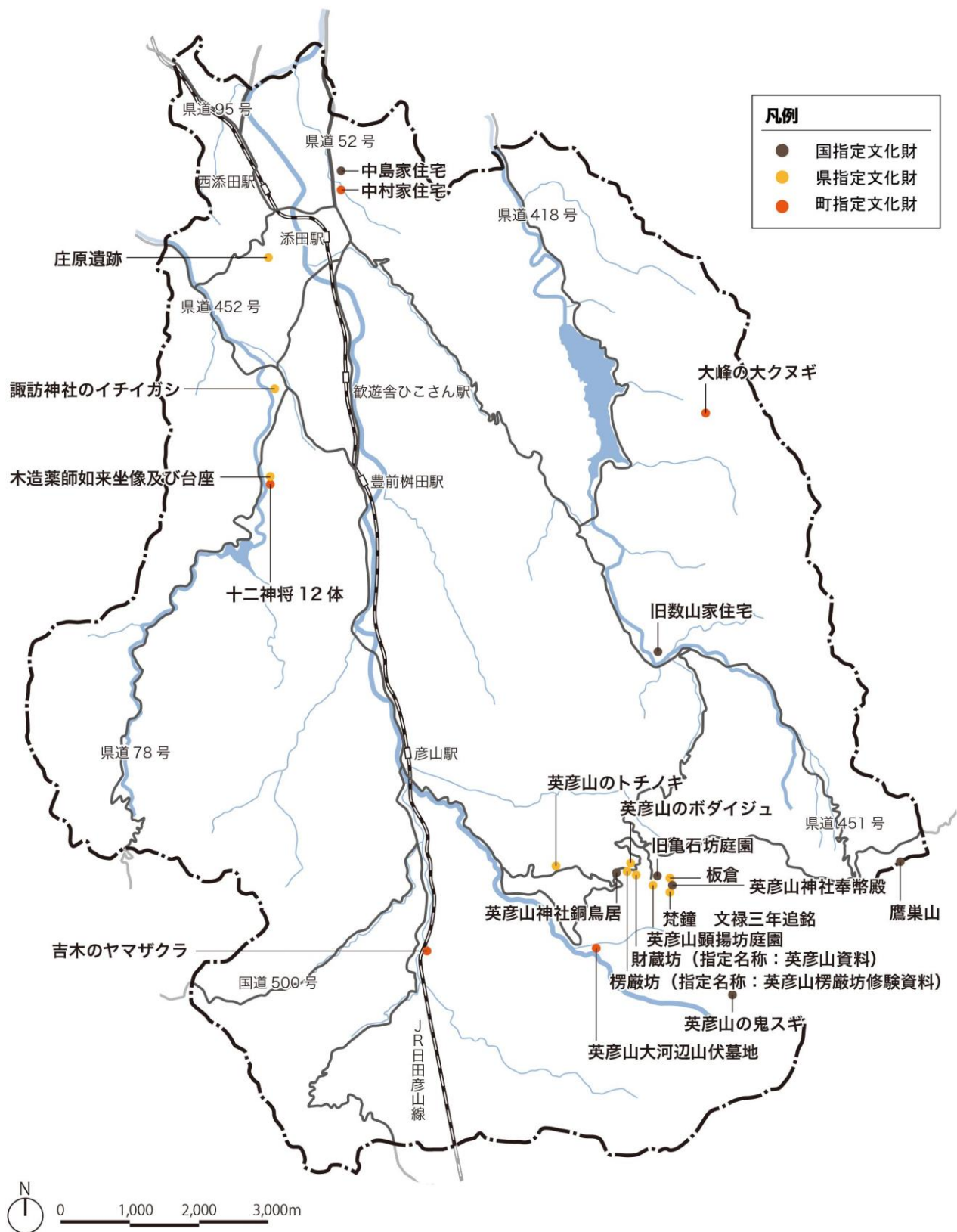
本町は、美術工芸品を含め様々な指定文化財を有しており、国指定文化財と福岡県指定文化財（以下、県指定文化財）、添田町指定文化財（以下、町指定文化財）を合計すると、32 件の指定文化財が存在する。

多くの指定文化財は、修験道に関するものであり、英彦山神社銅鳥居や奉幣殿等の社殿、山伏の宿坊等の有形文化財が英彦山内に分布している。英彦山の麓には、英彦山への往来により形成された日田道の町家建築や集落の農家住宅等の有形文化財（建造物）が分布している。

図表 29 指定文化財等の件数

類型		国指定	県指定	町指定	国登録	合計
有形文化財	絵画	－	－	－	－	－
	彫刻	－	1	1	－	2
	工芸品	2	1	－	－	3
	書跡・典籍	1	－	－	－	1
	古文書	－	－	－	－	－
	考古資料	1	－	－	－	1
	歴史資料	－	－	－	－	－
	建造物	4	1	1	－	6
無形文化財		－	－	－	－	－
民俗文化財	有形民俗文化財	－	4	－	－	4
	無形民俗文化財	1	－	1	－	2
記念物	史跡	1	1	1	－	3
	名勝	1	1	－	－	2
	天然記念物	2	4	2	－	8
文化的景観		－	－	－	－	－
伝統的建造物群		－	－	－	－	－
合計		13	13	6	－	32

（平成 31（2019）年 3 月 31 日現在）



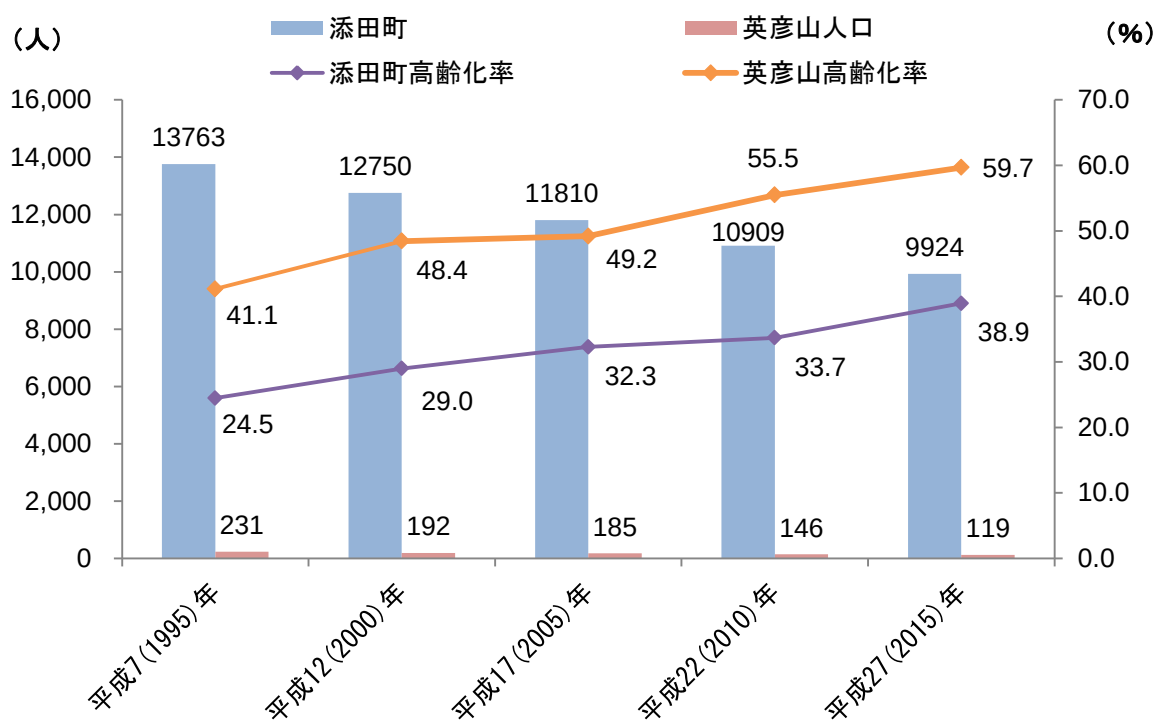
図表 30 指定文化財等の位置

(3) 社会環境

1) 人口

本町の人口は、平成 27（2015）年時点で 9,924 人、大字英彦山の人口は 119 名である。平成 7（1995）年以降、町全体において人口減少の状況にあり、大字英彦山の人口も減少傾向にある。

一方、高齢化率は、平成 7（1995）年以降、町全体において増加傾向にあり、平成 27（2015）年時点で 38.9%である。大字英彦山の高齢化率は同様に増加傾向にあり、平成 27（2015）年時点で 59.7%となっている。高齢化率の全国平均が 26.3%であることから、英彦山の高齢化は顕著に高い状況にある。



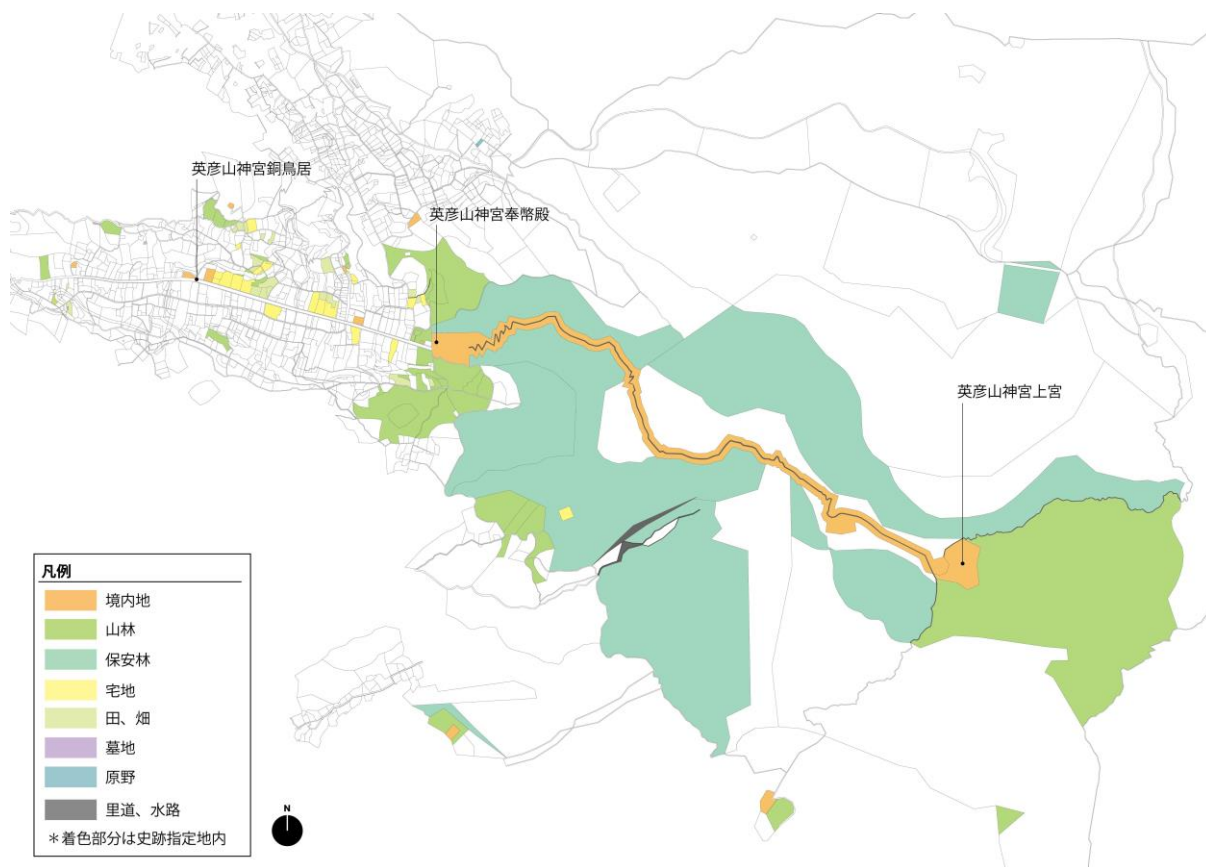
図表 31 本町と大字英彦山の人口、高齢化率の推移

【出典：国勢調査】

2) 土地利用

本町の土地は、約 8 割が森林となっており、非常に多くを占めている。農地は 1 割未満で、宅地等の土地利用は残りの 1 割強程度となっている。

史跡英彦山の大部分を占める英彦山神宮奉幣殿より山頂域は、英彦山神宮下宮、中宮、上宮とそれらを結ぶ参道が境内地として利用されている他は、大部分が山林及び保安林であり、自然地となっている。英彦山神宮奉幣殿より西側に位置する門前領域は、坊舎が建ち並ぶ宅地、田や畑、山林として利用されている。



図表 32 史跡指定地内の土地利用

【参考：地籍調査】

3) 交通

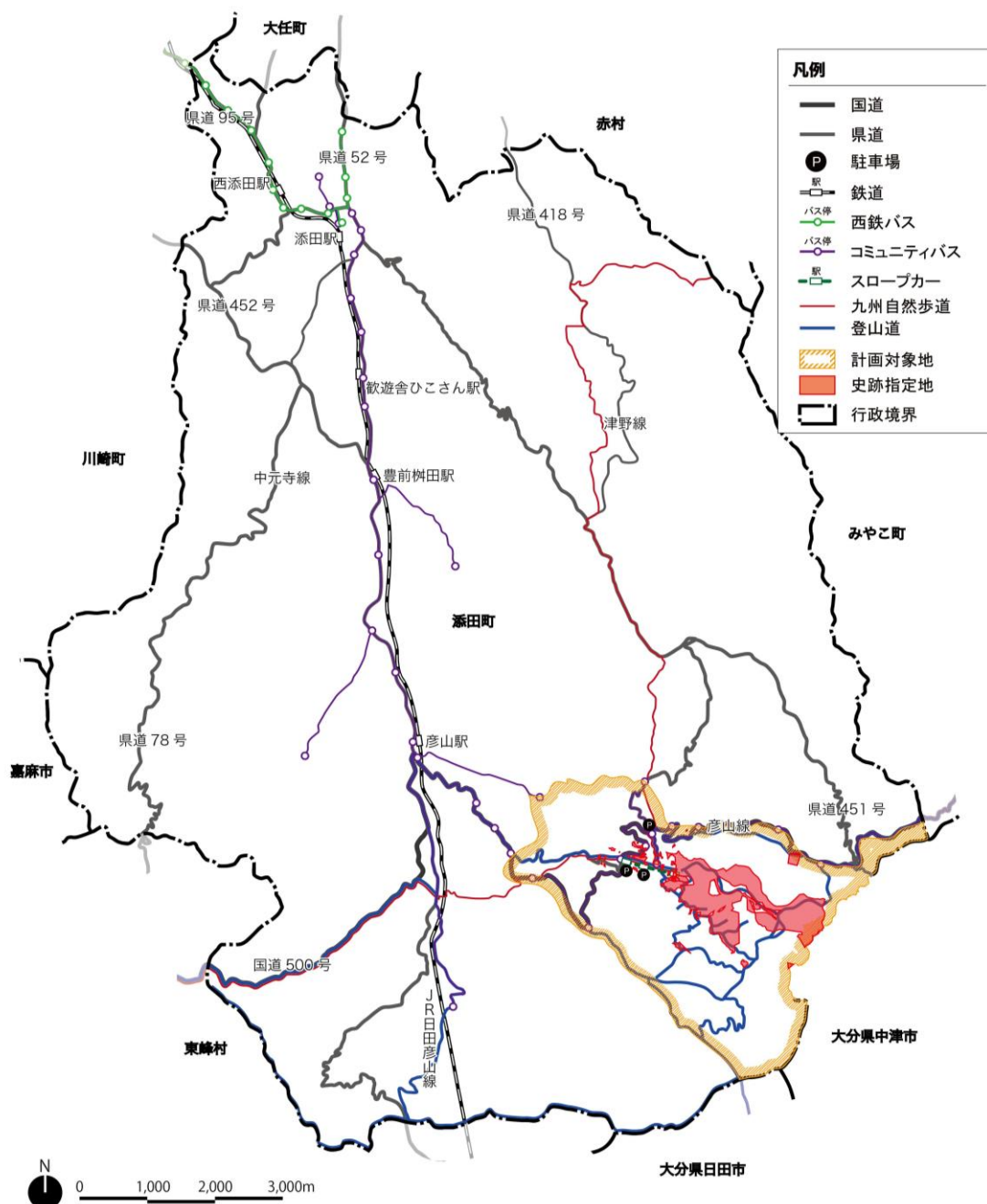
英彦山への交通アクセスは、主に自動車と公共交通がある。

自動車によるアクセスは、主に国道 500 号を通り、英彦山神宮奉幣殿付近まで通行できる。駐車場は、別所駐車場やスロープカーの駅周辺にまとまって整備されている。

公共交通によるアクセスは、最寄り駅の JR 日田彦山線の彦山駅より英彦山へはコミュニティバスが通る。しかし、平成 29 (2017) 年 7 月の九州北部豪雨の影響により、JR 日田彦山線は添田駅から夜明駅（日田市）までが不通となっており、現在、マイクロバスや中型バス、ジャンボタクシーによる代替輸送が行なわれている。

英彦山内は、英彦山神宮の参道と並走して、英彦山神宮銅鳥居から英彦山神宮奉幣殿を結ぶスロープカーが整備されている。

また、英彦山をはじめとする山々には、九州自然歩道や登山道等が整備されている。



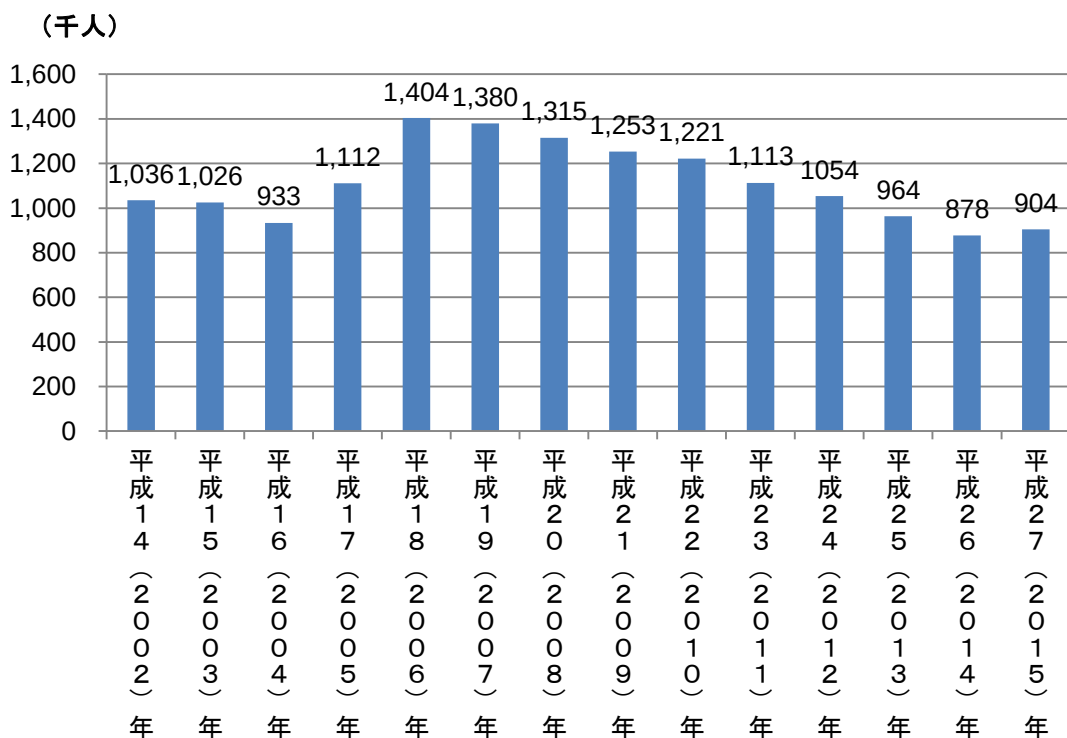
図表 33 英彦山の周辺交通網

4) 観光

本町は、有数の観光資源である英彦山を擁するとともに、観光振興としてバーベキュー等のアウトドアが満喫できる「英彦山野営場」や、町の花であるシャクナゲ 5,000 本をはじめ 70 種類以上、3 万 2 千本以上の花木が咲き乱れる「英彦山花園」、桜の名所として名高い「添田公園」、英彦山修験道に関する重要文化財等が展示されている「英彦山修験道館」、ドライブオアシスと物産販売所を兼ね備えた「道の駅歓遊舎ひこさん」、観光客の宿泊施設である「英彦山温泉しゃくなげ荘」や「ホテル和」等の多種多様な施設が整備されている。また、花火大会やふるさとまつり等の四季折々のイベントを実施することで、年間 100 万人を超える人が訪れている。

観光入込客数は平成 14（2002）年から微減していたが、平成 17（2005）年のスロープカー開業等の取組により、平成 18（2006）年は年間約 30 万人増加した。しかし、平成 18（2006）年以降は観光入込客数が微減しており、英彦山信仰離れと近隣市町村の観光地整備等の影響が考えられる。

平成 27（2015）年に実施した調査によると、英彦山への来訪者は、多くの人が英彦山神宮奉幣殿、次いで上宮（中岳山頂）を訪れており、最もよかったと思った場所・施設においても、英彦山神宮奉幣殿、上宮（中岳山頂）を挙げている。また、英彦山の魅力は、景観・自然、次いで登山・トレッキングが多く挙げられている。



図表 34 観光入込客数の推移

【出典：福岡県観光入込客数推計調査】

2-2 英彦山の概要

(1) 調査の概要と成果

1) 英彦山にまつわる調査概要

英彦山にまつわる調査は、行政主体による調査に加えて、民間等による調査も含め実施されている。調査の経緯は、下表のとおりである。

図表 35 調査の経緯 (1/2)

年	内容
昭和 19 (1944) 年	英彦山神社が小林健三に委嘱して『英彦山神社誌』を発行。
昭和 23～25 (1948～50) 年	伊藤尾四郎『福岡県史料業書』が発行。 ・「豊前彦山史料」と題して、一部英彦山文書や祭礼等を収録。
昭和 33 (1958) 年	田川郷土研究会『総合研究報告英彦山』が発行。 ・歴史民俗、文学、自然、建築、観光等の分野で調査研究された成果を論考として掲載。
昭和 47 (1972) 年	添田町教育委員会『英彦山民俗緊急調査』が発行。 ・英彦山の資料概要がまとめられた。
昭和 52 (1977) 年	中野幡能編『山岳宗教史研究叢書十三巻「英彦山と九州の修験道」』が発行。 ・英彦山を始め、地方山岳宗教研究の指標となる多くの九州山岳霊場の内容が掲載。
昭和 53 (1978) 年	添田町教育委員会『山伏の住む英彦山－英彦山伝統的建造物群保存地区調査概要』が発行。 ・英彦山の建造物、庭園の概要と保存に関する指針が示される。
	田川郷土研究会『増補英彦山』が発行。 ・『総合研究報告英彦山』に「彦山文学年表」、「英彦山綜合年表」等の研究論考を増補。
	北九州市立歴史博物館が昭和 51 (1976) 年に「豊前修験道英彦山展」を開催し、その研究成果を『研究紀要 1 特集豊前修験道』にまとめた。
	(財) 元興寺文化財研究所が昭和 52 (1977) 年度に英彦山・求菩提山の仏教民俗調査を行い、『英彦山・求菩提山仏教民俗資料緊急調査報告書』を発行。
昭和 57 (1982) 年	朝日新聞社主催で「英彦山学術調査」を開始し、朝日新聞西部本社編『英彦山』が発行。 ・峯入道程踏査や山頂経塚遺構調査、窟所在調査などが行われた。
昭和 58 (1983) 年	朝日新聞西部本社編『英彦山発掘』が発行。
昭和 59 (1984) 年	北岳山頂から金銅製如来立像（新羅仏）、「王七房」銘経筒、今熊野磨崖仏などを検出。
昭和 61 (1986) 年	添田町教育委員会『英彦山修験道遺跡 添田町埋蔵文化財調査報告書』添田町役場編『英彦山を探る』が発行。
	廣渡正利と川添昭二の共同で『彦山編年史料古代・中世編』が発行。

図表 35 調査の経緯 (2/2)

年	内容
昭和 63 (1988) 年	長野覚『英彦山修験道の歴史的地理学的研究』が発行。 ・英彦山の聖域観、領域、信仰圏を明確にし、英彦山修験の特徴的な回峰行「大廻行」や峯入修行、英彦山修験組織のあり方などを示す。
平成 5 (1993) 年	英彦山研究会『英彦山玉屋坊跡をめぐる諸問題』を報告。 ・玉屋谷の坊跡、窟、墓地など英彦山の史跡要素を抽出した調査。
平成 6 (1994) 年	廣渡正利と福岡古文書を読む会の共著で『英彦山年番日記』、『英彦山信仰史の研究』が発行。
平成 8 (1996) 年	添田町教育委員会『英彦山大河辺山伏墓地調査報告書』が発行。 ・観光開発に伴い調査を実施。
平成 9 (1997) 年	『山岳修験』一九号の中で、山本義孝氏「英彦山四十九窟の信仰 玉屋窟を中心として」が報告。 ・窟構造や窟籠修行のあり方などを有機的に検証。
平成 18 (2006) 年	『山岳修験』三七号の中で、山本義孝氏「彦山中における宿遺跡の検討」が報告。 ・大宿、柴宿などの機能や宿形状が示される。
平成 19 (2007) 年	東峰村教育委員会『岩屋神社遺跡 東峰村埋蔵文化財調査報告書第一集』が発行。 ・宝珠山窟の性格を明確にするとともに、これまでの英彦山窟の成果を集成し、出土遺物から英彦山修行の時期を 8 世紀まで引き上げる可能性を示す。
平成 28 (2016) 年	添田町教育委員会が平成 22 (2010) 年から歴史的諸資料の総合調査を 5 ヶ年にわたって実施され、『英彦山総合調査報告書』が発行。
平成 29 (2017) 年	添田町教育委員会が英彦山内の庭園調査を開始。

参考文献) 添田町教育委員会『英彦山総合調査報告書』(平成 28 (2016) 年)

2) 総合調査の内容と成果

本町は、平成 22 (2010) 年から英彦山の歴史的範囲と遺跡内容確認調査を 5 ヶ年にわたって実施した。また、歴史や民俗、古文書、考古、美術工芸、建造物の各分野からなる「英彦山調査指導委員会」を組織し、その指導により総合的に史跡たる英彦山の内容調査を実施して精査した。

①歴史的範囲の調査

古代の英彦山は、『彦山縁起』によると、神霊の天降る山として「日子神」(天忍穗耳命^{あめのおしほみのみこと})を祀り、山頂を「日子神」の御坐す神奈備^{かんなび}「日子乃御山」として、独自の聖域を創出して神体山として確立した。

山頂域は、11～12 世紀頃を中心として多くの経塚が山頂三峰に営まれ、法躰岳(北岳) 山頂磐境では、「王七郎(房)」銘経筒、金銅製新羅仏^{しらぎ}など渡来系仏教遺物が出土している。

また英彦山は、玉屋般若窟に代表される四十九窟を体系化し、山中行場として整備され、窟を中心とした谷講集落ができると、末山である蔵持山(みやこ町)、求菩提山(豊前市)などの英彦山六峰を包括して、七里四方に及ぶ広大な神領域が定められ、彦山領域として「七里結界」の概念が確立した。『彦山流記』によると、彦山領域は、東限は中津市山国大井手口、南限は日田市財津壁野、日田市大肥、西限は朝倉市杷木山、東峰村江川付近、嘉麻市宮吉八王子、北限は本町岩石山付近、みやこ町犀川蔵持山として、七里四至の領域位置が示されている。

このように中世における英彦山領域の規模は広大で、領域の変遷から最終的に保護すべき史跡「英彦山」の領域を把握することとした。

中世により確立した七里結界神領域は、戦国動乱により失われたが、江戸期に至って小倉藩主細川忠興をはじめ、諸大名を大檀那とし、多大な寄進を受けて再興した。

その信仰圏は、九州一円におよび「九州九国総鎮守」として大峰山、羽黒山と並ぶ三大修験霊場となり、山中に衆徒三千にも及ぶ大規模修験集落を出現させた。また、「坊家」は九州一円には 42 万戸もの檀家を有した。

元和 2 (1616) 年に大講堂再建余材で造られたとされる立体地形模型「彦山小形」は、この隆盛を極めた近世彦山神領域の四至位置を示したものと考えられている。約 1.33m 四方に英彦山神領域を彫出されたものであり、本町ではこの詳細なレーザー実測調査を実施した。その結果から、四至位置は、東は野峠、西は小石原行者堂、南は宝珠山岩屋、北は日岳、と考えられ、概ね東西 12.5km、南北 13.0km 程の範囲となることが判明した。これは、天保 4 (1833) 年の『豊前国之郷村高帳』御勘定方差出控の英彦山神領域東西 3 里余、南北 3 里余の範囲に合致することが分かった。

江戸後期になると、英彦山領域の範囲は一変する。享保年中に著された『英彦山來歴直覧』には「東西 2 里、南北 2 里半」が示されており、範囲が縮小されていることがわかる。また、幕末に英彦山と小倉藩の軋轢が深まると、英彦山社地・落合村堺について論じた『文久二年英彦山社地堺落合村堺論図』においては、英彦山社領はさらに狭まり、南坂本下の祓川以西の神領域が欠落して祓川を落合境とすることが示されている。津野堺は、七大童子から野峠を結んだ稜線とし、領地縮小されたことがわかる。よって、この文久 2 (1862) 年の絵図の範囲は、英彦山修験の最終的な歴史範囲として捉えられ、現在の行政区としての大字英彦山とほぼ合致

する。このことから、この範囲をもって史跡「英彦山」の保護すべき範囲として位置づけられた。

②航空レーザー測量調査と史跡構成

近世における英彦山の範囲と構成は、江戸中期までに完成したとみられるが、その構成は大きく2分されている。この構成は、英彦山霊仙寺（現、英彦山神宮）境内域を境として、上部の修行と聖域の空間と、下部の現在も生活域となっている門前空間に大きく二分される。さらにこの構成は、文化3年(1804)の『英彦山由来大略記』を見ると、三所権現在所三峰（北岳、中岳、南岳）を中核に、山麓から銅、石、木の鳥居で結界された、四重の結界聖域に分けられた。四重の結界聖域は、①上宮社殿と経塚遺構のある山頂聖域（常寂光土^{じょうじゃっこうど}）、②参籠窟や峰入宿のある山中行場（実報莊嚴土^{じつぽうしやうごんど}）、③大講堂（奉幣殿）等の社殿伽藍がある英彦山霊仙寺境内域と坊舎群落の門前領域（方便浄土^{ほうべんじやうど}）、④門前大門銅鳥居下に凡聖が雑居する「唐ガ谷地区」の木地師・鍛冶師等が居住していた集落と、「南・北坂本地区」の農民、職人等が居住していた集落（凡聖同居土^{ぼんせいどうきよど}）として構成されている。このように近世英彦山の神領域形成における最大の特徴は、山頂聖域から俗人の住まう門前町までが四土結界領域にある点、一山山中で全てが完結する霊山という点、血縁組織で形成した一山三千衆徒という比類ない山岳修験集落を築き上げた点にある。これら特徴は現在の山中・門前の姿に遺されており、英彦山の重要な構成要素となっている。

門前主要構造物には座主院跡がある。英彦山霊仙寺境内域から西に1kmほどに延びる大門筋の両側には多くの坊舎群が立ち並び、門前集落が形成されている。また、上霊仙谷下の名勝旧亀石坊庭園がある中谷との分岐に大辻道が交差し、その南側の南谷集落の奥に座主院跡がある。

本町では縄張り図の作成調査と遺物表面採集を実施した。座主院跡は、東西150m、南北100mの敷地範囲を有し、また、番所跡や黒門跡、御下屋跡、座主御本坊跡などの構成が明瞭であり、桃山期～江戸初期の庭園跡も残され、遺構の遺存状態は極めて良好である。周辺域にも座主の近習屋敷跡、南側には座主御廟も配置され、英彦山の中核遺構として重要である。また、おびただしい陶磁器類が採集され、初期伊万里、鍋島などの肥前陶磁器、織部、中国華南陶器など多彩な優品器物が採取されている。

また、本町は座主院跡から300m程南にある智室谷坊集落の地形測量調査も行った。智室谷は、上部に智室窟、最下部に文殊窟が配置され、その間に山伏坊集落が集積している。更に、集落を望む南側尾根鞍部に墓地が並ぶ構成となっている。窟と坊院谷集落の構成は、明確に完結する山中山伏集落であり、英彦山修験集落の典型である。

この外、山中には峰中宿の行者堂備宿、池尾宿、修行窟の五窟、玉屋神社般若窟をはじめとして、墓地、石造物など様々な構成物を調査確認した。しかし、英彦山領域の規模は1,200万㎡にも及び、その確認作業が容易でないことから、史跡構造の詳細な地形データを得るため、昭和61（1986）年作成の航空地形測量図を補足して、航空レーザー地形測量調査を実施した。英彦山主要部の門前から山頂部を中心として、約東西3km、南北2.5km、総面積6.9k㎡の範囲を対象に実施した。そのデータ分析により、『豊前之国郷村高帳』に記された山中600余りの居住建築物と屋敷地が形成されていたことを裏付ける、門前645面以上の坊屋敷や堂社地などの平坦地が確認された。これにより、近世修験集落の構成がほぼ完全に近い形で残っているこ

とが判明した。また、『明治初年坊中屋敷図』に記載された250坊余りの坊屋敷地などをレーザー測量図にプロットし、英彦山の歴史空間の特徴と英彦山の領域を捉えた結果、大規模修験集落遺跡「英彦山」の遺跡内容を把握するためのデータをすることができた。

このことから、英彦山の領域観は、『彦山流記』の「彦山七里結界」、『彦山小形』の「彦山十方世界」、そして近世天台教理の「彦山四土結界」へと変遷していることが確認できた。

また、英彦山は古代中世には七里四方領地も戦国争乱や地域権力等に翻弄されてすべて失ったが、近世期に至って豊前小倉藩主細川忠興によって胎蔵界英彦山としての領地が安堵され、三里四方の近世英彦山神領域を確立したことが分かった。しかし英彦山は、幕末までに藩制などの変革から落合、津野、榊田といった境界山域を失い、東西2里(約7.8km)、南北2里半(9.8km)へと神領域が縮小割愛された。さらに明治維新の宗教政策により、英彦山修験道の終焉へと向かっていったことが認知された。

このように修験道によって育まれた深遠な歴史と壮大な領域を有する英彦山は、山上祭祀跡や山中窟、宿遺構などの遺構とともに、現在も生活域として活用される門前大門筋に座主本坊跡をはじめ池泉庭園を配する多くの宿坊群が配置され、良好な状態で史跡の構成物が存在している。また、諸大名が寄進した山頂上宮社殿、奉幣殿、銅鳥居など英彦山信仰への篤信物も顕著に遺されている。

英彦山は、信仰や宗教活動を示す遺跡の変遷が多岐にわたる史料から叙述的、かつ具体的に示されている。特にレーザー測量等により解明された古代から現在までに累積された英彦山の史跡構成は、我が国を代表する山岳宗教遺跡として捉えられ、「神体山として確立した山岳信仰の霊山」であると言える。



図表 36 座主院跡

(2) 英彦山の歴史

1) 古代神体山「英彦山」の信仰

英彦山は古来「日子神」（天忍穗耳命）を祭り、山頂域は神奈備「日子乃御山」として、「日子山」と呼称されていた。

その開基は、『彦山縁起』によると、^{けいたい}継体天皇 25（531）年、北魏の僧の^{ぜんしやう}善正による修行開基であるとされる。その後、宇佐弥勒寺別当^{ほうれん}法蓮は英彦山の玉屋^{くつ}窟で修行し、英彦山を中興した。弘仁 10（819）年、嵯峨天皇の詔^き勅で「日子山」は、「彦山」に改められたとされている。また『彦山縁起』によると、「四境七里永く寺産として御願寺となし、山に三千の衆をおき、^{むら}邑に八百の房をおく」として、英彦山領域と境内領域の概観が示されている。

英彦山の根源的信仰は山上祭祀があり、末法思想に基づく弥勒信仰や密教と相俟って、11～12 世紀頃を中心に、多くの経塚が山頂三峰に営まれた。英彦山では、現在までに 10 口分の銅製経筒が出土している。一箇所から出土した経筒量は非常に多く、このことから求菩提山とともに埋経の聖地となっていたことが窺える。特に昭和 57～59（1982～1984）年の朝日新聞西部本社主催の英彦山学術調査において、法鉢岳（北岳）山頂^{いわさか}磐境より「王七房（王七郎という説もある）」銘三段積上式経筒、金銅製新羅仏などをはじめとする象徴的な信仰遺物が出土した（現在、重要文化財に指定）。また、英彦山山頂での密教修法を示す遺物として 10～11 世紀頃の黒色土器^{たくつきがたつき}托付形杯が出土し、近隣で同様なものは宇佐八幡宮弥勒寺遺跡の 10 世紀後半の^{どこう}土壙出土例ほどしか見られない。このことから、黒色土器の六器^{あか}に閼伽を盛る密教修法が行われていたと考えられ、宇佐弥勒寺との関連も窺える。



図表 38 善正上人と藤原恒雄像



図表 37 英彦山経塚出土経塚（国指定文化財）



図表 39 法蓮上人

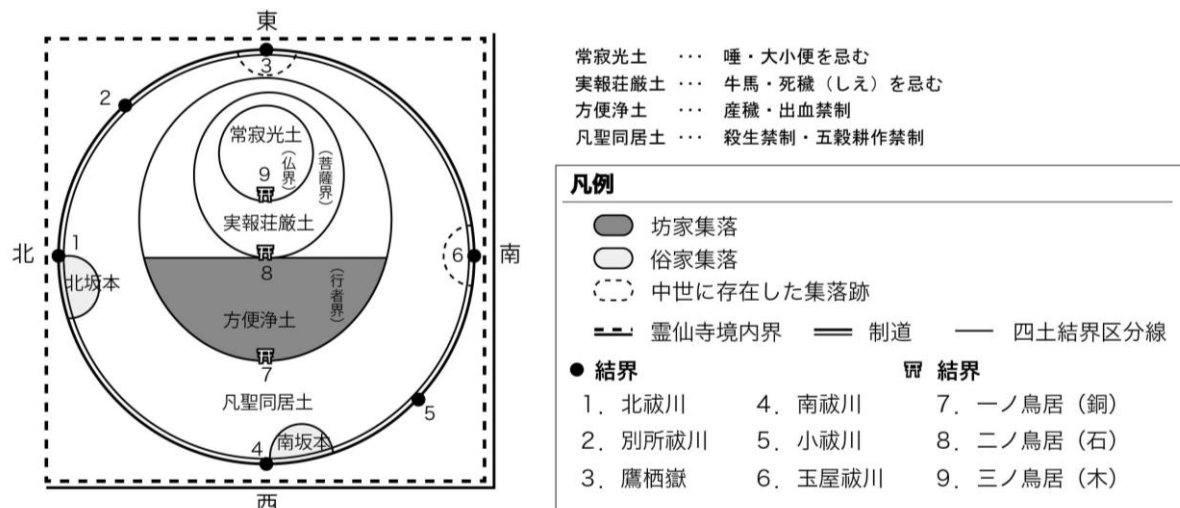
このように古代英彦山は、「山神」信仰の「神体山」として山上聖域が確立し、末法思想の流布とともに弥勒下生を祈念し、山林修行者や宋人らの経塚造営、埋経霊峰の中心となった。また一方で、多くの山林修行者が彦山に留まり、先達、講衆となって禅庵を結んで谷講集落ができた。山中行場として玉屋般若窟に代表される四十九の修行窟が整備され、末山の蔵持山、求菩提山など豊前六峰を包括した七里四方に及ぶ広大な神領域が定められた。宇佐・六郷満山と両極をなす天台系山岳寺院として、また豊前修験道の中核として発展した。その中心的年代は、今熊野窟磨崖仏の嘉禎3（1237）年の年紀銘や採集遺物から11～13世紀頃と考えられている。このことから、『彦山流記』に記された講衆による彦山固有の窟籠修行は、古代・中世英彦山の中心的修行形態であったと推察されている。これら山中窟は、神社（玉屋神社、豊前坊高住神社、宝珠山岩屋神社）などに姿を変えながらも現在まで英彦山信仰の要となっている。

2) 中世の彦山

仁平2（1152）年の『人聞菩薩朝記』^{にんもんぼさつちようき}に記されている様に、彦山では、日子神と仏が習合した御正体として「彦山権現」が誕生し、上宮、中宮、下宮を中心に十二所権現を配置する諸堂社が建立された。社伝によると、平安時代末、彦山高僧の増慶^{ぞうけい}は、彦山権現を讃える「松会」^{まつえ}祭礼を整えると、山中講衆は組織化して、院・坊が各谷に配置された。このように彦山では、山中行場、谷集落が完成するとともに、大講堂を本堂とした境内伽藍が整備され、「彦山霊仙寺」^{ひこさんりょうぜんじ}としての寺格が確立したとみられる。それとともに、独自の神領域支配が展開され、山中惣大行事を中心とした英彦山六峯大行事と豊前・豊後・筑前3国36ヶ村大行事が配置され、山麓七次大行事とともに四十八大行事によって七里四方の神領域が確保された。大行事領域の成立により、山上、山下^{さんげ}の領域と信仰体系の確立が見られる。このことを論証する事象として、山麓高木神社（旧大行事社）を中心に「卯の祭」^うなど山下収穫祭が行われており、現在も英彦山信仰が広く浸透していることが記録されている。広大な神領と多くの宗徒を有しながらも、別当寺や山外別院を持たず、山中での一元的惣山支配が展開され、一山一寺として強固な勢力を誇るに至った。

そして江戸期までに、彦山は、三所権現在所三峰（北岳、中岳、南岳）を中核に、山麓から銅、石、木の鳥居を結界として、四重の結界聖域を設け、参道最下部の銅鳥居から下を凡聖雑居界（凡聖同居土）、銅鳥居から大講堂の石鳥居間の1km余りを行者界（方便浄土）、石鳥居から9合目行者堂（1,100m）の木鳥居間は菩薩界（実報莊嚴土）、木鳥居から上部を仏界（常寂光土）という構成が完成した。

前述したように、彦山信仰領域形成における特徴は、山頂聖域から俗人の住まう門前町までが彦山結界領域に取り込まれ、一山山中で全てが完結する霊山という点にある。また、血縁組織で形成した一山三千衆徒という比類ない山岳修験集落を築き上げたことにある。彦山の構成は、比叡山の三塔十六谷の惣寺としての延暦寺と院々谷々の構成を手本に、惣寺としての英彦山霊仙寺と山中十谷と門前南北坂本までを一山とする大規模山岳修験集落が完成した。



図表 40 四土結界と集落配置の概念*

*長野覚『英彦山修験道の歴史地理学的研究』を基に作成

英彦山修験道の隆盛は、元弘3・正慶2（1333）年に、後伏見天皇第六皇子長助法親王^{ちやうじよ}を座主^{じやうゆう}として、現・朝倉市黒川の「黒川院」に迎え、天台宗門跡との関係を深め、天台修験道としての性格を強めていったことが一因としてある。『高千穂家歴世系次』によると、座主助有以来すべての座主は、天台宗門跡寺院で受戒得度を果たしたことが記されている。このことは、天台修験法流^{ひこさんしゅげんでんほうけつみやく}「彦山修験伝法血脈」と真言修験^{ひこさんしゅげんでんほうはつぷ}「彦山修験伝法法譜」という血脈、法脈の二元的な組織機能を成立させた。法脈的事象として、野州日光山住客^{あきゅうぼうそくでん}の阿吸房即伝が彦山華蔵院正先達承運^{しやううん}から授与され、口伝教義をまとめた『彦山修験秘訣印信口決集』は全国的に流布し、重要な修験教義となった。

また平安末期の『梁塵秘抄』^{りやうじんひしやう}に記された筑紫の霊験所「竈門」^{かまど}の本山「彦の山」として、彦山は室町時代には熊野修験の影響下、金剛界竈門山（宝満山）と胎蔵界彦山を往来し、擬死再生の十界行を行う「峰入行」が開始され、峰入宿が設置された。英彦山中には、「池尾宿」「備宿」「籠水宿」などに護摩壇や参籠行宿としての大宿跡、弟子度衆の細工場としての柴宿跡^{ひで}、碑伝板碑などがよく原形をとどめた状態で遺されており、英彦山峰入行を紐解く上での重要遺構となっている。

このように中世彦山の特質は、「彦山黒川院」という対外的座主が確立するとともに、宝満山を金剛界とし、また、英彦山六峰の修験道場を従え、九州修験の統括的霊山として発達したことである。

3) 近世の英彦山

近世英彦山の特質は、諸大名の庇護の下、座主家と公家との縁戚強化等により、西国一の修験道場となって「天台修験別山」の地位を得たことにある。

戦国動乱期の周辺領主の覇権争いや豊臣秀吉の九州平定の時代の中で、彦山は殆どの坊社堂宇を失い、更には全ての寺領をも没収された。古代・中世から続いた彦山信仰は、壊滅状態に陥り、歴史的事象の多くもこの時に消滅したと考えられる。転機となったのは、慶長5（1600）年3月5日、豊臣五奉行の増田長盛、長束正家、前田玄以により所領安堵され、彦山への守護不入などを定めた『五ヶ条壁書』が出されたことで、豊前領主の毛利勝信に対して「彦山に於いて、違乱有る間敷き候」とし、彦山への介入が禁じられた。江戸期に至って、小倉藩主の細川忠興をはじめとして各地諸大名を外護の大檀那とし、多大な寄進を受けて一気に再興した。

元和2(1616)年、細川忠興により大講堂が再建され、寛永14(1637)年、佐賀藩主の鍋島勝茂^{なべしまかつしげ}により銅鳥居が建立されたことは、再興の象徴であった。天保13(1842)年には、中岳山頂において鍋島斉正^{なべしまなりまさ}により上宮御本殿が寄進された。

その信仰圏は九州一円におよび、彦山は「九州九国総鎮守」として、大峰山や羽黒山と並ぶ三大修験霊場となった。この一つの要因は、細川忠興が彦山座主跡目之儀に関して、日野大納言^{ひのだいなごん}輝賢^{てるすけ}の二男である玄賀^{げんが}を14代座主^{しゅんゆう}舜有^{しんゆうに}の孫娘である深有尼^{まさちよ}(昌千代)と結ばせ、忠有^{ちゅうゆう}として15代座主に着座させたことにある。また、次代の有清^{ゆうしん}も岩倉(久我)家から入御し、公家、天台宗門跡との関連を強めていった。有清の子の通福が愛宕家を再興し、後光明天皇侍従となると、その子の福子は霊元天皇の掌侍として、仁和寺御室寛隆法親王の生母となった。このような脈で霊元法皇が享保14(1729)年、英の冠字を付して「英彦山」勅額を下賜した。また座主有清は、聖護院門跡道晃法親王の生母三位御局と又従兄弟であった。そのような中、聖護院門跡と本末論争が起こるが、20代座主^{そうゆう}の相有^{みちとみ}は日光山門跡を通じ、寺社奉行に訴えた。これにより英彦山は「別山紛れなし」の裁許を得た。このことは天台宗門跡や公家との強い繋がりの上に為し得たものと考えられる。

この様に近世英彦山は、大名筋、公家と関連して隆盛し、山中に衆徒三千にも及ぶ大規模修験集落が完成した。また「坊家」は、九州一円に42万戸もの檀家を有し、坊山伏は「歩き」と称して檀家を廻って布教し、檀越筋からは代参者を立てて「松会」参詣する「彦講」、「権現講」が行われた。彦講は佐賀県神埼地域などで現在も行われている。また、『豊前国郷村高帳』には、坊中500軒、庵室80軒、市中25軒という山中600余りの居住建築物と屋敷地が形成されたことが記されている。平成24(2012)年の航空レーザー測量の分析において、門前645面以上の宿坊などの平坦地を確認し、28棟におよぶ歴史的建造物の調査から大規模修験集落「英彦山」の特徴と規模を明確にすることができた。

4) 近代以降の英彦山

明治元(1868)年の「神仏分離令」により、英彦山修験道は衰退した。英彦山霊仙寺は、英彦山神社(現、英彦山神宮)となり、座主家は「高千穂」を名乗り、英彦山神宮宮司家として今日まで世襲されている。明治初年坊中屋敷図や旧職交名録などから推察すると、最終的には250坊程の宿坊が残ったことが窺える。しかし、多くの山伏は離山し、近代化による筑豊の炭鉱景気とともに、坊家は旅館業等に転職し、英彦山は保養の場所として変貌した。

昭和2(1927)年、昭和の新時代を代表する勝景を新しい好尚により選定することを目的に、大阪毎日新聞社・東京日日新聞社の主催、鉄道省の後援により、英彦山は「日本百選」に選定された。また、明治40(1907)年に英彦山神宮奉幣殿、大正13(1924)年に鬼スギ、昭和3(1928)年に旧亀石坊庭園、昭和14(1939)年に英彦山神宮銅鳥居*、昭和16(1941)年に鷹巣山が国指定文化財に指定され、昭和25(1950)年には、佐渡・弥彦、琵琶湖とともに耶馬日田英彦山国定公園として国内で最初の国定公園に選定された。これとともに英彦山の観光地化が進み、平成16(2004)年に参道脇に英彦山スロープカー、英彦山花園などが整備されている。

神仏分離令による修験道の衰退が進む一方、修験道の中で最も秘儀とされた峰入りは綿々と受け継がれていることがわかっている。『英彦山神社日誌』によると、多聞坊により私的に伝承されていたことが分かる。その後、断続的に継承され、明治43(1910)年8月には、大々的

に秋峰入りが行われたと伝わり、その時の行場を結界する「股木」が残されている。峰入りは、平成 6（1994）年より継続的に修験春風会により執り行われており、平成 25（2013）年 5 月、150 年ぶりに宝満山修験会により英彦山への峰入りが果たされている。

全体としては、英彦山は信仰の山から観光の山へと変貌を遂げた。山頂が自然公園の特別保護区域として最も重要度の高い保護区に指定されたにより、図らずも自然護持とそこにある歴史的文化遺産が護られる形となった。

図表 41 英彦山の主な変遷 (1/3)

【参考：九州歴史資料館平成 29 年度特別展 霊峰英彦山】

年	内容	出典
継体天皇 25 (531) 年	北魏の僧、善正上人が彦山を開山したという	鎮西彦山縁起
大宝元 (701) 年	役小角が彦山に登ったという	鎮西彦山縁起
慶雲 2 (705) 年	役小角が彦山の峰を開き、山伏修験道を伝えたという	歴代鎮西要略
弘仁 10 (819) 年	詔により、日子を彦と改め、霊山を霊仙寺と号す	鎮西彦山縁起
嘉保元 (1094) 年	彦山の衆徒が訴訟を起こして、争乱となり、大宰大貳藤原長房が都へ逃げ帰る	中右記、本朝世紀
永久元 (1113) 年	鞍手郡日光山住僧嚴与が南岳経塚に大仏頂経一卷を写経理納	英彦山南岳山頂出土、銅製円筒形銘文
久安元 (1145) 年	上宮宝殿に銅板経が奉納されたという	彦山流記
永暦元 (1160) 年頃	彦山を京都新熊野神社の荘園に施入する	新熊野神社文書、平安遺文
平安時代末期	後白河法皇撰の『梁塵秘抄』に、筑紫の霊験所として「彦の山」とある	梁塵秘抄
鎌倉時代初期	大友能直が彦山三所権現御正体を奉納	彦山三所権現御正体銘文
建保元 (1213) 年	7 月 8 日、『彦山流記』が成立するという	彦山流記
嘉禎 3 (1237) 年	今熊野磨崖仏が製作される	今熊野磨崖仏銘文
正慶 2 (1333) 年	後伏見天皇の第六皇子助有(長助)法親王が三井寺円満院より九州へ下向。筑前国黒川庄(現・朝倉市)に居住し、彦山座主となる	高千穂家歴世系次(高千穂(上)家文書)
文安 2 (1445) 年	『彦山諸神役次第』が成立する	彦山諸神役次第(英彦山神宮文書)
天正 4 (1576) 年	大友軍彦山を攻めるといふ	豊筑乱記、両豊記、九州記
天正 9 (1581) 年	大友軍が襲来、伽藍焼失、座主舜有が黒川院を去り、彦山南谷華蔵院に入る	高千穂家歴世系次
文禄 3 (1594) 年	南北朝時代製作されたという梵鐘が霊仙寺に寄進される	梵鐘銘文
慶長 6 (1601) 年	黒田長政、銅造彦山三所神体を造像させる	増了坊文書
元和 2 (1616) 年	9 月吉日、小倉藩主細川忠興が大講堂(奉幣殿)を再建する	大講堂建立棟札銘
寛永元 (1624) 年	6 月 12 日、佐賀藩主鍋島勝茂が上宮拝殿を造営	棟札銘写
寛永 14 (1637) 年	8 月吉日、佐賀藩主鍋島勝茂が銅の鳥居を寄進する	銅鳥居刻銘
元禄 9 (1696) 年	3 月 27 日、京都聖護院との本末論争で、寺社奉行の裁許により、「別山無紛」となる	本紀伊・戸能登・永伊賀連署裁許書(高千穂(上)家文書)
享保 14 (1729) 年	霊元法皇の院宣により「英彦山」となる	霊元法皇院宣(英彦山神宮文書)
寛政 4 (1792) 年	松浦史料博物館の『英彦山大権現松会之図』が製作される	平戸藩楽蔵堂蔵書目録
天保 13 (1842) 年	佐賀藩主鍋島斉正が、中岳山頂の御本社(上宮)を建立する	増了坊文書
文久 3 (1863) 年	小倉藩兵が来襲し、座主を含む幹部山伏を小倉に連行し、武力制圧の状況下に置かれる	日子山義僧伝
慶応 4 (1868) 年	閏 4 月 10 日、香春寺社方から神仏分離に関する書状・布告等が英彦山に届く	高千穂家当番日誌
慶応 4 (1868) 年	9 月 19 日、教有、英彦山神社大宮司に任官	高千穂家歴世系次
明治 2 (1869) 年	2 月 4 日、教有へ高千穂姓の宣下あり	高千穂家歴世系次
明治 5 (1872) 年	9 月 15 日、修験宗廃止の布告が出される	法令全書
明治 21 (1888) 年	高千穂宣磨、英彦山神社保存会の設立を県に申請し、認可される	英彦山神社保存会設置願
明治 33 (1900) 年	高千穂昆虫学実験所を創設	鶯嶺仙話
明治 35 (1902) 年	高千穂昆虫学実験所を九州昆虫学研究所と改称	鶯嶺仙話

図表 41 英彦山の主な変遷 (2/3)

【参考：九州歴史資料館平成 29 年度特別展 霊峰英彦山】

年	内容	出典
明治 40 (1907) 年	5 月 27 日、「英彦山神社奉幣殿」が古社寺保存法に基づく特別保護建造物（後の国指定文化財（建造物））に指定される	
大正 13 (1924) 年	12 月 9 日、「英彦山の鬼スギ」が史蹟名勝天然記念物保存法に基づく天然記念物に指定される	
昭和 3 (1928) 年	2 月 7 日、「旧亀石坊庭園」が史蹟名勝天然記念物法に基づく名勝に指定される	
昭和 8 (1933) 年	吉田初三郎が『英彦山霊山図』を製作する	
昭和 9 (1934) 年	英彦山神社の奉幣殿の解体修理	
昭和 11 (1936) 年	10 月 20 日、旧座主院跡に九州帝国大学附属彦山生物学研究所が開設	福岡日日新聞
昭和 14 (1939) 年	10 月 25 日、「英彦山神社銅鳥居」が国宝保存法に基づく国宝（後の国指定文化財（建造物））に指定される	
昭和 16 (1941) 年	8 月 1 日、「鷹巣山」が史蹟名勝天然記念物保存法に基づく天然記念物に指定される	
昭和 25 (1950) 年	英彦山が「耶馬日田英彦山国定公園」に指定される	
昭和 34 (1959) 年	6 月 27 日、「修験板笈」が国指定文化財（工芸品）に指定される	
昭和 39 (1964) 年	5 月 7 日、「英彦山のトチノキ」、「英彦山のボダイジュ」が福岡県指定文化財（天然記念物）に指定される	
昭和 41 (1966) 年	10 月 1 日、「梵鐘 文禄三年追銘」が福岡県指定文化財（工芸品）に指定される 11 月 15 日、「板倉」が福岡県指定文化財（建造物）に指定される	
昭和 50 (1975) 年	「英彦山神社」から「英彦山神宮」となる	
昭和 52 (1977) 年	4 月 9 日、英彦山修験信仰の遺品などが「英彦山資料」として福岡県指定文化財（有形民俗文化財）に指定される	
昭和 53 (1978) 年	3 月 25 日、英彦山神宮や坊舎に残る英彦山修験道関係の記録が「英彦山修験道関係文書」「高田家所蔵英彦山修験道文書」として福岡県指定文化財（有形民俗文化財）に指定される	
昭和 57 (1982) 年	南岳経塚の発掘調査が行われる 北岳の経塚で金剛仏と銅製蓋は発見される	
昭和 58 (1983) 年	智室窟の発掘調査が行われる	
昭和 59 (1984) 年	北岳経塚の発掘調査が行われる	
昭和 63 (1988) 年	6 月 6 日、南岳出土の銅経筒などが「福岡県英彦山経塚出土品」として国指定文化財（考古資料）に指定される	
平成 2 (1990) 年	6 月 29 日、「仁王般若経〈上下〉（色紙金銀箔散）」が国指定文化財（有形文化財）に指定される	
平成 3 (1991) 年	11 月 15 日、楞嚴坊に伝わる資料が「英彦山楞嚴坊修験資料」として福岡県指定文化財（有形民俗文化財）に指定される	
平成 5 (1993) 年	6 月 10 日、「彦山三所権現御正体」が国指定文化財（工芸品）に指定される	
平成 10 (1998) 年	3 月 20 日、「英彦山大河辺山伏墓地」が添田町指定文化財（史跡）に指定される	
平成 16 (2004) 年	参道脇に英彦山スロープカー、英彦山花園等が整備される	
平成 18 (2006) 年	英彦山神宮奉幣殿の災害復旧工事	
平成 22～27 (2010～2015) 年	英彦山内の遺跡内容確認調査が行われる	

図表 41 英彦山の主な変遷 (3/3) 【参考：九州歴史資料館平成 29 年度特別展 霊峰英彦山】

年	内容	出典
平成 23 (2011) 年	3 月 18 日、「英彦山顕揚坊庭園」が福岡県指定文化財（名勝）に指定される	
平成 29 (2017) 年	2 月 9 日、「英彦山」が国指定文化財（史跡）に指定される	

(3) 英彦山に関連する指定文化財

本町は、国指定文化財と県指定文化財、町指定文化財を合計すると 32 件の指定文化財を有しており、史跡英彦山内に関連する指定文化財は下表の 20 件である。

英彦山で発掘された出土品等は、修験道館において広く公開されている。

図表 42 英彦山の指定文化財

種別			指定年月日	名称	所在地	説明等
有形文化財	工芸品	国指定	昭和 34 年 6 月 27 日	修験板笈	修験道館	元亀 3 (1572) 年奉納品
			平成 5 年 6 月 10 日	彦山三所権現御正体	修験道館	径 45cm 銘文「彦山下宮御正体勸進大千房」大友能直寄進
		県指定	昭和 41 年 10 月 1 日	梵鐘 文禄三年追銘	英彦山	文禄 3(1594) 年全高 94cm、毛利氏寄進
	書跡・書籍	国指定	平成 2 年 6 月 29 日	仁王般若経〈上下〉(色紙金銀箔散)	修験道館	上下 2 巻、荘厳経(色紙経)
	考古資料	国指定	昭和 63 年 6 月 6 日	福岡県英彦山経塚出土品	修験道館	永久元年銘経筒 1 口、銅経筒 5 口分(南岳出土)、銅経筒 2 口、銅如来立像
	建造物	国指定	明治 40 年 5 月 27 日	英彦山神社奉幣殿	英彦山	元和 2 (1616) 年細川忠興再建、附棟札 14 枚
			昭和 14 年 10 月 25 日	英彦山神社銅鳥居	英彦山	寛永 14 (1637) 年鍋島勝茂建立
		県指定	昭和 41 年 11 月 15 日	板倉	英彦山	江戸時代、元座主院の文庫
民俗文化財	有形	県指定	昭和 52 年 4 月 9 日	英彦山資料	修験道館	英彦山修験信仰の遺品、財藏坊を含む
			昭和 53 年 3 月 25 日	英彦山修験道関係文書	修験道館	鎌倉時代～江戸時代、英彦山神宮や坊舎に残る英彦山修験道関係文書・記録等
			昭和 53 年 3 月 25 日	高田家所蔵英彦山修験道文書	修験道館	廃絶した坊舎の文書・記録類を収集保存したもの
			平成 3 年 11 月 15 日	英彦山楞嚴坊修験資料	英彦山	英彦山坊家に伝わる江戸時代の修験道資料及び坊舎
	無形	町指定	平成 2 年 3 月 31 日	彦山踊り	英彦山	彦山踊り保存会
記念物	史跡	町指定	平成 10 年 3 月 20 日	英彦山大河辺山伏墓地	英彦山	江戸時代中期、総数 50 基の山伏墓地
	名勝	国指定	昭和 3 年 2 月 7 日	旧亀石坊庭園	英彦山	広さ 699 平方メートル、坊舎の庭園
		県指定	平成 23 年 3 月 18 日	英彦山顕揚坊庭園	英彦山	江戸時代前期、座観式庭園
	天然記念物	国指定	大正 13 年 12 月 9 日	英彦山の鬼スギ	英彦山	樹高 38m、胸高周囲 12.4m
		県指定	昭和 32 年 8 月 13 日	英彦山のぶっぼうそう	英彦山	11 羽確認(昭和 32 (1957) 年)
			昭和 39 年 5 月 7 日	英彦山のトチノキ	英彦山	樹高 24m、胸高周囲 4.5m
			昭和 39 年 5 月 7 日	英彦山のボダイジュ	英彦山	樹高 17m、胸高周囲 1.5m

(平成 31 (2019) 年 3 月 31 日現在)

ここでは彦彦山内にある国指定文化財の概要を記す。

工芸品は、数少ない彦山権現の信仰資料として貴重である「彦山三所権現御正体」と、修験者が使用していた板笈で、室町時代の元亀3（1572）年に製作されたとされる「修験板笈」がある。

考古資料は、末法思想による仏法の消滅をおそれ、弥勒再生にそなえるために埋められ、彦彦山南岳山頂で発見された「福岡県彦彦山経塚出土品」がある。

書跡・典籍は、護国三部経の一つで、他に類例がなく、貴重な遺品である「仁王般若経〈上下〉（色紙金銀箔散）」がある。

建造物は、「彦彦山神社奉幣殿」と「彦彦山神社銅鳥居」がある。

「彦彦山神社奉幣殿」は、小倉藩主細川忠興によって元和2（1616）年に建立されたもので、彦彦山神宮最大の木造建造物である。元々は、彦彦山霊仙寺の大講堂として建立されたものが、神仏分離により奉幣殿へ改称されたもので、現在も内陣と外陣に区分される等の寺院の講堂としての機能が残されている。明治10（1877）年に屋根替を行った後、明治40（1907）年に国宝指定、昭和5（1930）年に台風罹災を受けて昭和7～9年（1932～34）に解体修理を行った。文化財保護法制定後の昭和29（1954）年に棟札14枚とともに重要文化財に追録されている。

「彦彦山神社銅鳥居」は、佐賀藩主鍋島勝茂が寛永14（1637）年に建立したもので、肥前国の鋳物師によって造られた鋳銅製の鳥居である。柱間約6m、地面下より貫下まで約4.5mで、参道門前を領域とする彦彦山神宮大門入口に位置している。

名勝は、彦彦山修験道坊家の代表的な庭園である「旧亀石坊庭園」があり、雪舟の作庭と伝わる。

天然記念物は、樹齢1,200年、樹高38mで森の巨人たち100選にも選ばれた「彦彦山の鬼スギ」がある他、山頂部が平坦でその周囲が垂直の岩壁をなす特徴的な地形の「鷹巣山」がある。



図表 43 修験板笈



図表 44 彦彦山三所権現御正体



図表 45 旧亀石坊庭園



図表 46 鷹巣山

(4) 英彦山の空間構造と構成単位

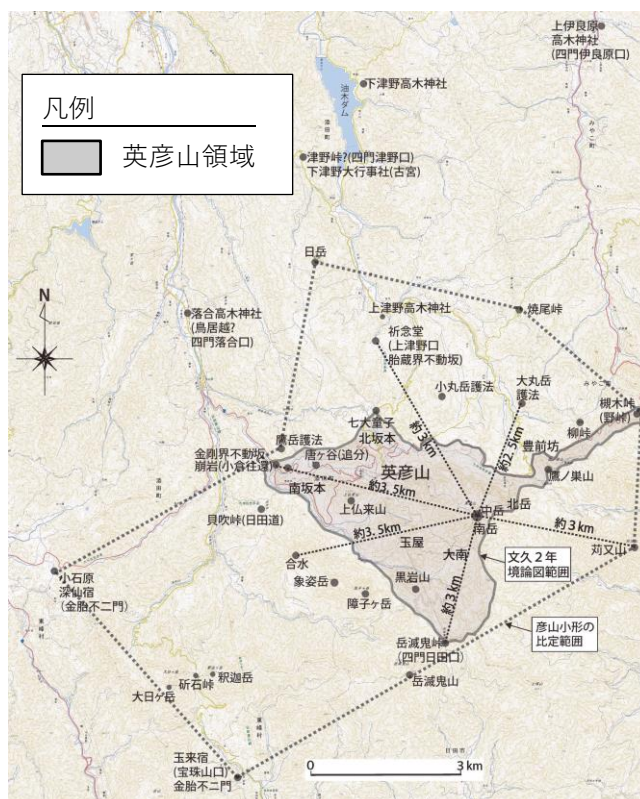
1) 英彦山領域と形成過程、構成

①英彦山領域

英彦山の領域は、英彦山霊仙寺大講堂の再建余材で作成されたとされる立体地形模型の『彦山小形』や『文久二年英彦山社地落合村境論絵図』等において、その範囲が示されている。

江戸初期に所領を安堵され、小倉藩などの大名筋から知行寄進を受けて成立した英彦山領域の範囲は、「彦山小形」に示す範囲とされている。

英彦山は、小倉藩の藩政改革の中、増益のための新田開発、農村支配が進み、天保2(1831)年には山林検地をして山奉行の監理が強化された。その結果、神領支配が逼迫され、最終的に文久2(1862)年の『文久二年英彦山社地落合村境論絵図』の領域になったとされる。この範囲は、現在の大字英彦山の範囲とほぼ符号するもので、今日まで受け継がれてきた英彦山の領域を示している。この範囲は、1,177.2haに及び、国内最大級の規模として捉えられている。



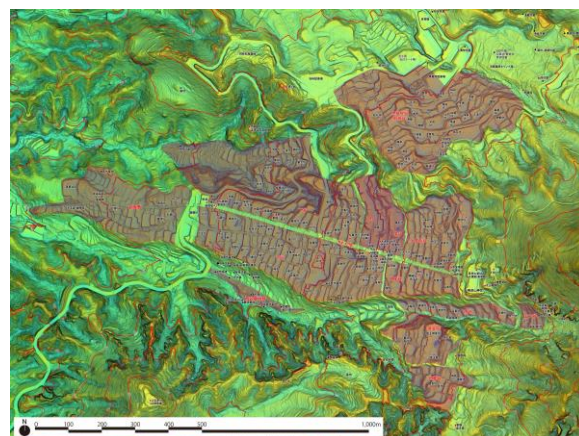
図表 47 英彦山領域範囲

【出典：英彦山総合調査報告書】

②集落の形成過程と構成

彦山集落は、『彦山流記』に見られるように、鎌倉初期までに門前上部の四谷(北谷(惣持院)谷、上霊仙谷、南谷、中谷)が形成された。その後、彦山には諸堂や院が配置され、彦山集落は、山中や門前谷集落において、室町時代以後十谷に拡大し始めたと考えられている。

門前集落配置構成は、戦国動乱により破却され、近世に至ってそれを覆うように、新たな構成により集落が形成されている。大門筋を中心として、その両側に堅牢な石垣を構築し、多くの平坦面を造成されたことが示されている。諸堂宇跡や坊院屋敷地と思われる平坦面は、英彦山坊院が置かれた谷集落におけるレーザー測量による陰影図等のデータから、全体で645面以上が確認された。そのうち、『明治初年坊中屋敷図』で確認できる約250坊を重ね合わせ、現在もその殆どの平坦面が存在していることが明らかにされた。



図表 48 英彦山全体レーザー測量図

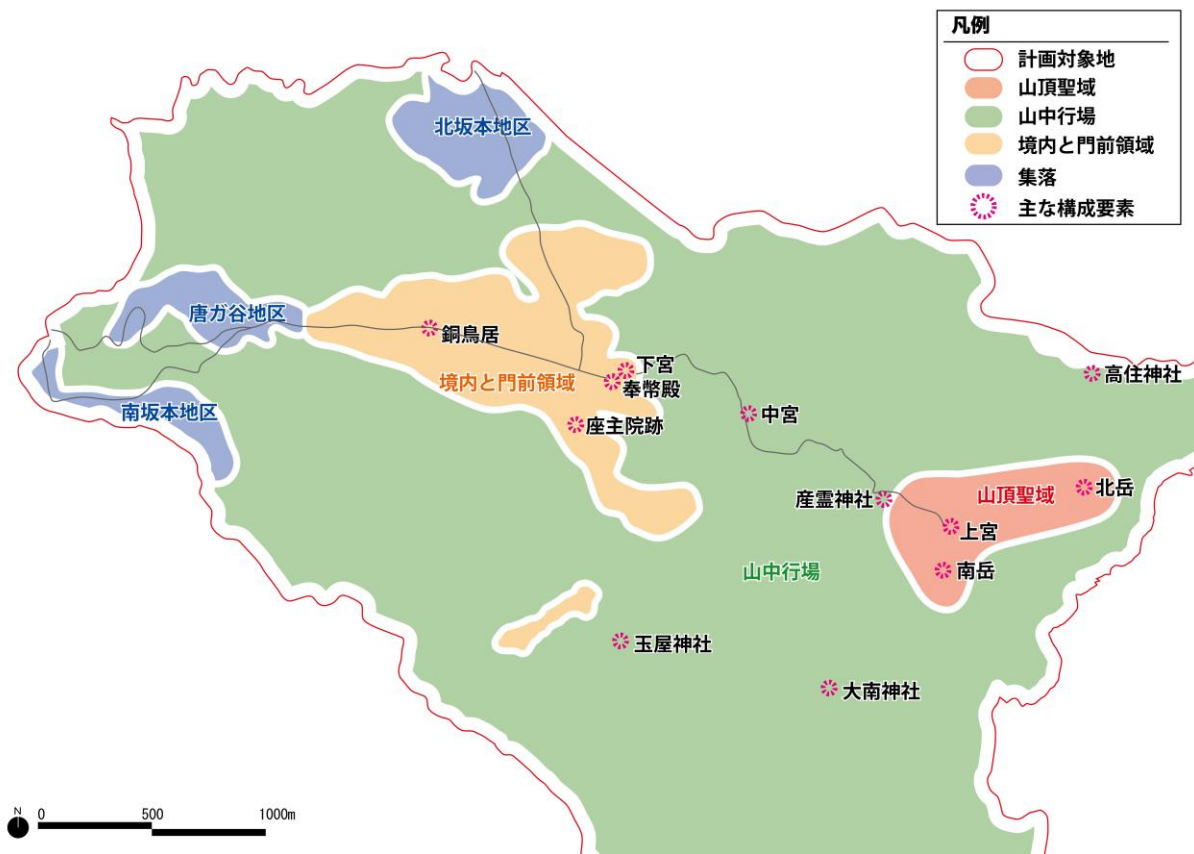
【出典：英彦山総合調査報告書】

③英彦山の空間構造

英彦山の空間構造は、下記に示す四界領域に分けられる。

図表 49 英彦山の空間構造の名称と概要

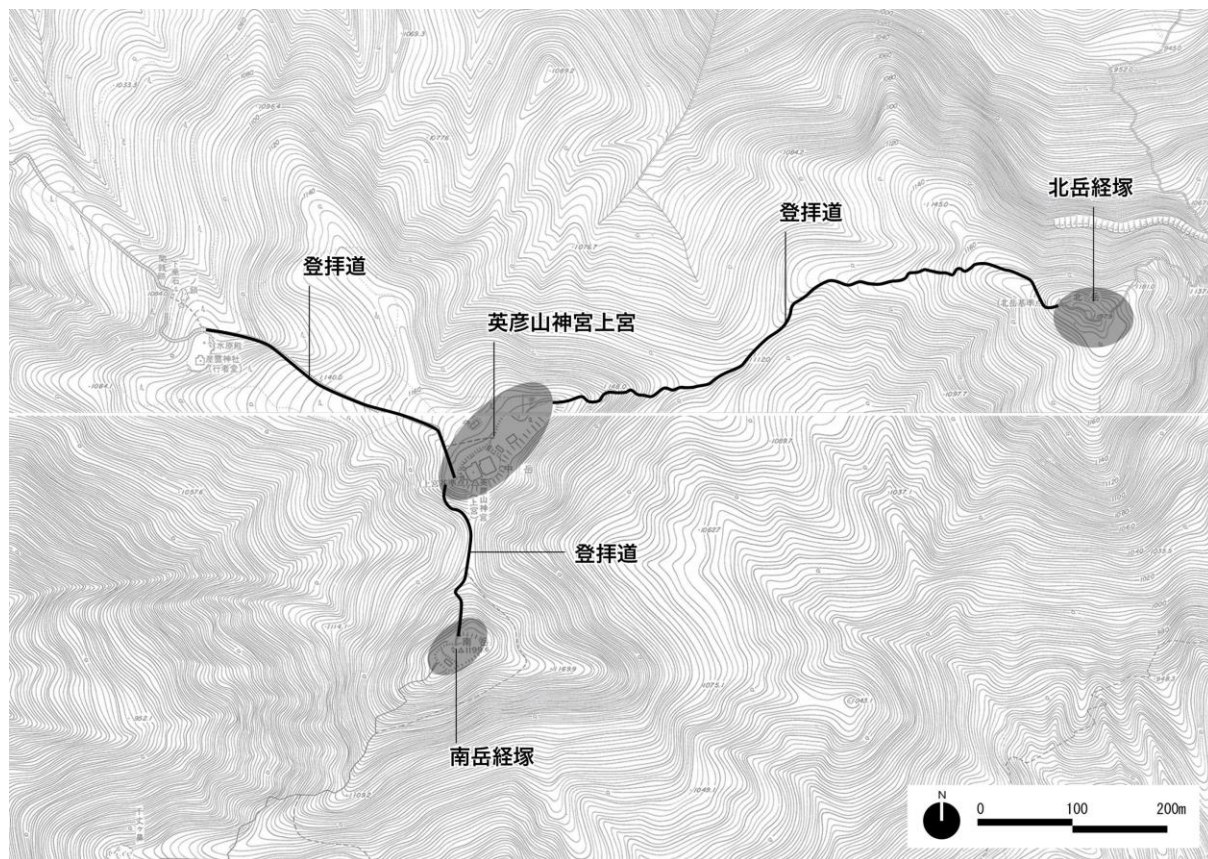
名称	概要
山頂聖域	英彦山の山頂及びその周辺に位置する。 山中行場に囲まれ、上宮社殿や経塚遺構等がある。
山中行場	英彦山の中腹から下腹に位置する。 山頂聖域や境内と門前領域等を囲み、修行窟や峰中宿等がある。
境内と門前領域	英彦山の中腹に位置する。 英彦山大講堂（奉幣殿）より下に位置し、社殿伽藍や宿坊跡等がある。
集落	英彦山の下腹に位置する。 銅鳥居の下に凡聖が雑居する集落がある。



2) 構成単位

i. 山頂聖域

山頂聖域には、山頂経塚の遺構や英彦山神宮の社殿がある。



図表 50 山頂聖域の構成単位的位置

①山頂経塚

山頂経塚は、経典を英彦山の山頂の土中に埋納した塚である。経典は、筒形の容器である経筒に納められている。

英彦山における経塚造営は、12 世紀には始まっていたとされる。現在までに、経塚と複数の経筒が南岳及び北岳において検出されている。英彦山神宮は、昭和 57（1982）年からの英彦山学術調査以前に、南岳出土 5 口分、北岳出土 1 口分の経筒を保管管理している。

■南岳経塚

南岳においては、平成 17（2005）年度の調査で、経塚 1 基が検出されている。経塚は、不正方形を呈する小石室を形成し、その上に扁平な石材を 4、5 段積み上げており、この中から経筒が検出されている。

■北岳経塚

北岳においては、昭和 57～59（1982～1984）年の調査において、金銅仏と銅筒、経塚 1 基が検出されている。金銅仏は、統一新羅時代の朝鮮半島で製作された渡来仏である。経塚は、

永正 13(1516)年の釈迦誕生会に通蔵坊宿の越後僧慶俊が再埋納されたものであるとされる。北岳で検出された経塚は、南岳で検出された経塚と同様に、地上に 2～3 段扁平な石を積み上げて経筒を覆うような形状である。

②社殿

■英彦山神宮上宮^{じょうぐう}

英彦山神宮上宮は、中岳の山頂に位置する英彦山神宮の御本宮である。祭神は天忍穗耳命である。

『彦山流記』の縁起によると、久安元（1145）年に銅板法華経 10 巻と般若心経 1 巻が奉納されたことが示されている。

建築物は、度重なる火災の度に再建されてきた。現建築物は、天保 6（1835）年の火災後、佐賀藩主鍋島齐正の寄進により、本殿は天保 13（1842）年、拝殿は弘化 2（1845）年に再建された。その後、本殿と拝殿の両建築物は、昭和 7（1932）年に修理された。



図表 51 英彦山神宮上宮

本殿は、高さ約 2 尺の切石基壇上に建つ。平面は、外陣、内陣、内々陣、脇・後陣にわかれ、内陣は奥が約 2 尺高く、中央 3 間に木階 3 級、擬宝珠付高欄を設ける。拝殿は、正面 3 間側面 2 間の身舎、四周 1 間通りに庇、正面に 3 間幅の 1 間向拝が取り付く。身舎後方に造付壇を設ける。四周に霧除がまわり、室内に取り込み、北東部分では霧除を張り出して炉のある部屋をつくる。

■登拝道

登拝道は、英彦山神宮木鳥居から英彦山神宮上宮に至る道である。現在、木鳥居や石段等が残されている。

木鳥居は、産霊神社（行者堂）の北東側に位置し、英彦山の領域の結界を示す鳥居である。これより上部は、仏界とする聖域である。



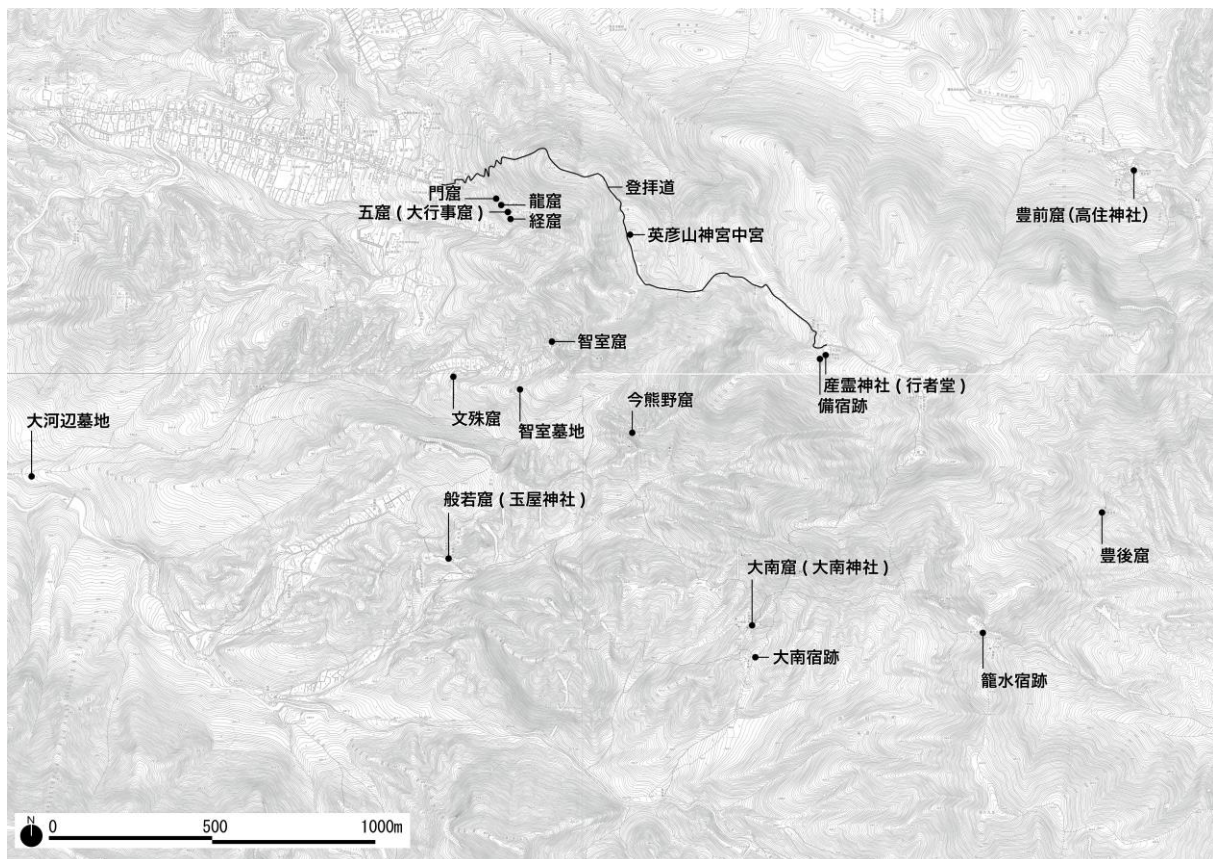
図表 52 英彦山神宮木鳥居



図表 53 石段

ii. 山中行場

山中行場には、峰中宿や修行窟や英彦山神宮の社殿がある。



図表 54 山中行場の構成単位的位置

①峰中宿

峰中宿は、峰入り（入峰）修行における山伏の勤行や寝所となる宿である。

英彦山の入峰行の始まりは明確ではない。前段階の窟籠修行により験得する単独行に対し、集団行として体系化され「擬死再生」を目的とし、「十界修行」を基本とした入峰行は、室町時代後期頃に開始されている。

彦山入峰は、文安2（1445）年の奥書の『彦山諸神次第』において、三季入峰のことが記されており、15世紀中頃までには定着していたことが分かる。熊野・大峰山・吉野における大峰入りに由来があると言われている。

熊野・大峰山・吉野における大峰入りは、「胎蔵界」^{たいざうかい}を熊野、「金剛界」^{こんごうかい}を吉野とし、山伏はこの二つを結ぶ大峰山における修行を通じて即身即仏となり、民衆を済度^{さいど}するための厳しい修行をしていたとされる。

英彦山では、熊野・大峰山・吉野における大峰入りにならい、英彦山を「胎蔵界」、宝満山を順峰の「金剛界」、福智山を逆峰の「金剛界」としている。順峰は、「春峰」や「胎蔵界入峰」とも称され、英彦山を拠点に宝満山へ往復する2月15日～4月初旬（近世は4月9日）までの入峰を指す。同じルートを3月10日に駈入する「順逆不二峰」は、「夏峰」や「華供峰」とも称されている。逆峰は、「秋峰」や「金剛界入峰」とも称され、7月晦日に駈入、英

彦山から福智山へ往復する（近世は9月4日出峰）入峰を指す。これらは「三季入峰」と称され、往復約130kmの行程である。

三季入峰は、順峰・逆峰ともにそれぞれ48宿が配置され、仏となるための十界の修行が行われた。英彦山胎蔵界から宝満金剛界、及び福智金剛界を出て、再び英彦山胎蔵界に戻る。このことは、「擬死再生」を意味し、峰入修行をすることで一度生まれ変わったということになる。峰入修行の回数は、山伏の位階にもつながる。36度の峰入修行をした山伏は、だいおっけ大越家と呼ばれる最高位に達したとされる。

英彦山における山内宿は、下宮、中宮、備宿、籠水宿、大南宿などがある。



図表 55 三季峰入りのルート

■ 備宿

備宿は、高皇産霊神（高木神）を祀る堂社と関伽井水原社がある境内地の南側背後に位置し、行屋長床が設けられている。上宮山頂より西に延びる尾根に直行するように、300 m²程の平坦面を造成した建築物跡が確認されている。

建築物跡は2間×5間の礎石建築物跡で、南北に長軸を置く建築物である。明確ではないが、中央に火床と思われる石積み状の高まりが確認されている。建築物の構成は、単純棟で庇、縁などの付帯部はなく、大宿としての行屋長床にあたるものとされ、桁行11.8m、梁間2.8mとなっている。

峰入り修行は、この備宿を発宿し、小篠宿勤行を経て、大南宿に入った。備宿では、14日間の参籠修行が行われた。



図表 56 備宿跡（大宿跡）

籠水宿

籠水宿は、南岳山頂の東南側に位置し、直線距離で600m程の標高970mの場所に位置する。七八童子（15童子）を祀る重要な宿である。また、英彦山と日田との分岐籠水峠に所在する参籠宿であり、猫の丸尾及び岳滅鬼峠へと向かう重要な拠点宿であった。中世、彦山胎蔵界行の参籠宿として、この峠頂部下には大宿とみられる長平場と薬師峠方向に柴宿と思われる平場がある。この平場の面する岩壁上部5mほどの高さの所には小窟がある。これは、役行者が霊水を封じ込めたという籠り水の霊窟とされる。また、「鹿の角」と呼ばれるピークの南側断崖壁下にテラスを造成し、護摩場が形成されている。ここには多くの石製碑伝が立てられている。この碑伝の中には、永正13（1516）年の先達碑伝、永正17（1520）年の座主有厳の華供入峰に碑伝がある。



図表 57 籠水宿跡（大宿跡）

大南宿

大南宿は、大南窟の籠内宿である。『英彦山図』には「峰宿」と表記されている。大南神社から鬼杉へと向かう谷筋に位置する。

大南宿は、幅30m、行き12m、面積250㎡の平坦面が造成され、その中に炉床がある桁行7間（12.6m）、間2間（3.6m）の建築物跡が確認されている。規模から行屋長床とされている。これらから、この施設は大南宿（峰宿）の大宿であったと考えられている。



図表 58 大南宿跡（大宿跡）

②修行窟

古代彦山の修行形態は、籠窟を中心とした籠山修行と考えられている。『彦山流記』によると、49の窟名、故事来歴、宝殿規模、守護童子名等が記載されているものの、全容は不確定な部分もあり判然としていない。現在、所在が推定されている窟は37窟あり、山内には12窟の位置が確認されている。しかし、名称比定が出来ない窟が存在する。

窟の概観は、基本的に山上部を覆う輝石安山岩層の下部にある「耶馬溪層」と呼ばれる安山岩質集塊岩が風化浸食されてできた自然風穴を加工利用したものである。山内の窟は、概ね標高600～800mに点在している。現在、社殿や懸造堂宇を持つ窟は、山内に5ヶ所あり、般若窟（玉屋神社）、大南窟（大南神社）、文殊窟（学問社）、豊前窟（高住神社）、不動窟（下仏来不動堂）が信仰対象として活用されている。その他の山内の窟は、五窟（第5）、智室窟

(第7)、今熊野窟(第8)などがある。また、規模の大きな窟は廊内窟を有している。廊内窟は、蔵持山窟(第2)の空鉢窟(第35)、五窟(第5)の門窟(第44)、経窟(第43)、龍窟(第45)、大行事窟(第5)、鶯窟(第42)、智室窟(第7)の法華窟(第46)、剣窟(第47)、大四王窟、小四王窟(第33)、双戸窟(第25)、今熊野窟(第8)の腰窟、通窟などがある。

彦山窟籠修行の本質は、彦山権現の宝珠(摩尼)を授得する初源的宝珠神体窟に体现化されていることが『彦山流記』に記されている。ここに、49窟の成り立ちや彦山権現の意図が集約されている。

■般若窟(第1)

般若窟は、50mもある陽岩壁の下にできた籠窟に、覆屋を掛けている。陰陽和合を意味し、山岳信仰における「山中他界観」の霊窟とである。行者が胎内修行により宝珠を授得する、という彦山窟修行の根源が示された窟である。

窟の前面は平場があり、法蓮堂跡や奇岩景勝地である鬼仙酔などへと延びる。窟内には、俱利伽羅が出現し、宝珠を吐出したという故事にまつわる小さな御池がある。ここでは、旧暦の6月中旬に英彦山神宮の「御池浚神事」が行われている。また、窟内御池の横には元禄年中に座主相有が安置した石祠があり、池の霊水を汲んだおびたしい土師皿が散乱している。相有は、聖護院門跡との本末異論を唱えるとともに、籠窟などの再興を行ったとされ、鶯窟(第42)にも相有の銘が施された石龕がある。

般若窟は、籠山行を通じて彦山権現の宝珠を湧出感得する場所として、信仰されたことがわかる修行窟である。



図表 59 般若窟

■大南窟(第4)

大南窟は、西窟や内窟とも呼ばれる窟である。5間規模の宝殿があり、不動明王(大聖天童)を守護天童としている。岩壁の下にできた籠窟は、覆屋が掛けられている。籠窟手前には護摩壇がしつらえてある。



図表 60 大南窟

■五窟（大行事窟）（第5）

五窟は、旧英彦山霊仙寺境内地の南東100m程に位置し、英彦山霊仙寺の伽藍の一つ「惣大行事社」が置かれていた。

『彦山流記』によると、彦山惣大行事である本地は、十一面観音と記載され、『永徳三年彦山霊仙寺境内大廻行守護神配立圖』においても「七堂大行事堀」と「門堀」の記載がある。本山惣大行事社として七堂に数えられていたことがわかっている。

また、五窟は内窟を有し、経窟（第43）、鶯窟（第42）、龍窟（第45）、門窟（第44）がある。これらの窟は、大行事窟と合わせて五窟と称されている。鶯窟と推定される窟は、智室谷との境にある「鶯谷」に存在する窟と考えられているが、定かではない。

窟の概観は、5つの陽岩跡に四箇所に窟穴が存在する。窟配置は、大廻行遥拝所となっていた門窟、大行事窟の位置関係から、北側に門窟、その間に円通滝を擁する龍窟、最も規模の大きな大行事窟、南に経窟という配置であったと考えられている。

大行事窟は、窟穴の前面に石積配石をし、石段門口が設けられている。更にその前面に幅15.0m、奥行6.0mの石積基壇が設けられている。このことから、高住神社（豊前窟）などと同様に、窟内に宝殿を造り、その前面に拝殿を持つ大規模な建築物であったことが分かっている。また、この基壇前面から石段が延び、五ツ谷集落からの参詣道となっている。

五窟は、全体として石積基壇による40㎡程の平場が造成され、窟同士を結ぶ石畳様の道が布設されている。



図表 61 大行事窟

■智室窟（第7）

智室窟は、『彦山流記』によると、5間規模の宝殿があり、虚空蔵菩薩と福地天童を守護天童としている。五窟と同様に、廊内に5つの窟（法華窟、剣窟、大四王窟、小四王窟、異本二戸窟）があるとされている。宝生院横筋道から100m程ある石積道線を登り詰めた場所に位置し、縦20m、横35mで700㎡の平坦地がある。般若窟、五窟と同様に平場規模の大きな窟であり、北側に宝殿智室社が懸けられていた窟がある。間口は約19m、奥行7.5m、高さ4.5mで、窟内中央部に護摩壇様の自然石があり、奥壁に龕が設けられている。



図表 62 智室窟

■今熊野窟（第8）

今熊野窟は、嘉禎 3（1237）年銘のある磨崖仏と月輪磨崖梵字が彫り付けられている。

『彦山流記』によると、阿弥陀三尊磨崖仏は腰窟、月輪三尊種字の方は通窟という名の内窟であった。

窟の本質は、彦山権現^{ちんぎん}の智慧を授得する場所であり、権現と金剛童子が守護している場所である。そこに磨崖仏、磨崖梵字を彫り付けられたことは、熊野信仰などの流入とともに窟籠修行の本質に変格が生じたと見られている。



図表 63 今熊野窟

■豊前窟（第18）

豊前窟は、北岳の北側に位置し、憐愍童子を守護天童としている。高住神社の社殿がある。



図表 64 豊前窟

■文殊窟（第34）

文殊窟は、智室谷の南側に位置し、佛母童子を守護天童としている。学問社の社殿がある。



図表 65 文殊窟

■門窟（第44）

門窟は、五窟の内窟の一つである。円通の滝から北側 50m の位置にある。幅 7.5m、奥行 5.0m の規模を有し、窟内構底は前傾している。この窟は、懸造社殿が建てられていたものと考えられており、窟内に無数の柱を懸ける孔が空いている。

懸造社殿の規模は、3 間規模と考えられ、少なくとも 3 回は建替られているものとされる。この門窟の前面には、北山殿側に繋がる道線が確認されており、大廻回峰行道となっていたものとされている。



図表 66 門窟

■龍窟（第 45）

龍窟は、五窟の内窟の一つである。大行事窟の北側横に位置する龍窟は、窟穴規模横 7.5m、奥行 3.0m と小規模であるものの、その頭上にある直径 10cm ほどの岩穴から勢いよく水が噴き出している。この様相は、あたかも龍神のようであることから、「龍窟」と名付けられた由縁となっている。『彦山勝景詩集』に挙げられる「円通瀑布」として名蹟ともなった場所であり、現在も「円通の滝」の名で呼ばれている。



図表 67 龍窟

■経窟（第 43）

経窟は、五窟の東側に位置し、大行事窟の南東 30m に位置する。大行事窟の横から出ている道とつながっており、この道は経窟の前面の簡単な石段へと繋がる。横 10.8m、奥行 10m で、奥壁中央横 2.4mm、縦 1.4mm の護摩壇状の石組がある。窟の雨落から 3m 程前面に平場が形成されており、この部分に宝殿が建てられていたものと考えられている。五ツ谷四坊の上部に位置し、近世は大行事堂社として英彦山霊仙寺の主要堂宇として機能していた。



図表 68 経窟

③社殿

■産霊神社(行者堂)

行者堂は、山頂 9 合目の標高 1100m に位置する。高祖堂、役行者堂とも呼ばれ、神仏分離後に産霊神社と改称された。

建築物は、一間社入母屋造、銅板葺、向拝 1 間、三方霧除付で、二重切石基壇上の野面石礎石に柱が建つ。

建立年代を示す資料は確認されていないものの、細部様式が 19 世紀中期の特徴を示し、上宮の本殿、拝殿との共通点が見られることから、同じ時期に建立されたものと考えられている。



図表 69 産霊神社(行者堂)

■英彦山神宮中宮^{ちゅうぐう}

英彦山神宮中宮は、英彦山の中岳の中腹に位置する。祭神は宗像の三女神であり、豊前国宇佐島から遷座したとされる。

英彦山神宮中宮には、安政 4（1856）年、鍋島斉正が寄進した木造社殿があったものの、平成 3（1991）年の台風 19 号の激甚的な災害により滅失し、現在は同所に石祠が建立されている。



図表 70 英彦山神宮中宮

■登拝道

登拝道は、英彦山神宮の石鳥居から木鳥居に至る道である。石鳥居や下乗石等の石造物が残されている。



図表 71 英彦山神宮下宮鳥居

④墓地

英彦山坊家の墓地の出現は、天正、永正年間頃にその初源期があり、大友勢による「天正の彦山焼討ち」以降、再興集落の形成に伴って墓地形成も図られたと考えられている。

英彦山の集落と墓地の配置構成は、智室谷墓地のように、基本的には各谷集落に付随して墓地選地が行われ、坊家毎に墓地が設けられている。しかし、必ずしも墓地形成の場所は固定した範囲に存在するわけではなく、様々な場所に墓地が形成されている。但し、四土結界の概念は貫かれ、結界道などで区分し、死を忌む実報荘厳土より上部には墓域は形成されていない。近世以降、増加する墓地に対応できなかったことの影響か、坊脇のテラス等にも多くの墓が営まれている。これにより集落と墓が混然一体となっている。

形成規模の大きな墓地は、西谷墓地、阿弥陀尾墓地、別所墓地の他、座主御廟峰廟、有力坊院の政所坊墓地等が確認されている。

また、坊家の墓地には、平成 8（1996）年に調査を実施した大河辺山伏墓地のように、集落から隔絶して形成された墓群落の存在も確認されている。これらの墓は、英彦山基層山伏の墓地と考えられ、英彦山修験集落最下部に置かれている。

■大河辺墓地

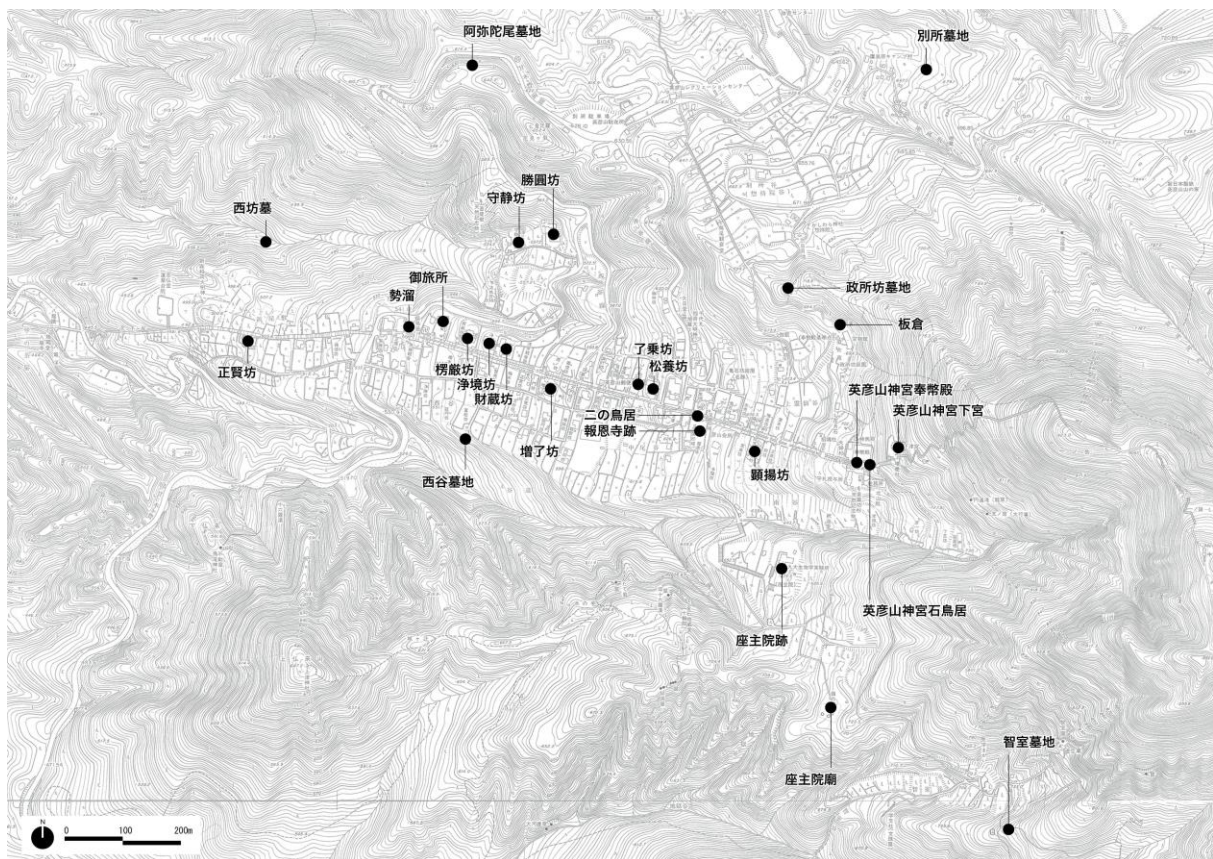
大河辺墓地は、汐井川と智室川が合流する「出合」と称される周辺に所在し、標高 470m の四土結界「方便浄土」最下限に位置する。周囲には坊集落はなく、北側 500m の位置に座主相有も隠居所とした南坂本「月華院」がある。墓地規模は広大で東西 50m、南北 40m の比較的緩やかな尾根に 50 基に及ぶ墓地が検出されている。

検出された墓石は、元禄 5（1692）年～元文元（1736）年のわずか 50 年あまりに形成されたもので、坊名を持たない墓が多く、墓の配列が小グループでまとまり、夫婦、親子といった最小血縁単位で構成されていることから、英彦山基層集団の墓地とされている。

室町時代後期以降、英彦山では峰入りが開始され、集団での修行が体系化される中で「度衆」と呼ばれる基層山伏が出現した。基層山伏は半聖半俗的な強力集団として、庵室を谷筋などに構えていたとされる。『明治初年坊中図』の大河辺付近に、「この付近グシン藪という、昔グシン坊外坊中あり」という記述があり、英彦山では江戸中期頃には庵室小坊群落があったものと思われる。

iii. 境内と門前領域

境内と門前領域には、英彦山神宮の社殿や座主院跡、宿坊、墓地がある。



図表 72 境内と門前領域の構成単位の位置（図中の宿坊は建築物が現存するもののみ掲載）

①社殿

■英彦山神宮^{げくう}下宮

英彦山神宮下宮は、英彦山神宮奉幣殿の上の地に西向きに建つ。

前身本殿は、永禄 11（1568）年に焼失し、慶長 10（1605）年に再建された。その後、寛永 4（1627）年、享保 20（1735）年に再建され、寛延元（1750）年に修復された。前身拝殿は寛永 7（1630）年に建立され、享保 20（1735）年に再建された。現本殿と拝殿は上宮と同じ

く佐賀藩主鍋島齊正により安政 4（1857）年に再建され、昭和 7（1932）年に修理された。

本殿は、三間社切妻造の銅板葺で、高さ 2 尺ほどの切石積みの基壇上に建つ。幣殿は、正面 1 間、側面 3 間、両下造銅板葺である。拝殿は、正面 3 間側面 2 間の両脇に正面 1 間側面 2 間の室が並ぶ平面の建築物である。

下宮の鳥居は、奉幣殿の脇に位置する。寛文 3（1626）年に佐賀藩二代藩主鍋島光茂により寄進された。



図表 73 英彦山神宮下宮

■英彦山神宮奉幣殿（旧靈仙寺講堂）

英彦山神宮奉幣殿は、大門筋の階段を上がって左側に南向きに建つ。英彦山の中で最大規模の建築物であり、旧天台宗靈仙寺の講堂である。

明治元（1868）年に神仏分離令が發布され、堂内の仏像は明治 8（1874）年には破棄されたが、建築物は破壊を免れた。『彦山流記』によると、かつて 2 階建の仏堂が存在したとされる。

前身建築物は、永禄 11（1568）年の大友宗麟の焼き討ちにより、下宮の社殿等とともに焼失したが、奉幣殿西妻軒下から礎石が確認されている。礎石は 0.6～1.3m の安山岩系の方形自然石で、検出位置や大きさ等の状況から縁束石とされる。礎石列から西側 1.5m の位置には幅約 50m の雨落溝の遺構が検出されている。現在の建築物は、棟札によると、元和 2（1616）年に小倉藩主細川忠興により建立された。平面は、正面に 1 間向拝、主屋前方に正面 5 間側面 2 間の外陣、後方に正面 5 間側面 2 間の内陣、外陣と内陣の側背面に 1 間通りの入側があり、四方に 1 間通りの霧除がまわる。



図表 74 英彦山神宮奉幣殿

■御旅所

御旅所は、英彦山神宮下宮に祀られた英彦山十二社権現の御旅所であり、仮殿とも呼ばれている。

御旅所の存在は、神幸祭及び下宮の創建と深い関係がある。御旅所の初見は、東南にある石碑から文禄 2（1593）年である。現在の建築物は、明治 12（1879）年に再建され、張出が昭和 50（1975）年に増築されたとされる。

建築物は、正面 4 間側面 3 間の入母屋造、正面に 1 間の庇、側面に見付 1 間半見込 2 間半、切妻造、亜鉛鉄板葺の張出が付く。高さ 1 尺ほどの基壇上に建つ。御旅所には、大門筋から見て右側に池が作られている。



図表 75 御旅所

■^{ほうおんじ}報恩寺跡

報恩寺は、英彦山の菩提寺で、山伏の葬儀は報恩寺導師によって執り行われた。英彦山の祖霊を祀る大切な場所であった。

報恩寺前には祖霊を供養するため、豪潮律師が建立した巨大な宝篋印塔^{ほうきょういんとう}と報恩寺境内地にも宝篋印塔1基が立っている。

報恩寺は、創建が定かではない。座主相有が正徳5（1715）年に編纂し、英彦山景勝地を詠んだ『彦山勝景詩集』によると、十二景の内に「報恩晚鐘」として夕暮れに響く報恩寺梵鐘の音が英彦山の情景に挙げられている。また、『明治初年坊中屋敷図』にも「報恩寺」と記されていることから、明治時代初期までは存続していたことが分かり、廃仏毀釈により廃絶に至った。



図表 76 報恩寺跡

■二の鳥居

二の鳥居は、日露戦争戦勝記念として、城嶋炭鉱主（田川郡大任町）であった肥前国杵嶋郡大町村福母（現、佐賀県大町町）の城嶋敬五郎吉貞により寄進された。明治39（1906）年の刻銘が記されている。



図表 77 二の鳥居

■^{せいだまり}勢溜

勢溜は、英彦山神宮銅鳥居の前の大広場であった。かつて英彦山詣での群衆で賑わった場所である。

石段の傍らには「下乗石」が立ち、ここで馬、駕籠を降り、身支度を正して鳥居を潜って参詣していた。



図表 78 勢溜

■英彦山神宮銅鳥居^{かねのとりい}

英彦山神宮銅鳥居は、青銅製明神鳥居で、寛永 14 (1637) 年に佐賀藩主鍋島勝茂の寄進により建てられた。かつて彦山町の付近にあり、貞享 3 (1686) 年もしくは元禄 14 (1701) 年に「浮殿地」である現在地に移され、その際、柱輪を一個のぞいて移築されたとされる。



図表 79 英彦山神宮銅鳥居

■板倉^{いたくら}

板倉は、かつて天満屋旅館の裏にあった。昭和 40 (1965) 年に天満屋宗木氏より英彦山神宮に寄贈された。

建立年代は不明である。

『明治初年坊中屋敷図』によると、板倉は、座主院の「文庫」とされている。

建築物は、正面 5.91m、側面 4.95m、一重二階、切妻造、本瓦葺の建築物で、周囲を切石で固めた基壇上に建つ。



図表 80 板倉

②座主院跡

座主院跡は、南谷に位置し、今日、城郭のような石垣群、御殿・仏堂・門等の礎石、山際に庭園があり、御殿跡より下がった位置に屋敷の石垣や礎石が残されている。

座主とは、彦山（英彦山）および末派の惣管領であり、霊仙寺貫首とも称されていた。正慶 2 (1333) 年に後伏見天皇の第六皇子助有法親王が迎えられ、筑前国黒川邑に「黒川院」（御館）館が建てられ、以後妻帯・世襲制となったとされる。黒川院は、天正 6 (1578) 年に秋月氏により焼失した。

彦山は、同 9 (1581) 年に大友氏により焼亡し、同 15 (1587) 年には秀吉により神領が没収された。慶長 5 (1600) 年に徳川氏により「先規の如く守護不入十方檀那たるべし」と裁許され、以後復興する。

同 6 (1601) 年、豊前領主である細川忠興は座主に千石、隠居御室に百石、奉行坊家に 50 石を寄進した。また、日野大納言輝資の次男の玄賀を細川忠興の猶子とし、舜有座主の孫女昌千代との婚姻が成立する。新座主忠有を迎えるにあたり、新しく御殿が建設されたとも伝わる。

③宿坊

宿坊は、山伏を先達として彦山に参詣した時の宿舎であり、加持祈祷の場である。

江戸時代の山内は、水田や畠^{はたけ}は禁止され、屋敷内の小園芸程度しか黙認されていなかった。寛文 11（1671）年に、消費地としての坊舎集落の利便性に答えるため、中谷地区に町筋が新設され、商家 50 軒（「町」後に「彦山町」）が建てられ、貞享 4（1687）年に大門筋（表参道）が完成したとされる。元禄 11（1698）年、防火のために坊舎における茅壁は禁止され、同 12（1699）年敷地に竹を植えるように命じられた。

坊舎の数は、文化 4（1807）年時に 258、天保 9（1838）年時に 240、文久 3（1863）年時に 259 であった。明治元（1868）年の神仏分離令および同 5（1872）年の修験道禁止令により、神仏習合の英彦山では山伏の渡世が不可能となり、坊舎は急速に消滅し、修験道集落は崩壊した。

敷地は、大門筋では、尾根筋にあって参道の勾配がきついため、間口（東西方向）は 20m 程度と狭く、奥行（南北方向）も斜面になるために 40～60m ほどの敷地が多い一方で、大門筋から離れる宿坊は、等高線に沿って造成されるため、比較的面積が広い。敷地内は、客殿の前に庭園をつくり、参道との間に石垣を築き、入口に門をもうけるのが一般的である。庭園の多くは、客殿と参道もしくは道との間につくられ、斜面や岩石露頭等を利用し、湧水処理等に用いられている。

建築物の平面は、主に参拝者の宿舎と加持祈祷の場である「客殿」、日常接客の場である「ヒロマ」、生活の場である「内證」^{ないしょう}で構成され、その他厠^{かわや}、風呂、付属屋が見られる。基本型の構成は、「客殿」と「内證」が平行に並び、その間を「ヒロマ」がつなぐ

矩折型と呼ばれるものであり、土間は農家ほど広くない。

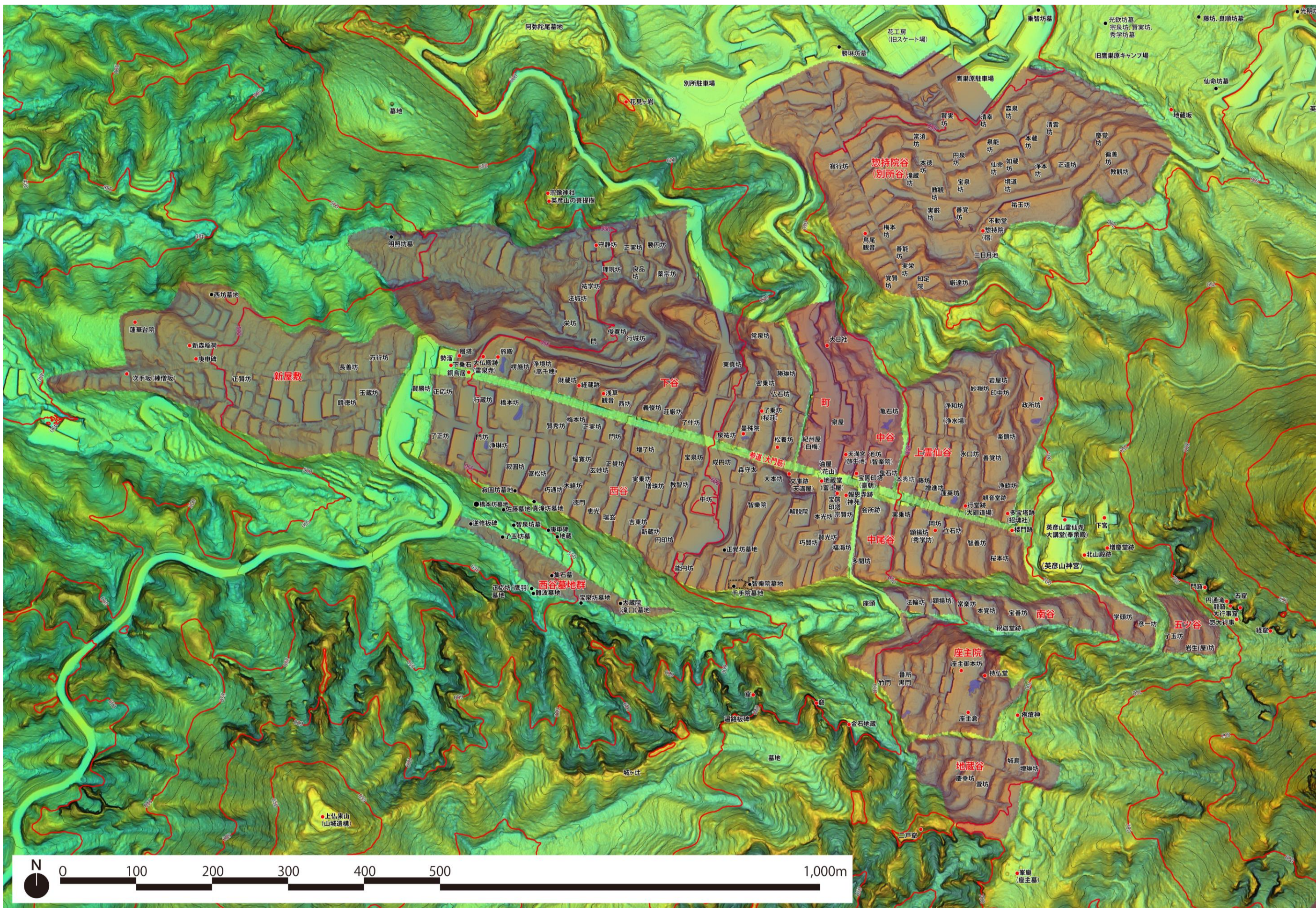
宿坊は、度重なる火災と大風による被害を被った。特に文政 5（1822）年、同 6 年の大火、天保 2（1831）年、同 14（1843）年の大火の被害は甚大で、多くの坊舎が被災したため、宿坊の建立年代はほとんどが天保期以後の建立と考えられている。そのような中で、文政期まで遡るといわれる宿坊は守静坊がある。守静坊は、「内證」が失われているが、文政の大火をまぬがれたと伝わる。

宿坊が立地する集落の形態は、江戸時代初期に確立された英彦山十谷と呼ばれる門前谷集落と山中谷集落があり、各々の集落には個別の宿坊集落の名称がある。また、その後形成された新屋敷と呼ばれる宿坊集落が存在する。平成 27（2015）年度の『英彦山総合調査』における『明治初年坊中屋敷図』とレーザー測量による分析により、各宿坊が立地した平坦面は特定された。また、建造物調査により、現在まで受け継がれている宿坊の建築物が確認された。宿坊集落毎に、宿坊跡と特定された平坦面が残る宿坊跡数と、現在も建築物が残る宿坊跡数は次頁の表に示す通りである。

図表 81 宿坊集落毎の平坦面が残る宿坊跡数と建築物が残る宿坊数

宿坊集落の名称		平坦面が残る宿坊	建築物が残る宿坊	
		宿坊跡数	宿坊跡数	宿坊名
門前 谷集落	中谷	3	—	—
	下谷	26	6	松養坊、財蔵坊、浄境坊、 楞嚴坊、勝圓坊、守静坊
	別所谷	29	—	—
	上霊仙谷	13	—	—
	南谷	7	—	—
	中尾谷	7	1	顕揚坊
	西谷	34	1	増了坊
山中 谷集落	地藏谷	3	—	—
	玉屋谷	9	—	—
	智室谷	6	—	—
	五ツ谷	2	—	—
新屋敷		5	1	正賢坊
合計		144	9	

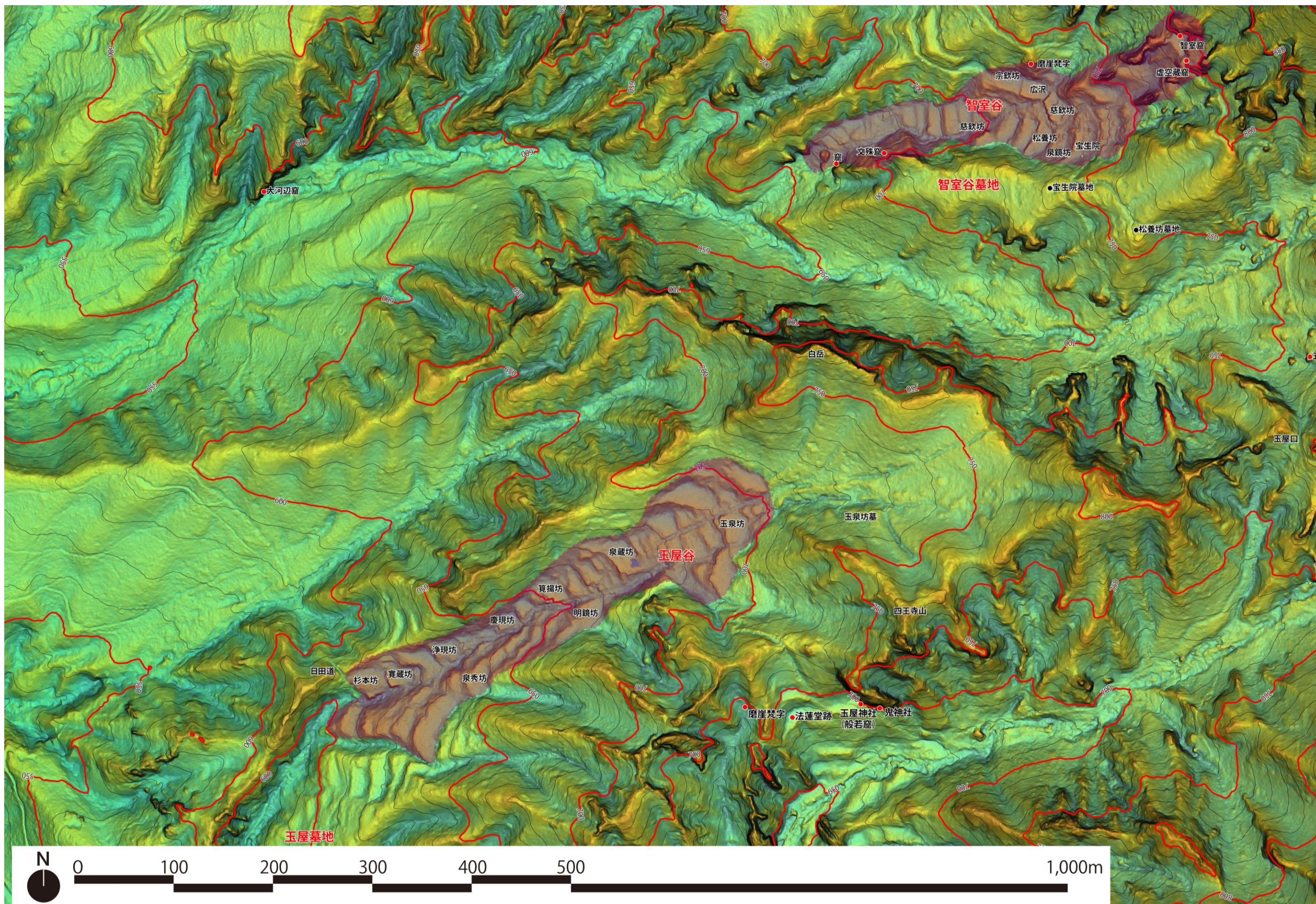
* 平坦面が残る宿坊跡数は、図表 82 及び図表 83 の宿坊名が記載された平坦面の数



図表 82 レーザー測量と『明治初年坊中屋敷図』の宿坊名の重ね合わせ図（上霊仙谷、中尾谷、中谷、下谷、西谷、南谷、五ツ谷、地藏谷、惣持院谷）

【出典：英彦山総合調査報告書】

* 『英彦山修験道の歴史地理学的研究』と『明治初年坊中屋敷図』を元に作図（図は概ね明治頃の姿を図示、図中の宿坊名は『明治初年坊中屋敷図』の文言を掲載）



図表 83 レーザー測量と『明治初年坊中屋敷図』の宿坊名の重ね合わせ図（智室谷、玉屋谷）

【出典：英彦山総合調査報告書】

* 『英彦山修験道の歴史地理学的研究』と『明治初年坊中屋敷図』を元に作図（図は概ね明治頃の姿を図示、図中の宿坊名は『明治初年坊中屋敷図』の文言を掲載）

建築物が現存する宿坊は、以下の通りである。

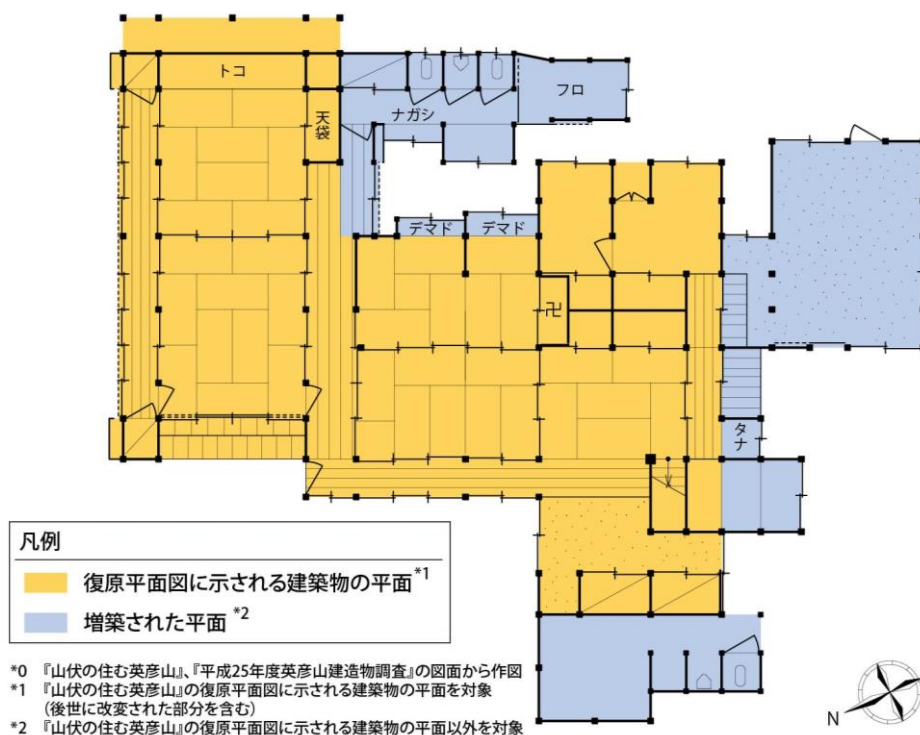
■^{けんよう}顕揚坊（旧秀学坊跡）【中尾谷】

顕揚坊は、惣方（神道系）であり、神道・修験兼帯の家系であった。

敷地は、大門筋沿いの下宮寄りに位置する。入口は敷地西隅にあり、銅板葺の棟門がある。この地には、かつて秀学坊が存在したが、明治初年に消失した後、南に隣接していた顕揚坊が移った。建築物は、客殿、ヒロマ、内證からなる二矩折型であり、客殿が大門筋に平行となり、大門筋側に県指定文化財（名勝）の伝雪村作庭園がある。建立年代は天保から弘化頃と推測されている。



図表 84 顕揚坊



図表 85 顕揚坊の平面図

■^{しょうよう}松養坊【下谷】

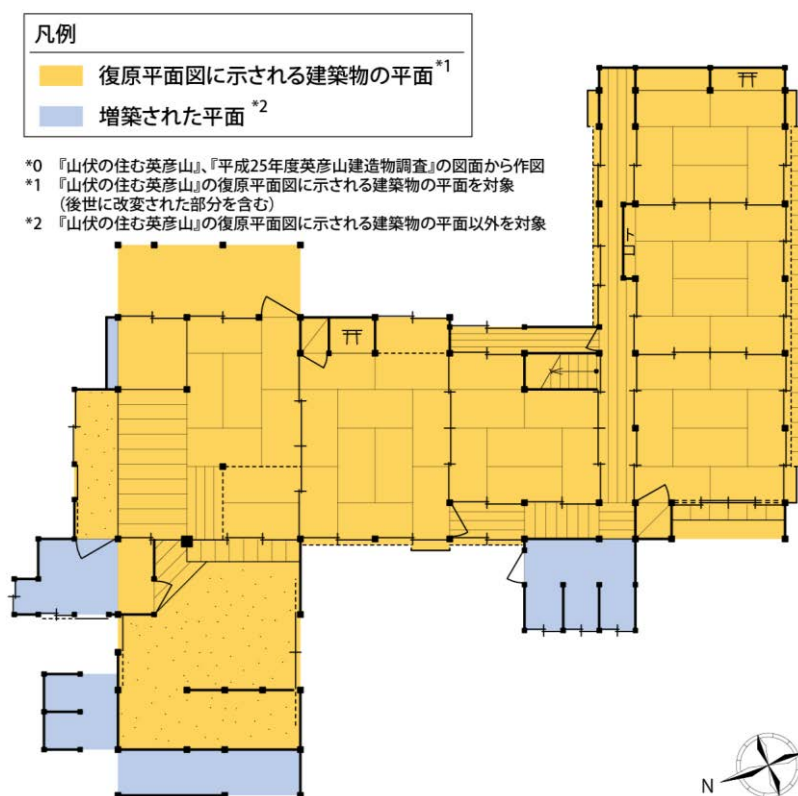
松養坊は、天正 15（1587）年の記録以来、元禄の頃まで天台系の衆徒方に属し、後に神道系の惣方も勤め、幕末には峰入の大先達となる行者方であった。明治維新の神仏分離後に神職となった。明治 7（1874）年の調査では、3,432 軒の檀家を所持していた。

敷地は、大門筋沿の下宮寄りに位置し、敷地南西側



図表 86 松養坊

に薬医門がある。建築物は、大門筋側の客殿、ヒロマ、住居部分からなる二矩折型である。客殿は、大門筋に対して平行であり、北に泉水のある庭がある。建立年代は、嘉永 5（1852）年銘の御神札箱があり、それ以前文政～天保頃（1818～1844）と推定されている。



図表 87 松養坊の平面図

■^{さいぞう}財蔵坊【下谷】

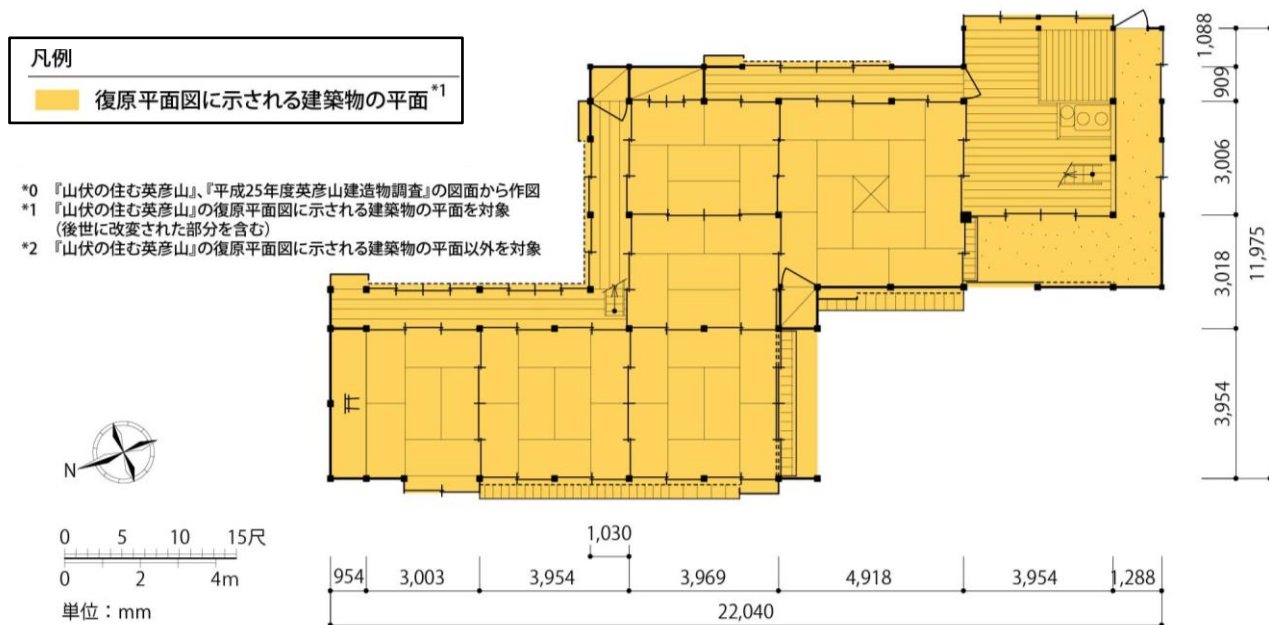
財蔵坊は、衆徒方（天台系）であり、如法經会や釈尊誕生会などを担当する天台・修験兼帯の坊であった。

敷地は、大門筋沿の西寄りに位置し、入口が敷地西隅にある。「貞享 3（1686）年、財蔵坊より出火し西谷が焼ける」と示される文献があり、かつて西谷にあったとされる。建築物は、客殿、ヒロマ、住居部分からなる二矩折型である。建立年代は 19 世紀後期頃と考えられる。

昭和 49（1974）年に本町が買い取り、修理されて民俗資料・生活用具の資料館となった。同 52（1977）年に英彦山資料として県の有形民俗文化財に指定された。



図表 88 財蔵坊



図表 89 財蔵坊の平面図

【出典：平成 25 年度英彦山建造物調査】

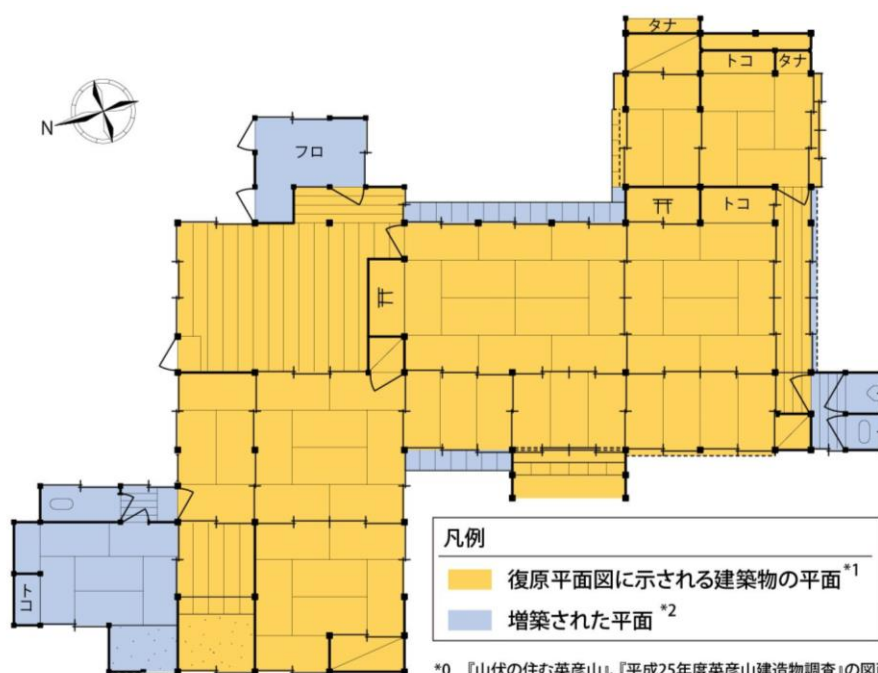
■ 浄境坊【下谷】

座主家である高千穂家は、天正 9 (1581) 年に現・朝倉市の黒川院から南谷華蔵院に座主院を移した。その後、明治 7 (1874) 年 8 月の大風雨により損害を受け、行者方である浄境坊の家屋敷を買い取り、現在に至る。

浄境坊の敷地は、大門筋の西寄りに位置する。大門筋沿い、敷地西隅の入口に棟門、旧座主院の庭門を移したという薬医門がある。二棟の門の存在からも格の高さがうかがえる。建築物は客殿、ヒロマ、住居部分からなる二矩折型である。建立年代は、高千穂家が移動した時に建設された可能性が指摘されている。



図表 90 浄境坊



図表 91 浄境坊の平面図

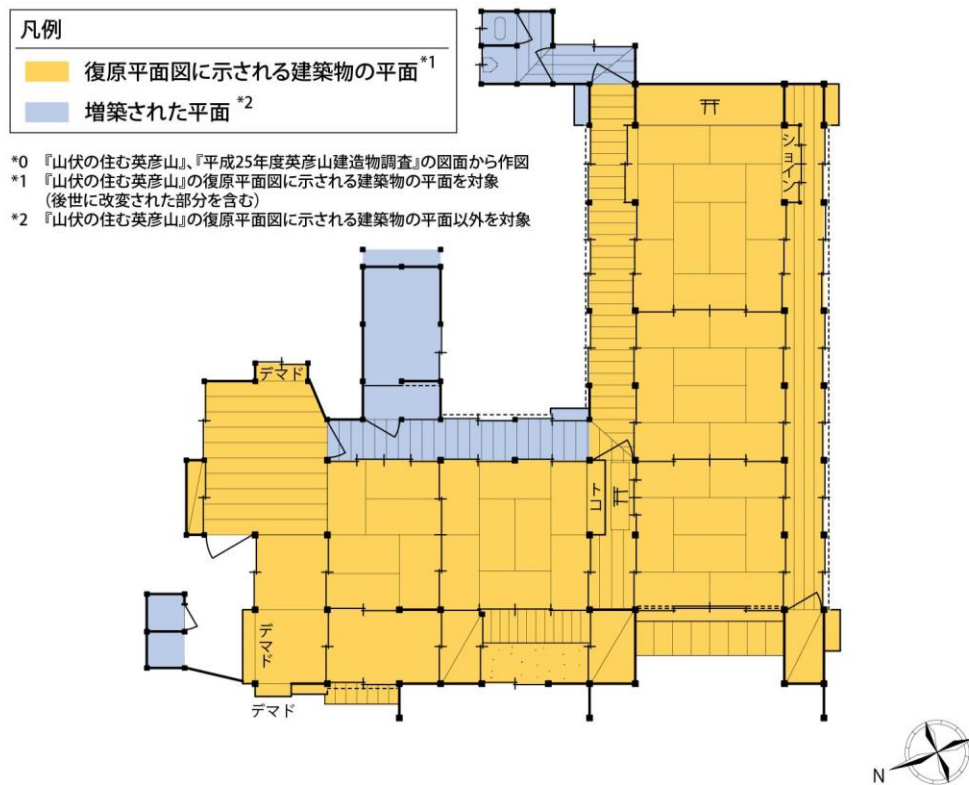
■^{りょうごん}楞嚴坊【下谷】

楞嚴坊は、行者方である。前身建築物は、寛永 14 (1637) 年の銅鳥居と同時期という口伝があり、また貞享 3 (1686) 年の火災後の大門筋整備の初期からあったという。

敷地は、大門筋沿いの西寄りに位置する。間口の広い入口は敷地西隅にある。客殿南側には枯山水がある。建築物は、大門筋側の客殿、ヒロマ、居住部分からなる矩折型であり、客殿が大門筋に対して平行である。建立年代は、文政 4 (1821) 年に没した権大僧都公珍の代にできたと伝えるが、それは現存しない部分に該当し、客殿は天保から弘化の頃と推測されている。



図表 92 楞嚴坊



図表 93 楞嚴坊の平面図

■^{しょうえん}勝圓坊【下谷】

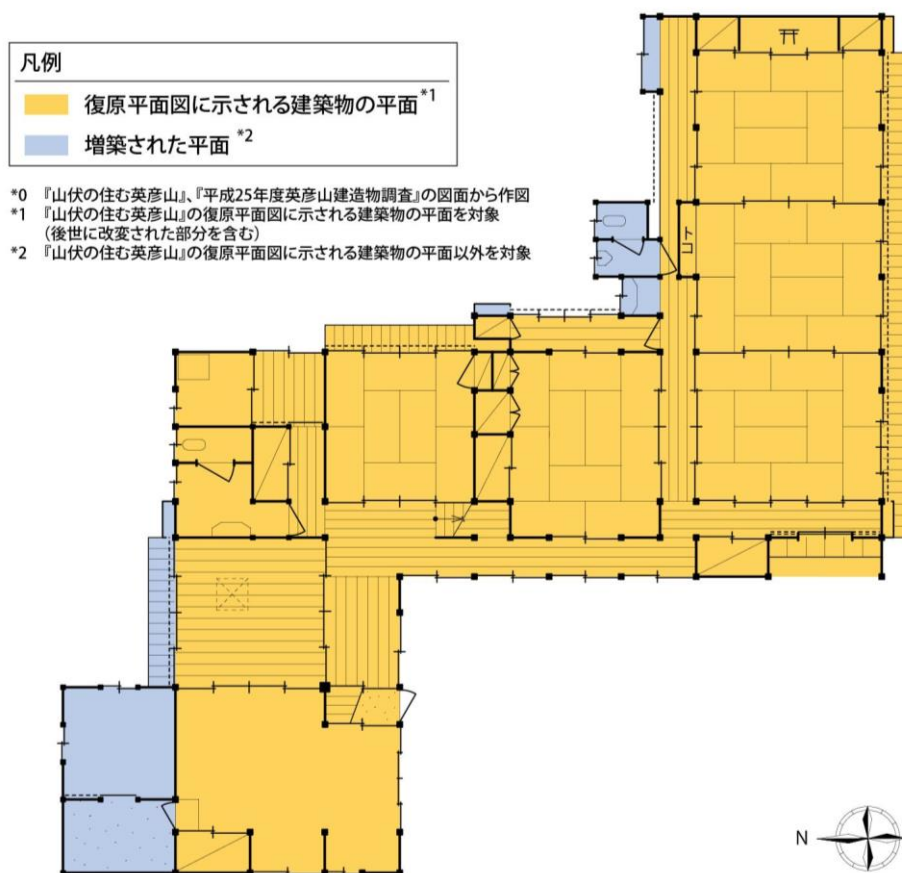
勝圓坊は、文禄 2 (1573) 年に彦山大権現祭の延年を司祭した以後、幕末まで神道系の惣方として大権現祭の芸能や御田祭などを司祭した。明治 7 (1874) 年調査の檀家所持数は、8,651 軒に及び、英彦山では 10 指に入る。

入口は敷地西隅にあり、棟門がある。建築物は、客殿、ヒロマ、居住部分をつなぐ二矩折型で、客殿が道



図表 94 勝圓坊

に対して平行であり、大門筋沿いの坊と共通する。建立年代は、慶応 3（1867）年の『客殿再建諸事日記』の内容が現在の座敷と一致することから、同年に客殿が建設されたと考えられている。



図表 95 勝圓坊の平面図

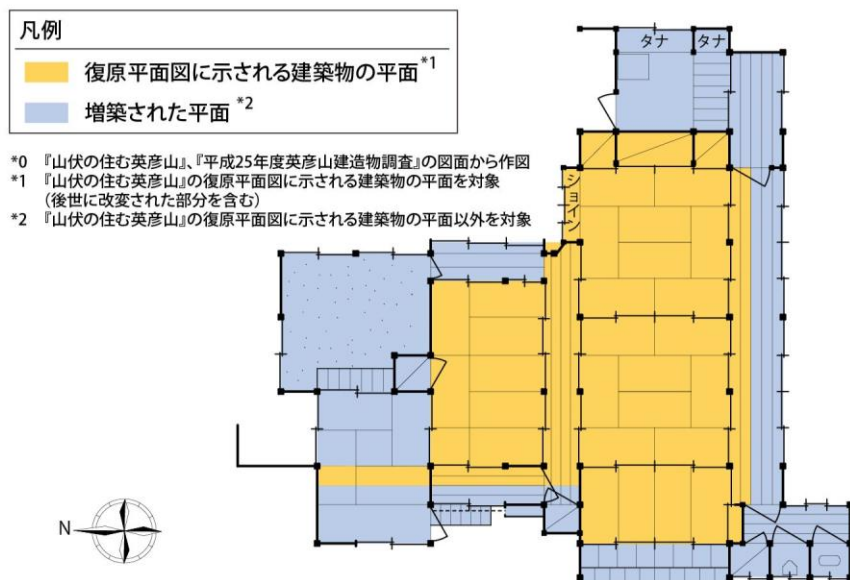
■ 守静坊【下谷】

守静坊は、祖先が豊前国馬ヶ嶽城主の長野一族であり、戦国時代に英彦山に逃れ山伏になったと伝えられる。惣方（神道系）であったが、江戸時代後期の衆徒方（天台系）になり、三代にわたり作事奉行を勤め寺社・坊を監察し、明治維新後に神職となる。

敷地は下谷の中の後谷にあり、敷地西隅に入口がある。建築物は、文政 6（1823）年の大火災で被災を免れたと伝えられ、現存する宿坊の中で最も古いとされる。既往文献では、柱が一間毎に建つこと、木の太い柱と長押等から、首肯されている。前庭には樹齢約二百年の枝垂桜や柿樹がある。



図表 96 守静坊



図表 97 守静坊の平面図

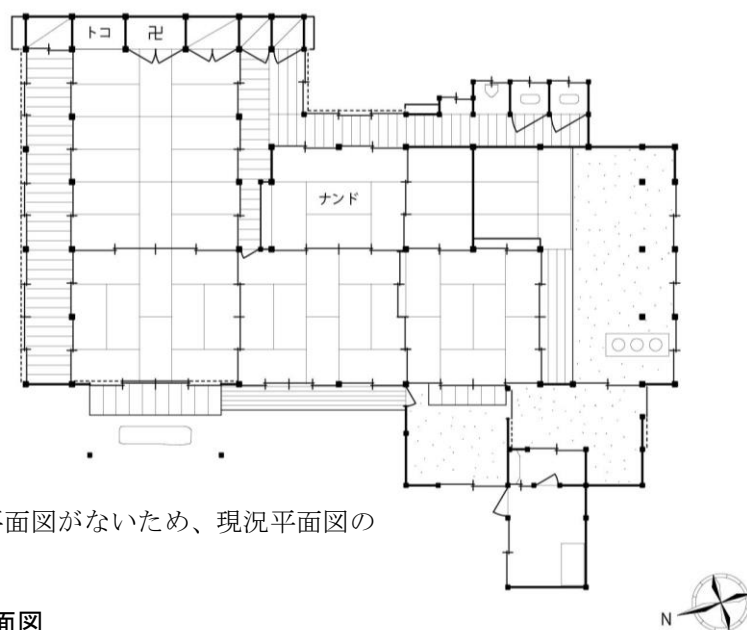
■増了坊【西谷】 ぞうりょう

増了坊は、行者方（修験系）であり、政所坊、亀石坊とともに有力な大先達であり、鍋島藩の宿坊であった。

敷地は、大門筋沿の中程に位置し、広さ約 2,000 m² の敷地の西隅に入口があり、薬医門と天和 2（1682）年の刻銘のある石灯籠がある。建築物は、大門筋側の客殿、ヒロマ、住居部分からなる二矩折型であり、客殿が大門筋に対して平行に位置する。明治初年の火災後に亀石坊もしくは政所坊から移築したと伝えられているが、単なる移築ではなく、複数の部材が混用されたと伝えられている。



図表 98 増了坊



※増了坊は、復原平面図がないため、現況平面図のみを掲載

図表 99 増了坊の平面図

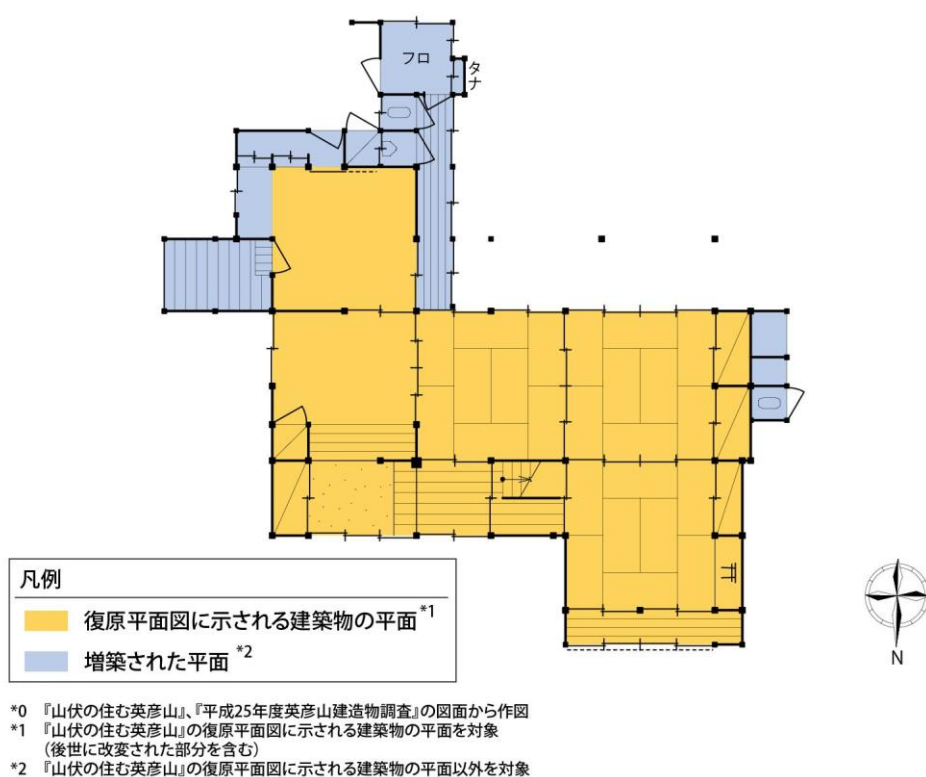
■^{しょうけん}正賢坊【新屋敷】

正賢坊は、衆徒方である。

敷地は、銅鳥居より 200m ほど下の新屋敷に位置する。銅鳥居より下に存在する数少ない宿坊である。建築物は、大門筋側の客殿、ヒロマ、住居部分からなる二矩折型である。一般的な平面を有しているが、2 階建てである。建立年代は、天保 11（1840）年生まれの人^{の代とも、安政年間（1854～1859）とも伝えられているが、2 階部分が高いため、時代が下るか、改造されたものと推測されている。}



図表 100 正賢坊



図表 101 正賢坊の平面図

④墓地

墓地の説明は前述の通りである。

■^{ごびょう}座主御廟

座主御廟は「峯御廟」と称され、座主院の東南 400m ほどに位置する。面積は約 1,600 m² であり、平坦面を造成して墓域が形成されている。墓の総数は 60 基余りであるが、在銘の判明しないものもある。墓地の造成は、近世座主が現・朝倉市の黒川院から彦山華蔵院（座主院）に入御してからと考えられているが、墓地東側の玉垣に囲まれた中に石幢と宝篋印塔が置かれ、その宝篋印塔に座主興有の名が刻まれている。

■政所坊墓地

政所坊墓地は、政所坊跡の北側 100m ほどのところに位置する。面積は約 380 m²であり、32 基程で構成されている。墓の形成時期の初源は、北西四半分領域に、人為的に集石されて小丘様に呈する、近世墓が形成されていない空白域があり、中世集石基壇があったのでないかと考えられているが、形状は攪乱を受け判然としない。その中に中世の宝篋印塔や五輪塔の残欠がみられる。一基の宝篋印塔に「永正十一年(一五一四)道勝」とあり、この前後に墓地形成が開始されたものと考えられている。

英彦山の坊家墓地形成時期は、天正、永正年間頃にその初源期があると考えられており、大友勢による「天正の彦山焼討ち」以降再興集落の形成に伴い、墓地形成も図られたと見られている。しかし、墓地内に立つ仏教色のある宝篋印塔、五輪塔類は明治維新の廃仏毀釈によって悉く破却され、その痕跡さえも現在は残されていない。この政所坊墓地は、その痕跡が残る数少ない墓地の一つとされている。

この墓地は戦国期末、近世初頭から江戸幕末までの間に形成された執当奉行政所坊の墓地とされ、英彦山墓地形成の典型例とされている。

■智室墓地

智室谷墓地は、智室谷集落に南側に並行し、標高 720m～770m、東西 200m に延びる幅 70m の稜線鞍部に広く分布している。墓群は、玉屋谷への動線で分断されるものの、7 群 14 区画の墓地区画が形成され、その中に 130 基余りの墓がある。

現在見られる墓は全て近世期に属するが、標高が高い位置にある墓ほど時代的に古い傾向にあり、四王寺谷への動線より上部には墓地は形成されていない。このことから、この動線は天台四土結界を分界する道線として、修行窟のある菩薩界（実報莊嚴土）と山伏居所として行者界（方便浄土）を分かち結界道であったと考えられている。英彦山霊仙寺境内から水平に展開する動線より下位に墓地を形成し、神仏習合思想による結界観や死穢を嫌う不浄観から、墓地や造塔は忌避されたものと考えられている。

標高最上位には中世の集石墓と見られる小礫を集石した小丘状を呈する遺構があり、その中に一石五輪塔の残欠がある。他にも石塔類があった痕跡があるが、明治維新の廃仏毀釈により破却されたと見られている。

iv. 集落

集落には、木地師・鍛冶師等が居住していた唐ガ谷地区、農民、職人等が居住していた北坂本地区、南坂本地区の 3 つの集落がある。これらの集落においては、往時の建築物等の遺構は残されていないものの、農家集落としてその空間構成は継承されている。

2-3 指定に至る経緯、史跡の概要

(1) 指定に至る経緯

英彦山は、古代から現代まで続く信仰対象であり、我が国を代表する修験霊山として著名である。英彦山内には様々な歴史的文化遺産が残ることから、本町は昭和 46、47（1971、1972）年度に国や県の支援を受けながら英彦山伝統的建造物群保存地区調査を行った。また、朝日新聞西部本社は昭和 57～59（1982～1984）年に主催して学術的調査を実施し、今熊野窟にて磨崖仏を発見、南岳及び北岳において経筒等が出土した。これを受け、本町は英彦山修験道遺跡地形図を作成し、英彦山内の遺構の存在を整理した。このように、英彦山はかねてより調査が行われており、遺構の価値は認められていた。

そのような中、英彦山は平成 12（2000）年度、福岡県文化財保護審議会の福岡県重要・大規模遺跡の保存活用基本計画（建議）により、英彦山が重要大規模遺跡として認定され、早急な保護措置の必要性が提示された。

本町は、英彦山の歴史的文化遺産の保存活用を重点課題として位置付け、信仰の山としての歴史的価値を明確化するための歴史的諸資料の総合調査を、文化庁、福岡県の指導の下、国庫補助金、福岡県補助金を得て、平成 22（2010）年度から 6 か年計画にて実施した。調査は、平成 23（2011）年 10 月に発足した英彦山調査指導委員会による協議を重ね、実施された。

英彦山はこの調査成果をもとに、平成 29（2017）年 2 月 9 日に英彦山は国史跡に指定された。

図表 102 指定に係る主な経緯

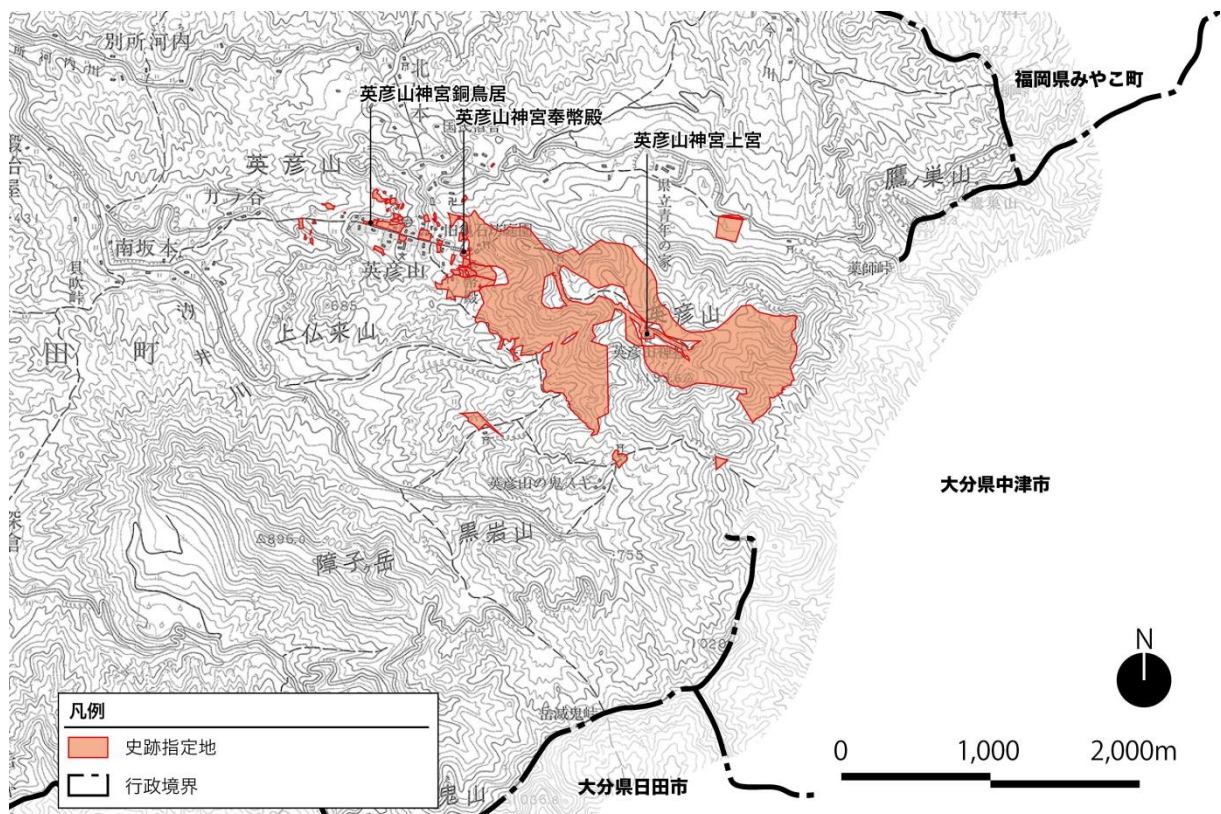
年月日	内容
昭和 52（1977）年	英彦山伝統的建造物群保存地区調査
昭和 57（1982）年 5 月 20 日	朝日新聞社主催英彦山学術調査（英彦山今熊野窟にて磨崖仏を発見、北岳及び南岳山頂にて経筒等が出土）
昭和 58（1983）年	英彦山修験道遺跡地形図（1/3000）作成
昭和 59（1984）年 10 月	北岳山頂にて経筒出土
昭和 63（1988）年 6 月 6 日	英彦山経塚出土品（国重要文化財指定）
平成 7（1995）年	英彦山大河辺山伏墓地調査
平成 8（1996）年 3 月	英彦山大河辺山伏墓地（町史跡指定）
平成 13（2001）年 1 月 30 日	福岡県重要・大規模遺跡の保存活用基本計画（建議）
平成 22（2010）年 4 月	英彦山五窟、智室谷坊跡群等の測量調査を開始
平成 22（2010）年度～平成 27（2015）年度	英彦山内の遺跡内容確認調査

(2) 史跡の概要

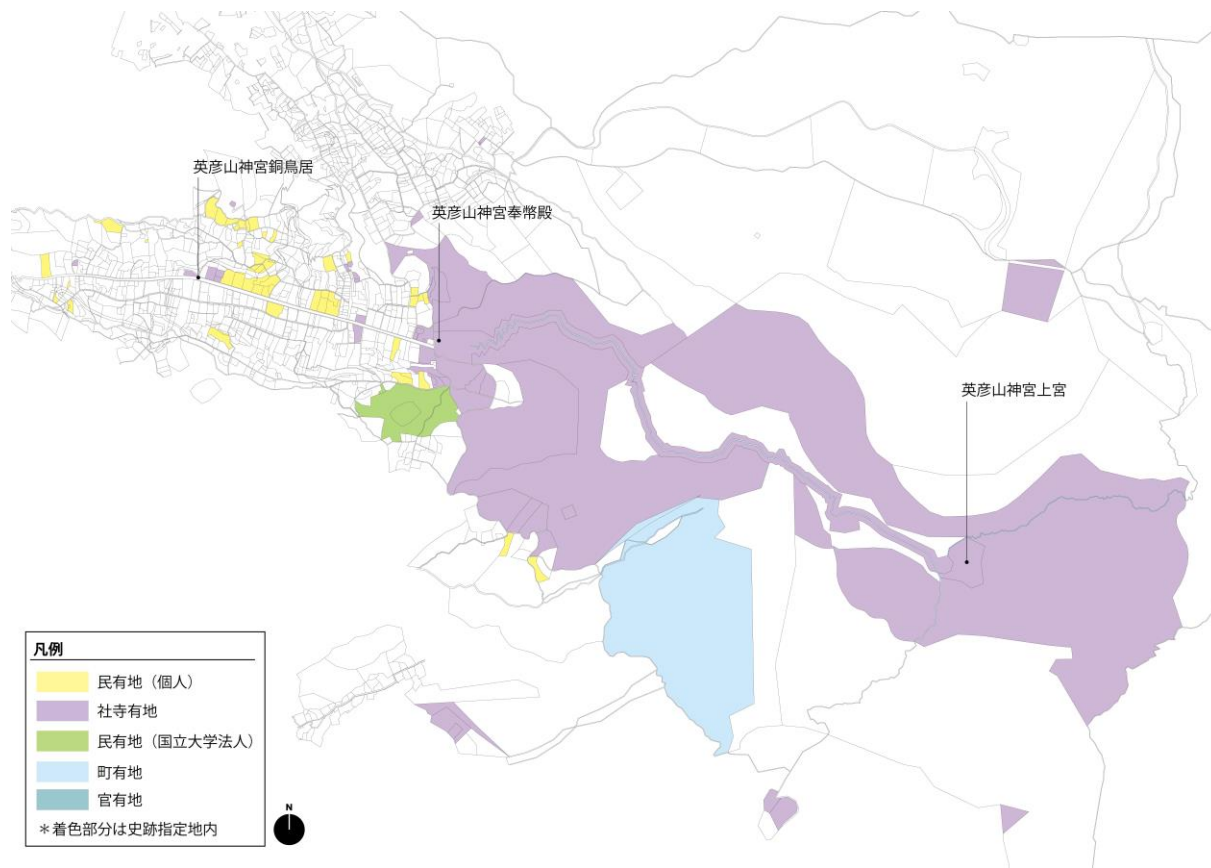
1) 国指定史跡「英彦山」の概要

史跡英彦山は、平成 29 (2017) 年 2 月 9 日に以下に示す通り国史跡の指定を受けた (文部科学省告示第 7 号)。また、同年 3 月 22 日に、添田町が管理団体の指定を受けた (官報第 6982 号)。

名	称：英彦山
位	置：福岡県田川郡添田町大字英彦山 1 番 外 111 筆 等
指 定 年 月 日	：平成 29 (2017) 年 2 月 9 日
指 定 基 準	：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和 26(1951)年文化財保護委員会告示第 2 号)の「三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡」
管 理 団 体	：添田町
指定区域の面積	：901,859.33 m ² (112 筆)
所 有 関 係	：国有地 5,498.91 m ² 町有地 48,119.97 m ² 民有地 29,617.45 m ² (10 名) 社寺有地 818,623.00 m ²



史跡英彦山の指定地は、約 9 割が英彦山神宮の所有する社寺有地であり、英彦山神宮奉幣殿から英彦山神宮上宮の一体に広がっている。英彦山神宮奉幣殿の南側に位置する座主院は、九州大学が所有する民有地であり、今熊野窟周辺は町有地である。英彦山神宮奉幣殿の西側の門前は、宿坊をはじめとする多くの土地が民有地（個人）となっている。



図表 104 史跡指定地の土地所有

【参考：地籍調査】

図表 105 指定の期日と指定地（1/2）

期日	指定地			根拠文献
	大字	字	地番等	
平成 29 (2017) 年 2 月 9 日	英彦山	英彦山	1 番	文部科学省告示 第 7 号
		樋ノ口	5 番	
		智室	6 番 1、6 番 2、6 番 3、7 番 2、8 番、9 番、10 番、13 番、1864 番	
		玉屋	16 番、17 番	
		山ノ裏	18 番 2	
		大南	25 番 1、25 番 4	
		二ノ御岳	26 番 3、26 番 4、26 番 5、26 番 6、26 番 7、34 番 1、34 番 2	
		一ノ岳	36 番	
		北谷	61 番	
		向ノ山	202 番 1、202 番 2	
		上谷	665 番 1、665 番 2、669 番、670 番、674 番、675 番、676 番、693 番、694 番 1、1378 番 1、1378 番 3、1400 番 1	

図表 105 指定の期日と指定地 (2/2)

期日	指定地			根拠文献
	大字	字	地番等	
平成 29 (2017) 年 2 月 9 日	英彦山	町	690 番 1、690 番 2、691 番 2、691 番 2、692 番	文部科学省告示 第 7 号
		後谷	731 番、732 番、1230 番、1251 番、1252 番 1、1253 番 1、1257 番、1258 番、1262 番 1、1262 番 2、1264 番 1、1264 番 2、1274 番、1277 番	
		下谷	737 番、1243 番 2、1250 番 2	
		下谷尻	739 番、740 番、1144 番、1193 番	
		子キ堂ノ蔵	741 番	
		念佛堂浦	1134 番	
		下谷越	1143 番	
		新屋敷	1154 番	
		勢溜	1183 番、1241 番	
		弁天道	1225 番、1226 番	
		前谷	1245 番、1246 番	
		馬場筋	1247 番 1、1248 番、1249 番、1254 番、1256 番、1303 番、1304 番 1、1304 番 2、1305 番	
		前田浅草	1255 番	
		中谷	1284 番、1307 番、1385 番	
		紅葉池	1338 番	
		行屋	1363 番、1364 番	
		上霊仙谷	1365 番	
		五ツ谷	1369 番、1370 番、1371 番、1372 番	
		南谷	1373 番 1、1373 番 2、1375 番、1387 番 1、1387 番 2	
		塔ノ池	1379 番 1	
		西谷	1491 番、1540 番、1541 番 1、	
		谷道	1629 番 1、1629 番 2、1648 番	
		谷道尻	1641 番 1	
		嶺	1834 番 1、1834 番 3、1834 番 4、1835 番	
		福岡県田川郡添田町大字英彦山字英彦山 1 番と同字二ノ御岳 26 番 4 に北接する道路敷、同字英彦山 1 番に介在し同字二ノ御岳 26 番 4 と同字二ノ御岳 26 番 5 に挟まれるまでの道路敷、同字智室 6 番 2 に南接する道路敷、同字智室 6 番 3 に介在する道路敷、同字上谷 665 番 1 と同字上谷 665 番 2 に介在し同字上谷 676 番に南接するまでの道路敷、同字智室 6 番 3 に介在し同字智室 6 番 3 に北接するまでの水路敷を含む。		

2) 指定理由

史跡英彦山の指定理由は、『月刊文化財 (六四一号)』平成 29 (2017) 年 2 月発行において、次ページのように詳細に説明されている。

英彦山は標高約 1200 メートルの南岳・北岳・中岳の 3 峰から成る信仰の山で、我が国
有数の修験道場である。山塊は福岡県の東部、大分県の北部にあって、両県の境をなす。

英彦山に関する調査研究は田川郷土研究会による成果以後、添田町教育委員会による昭
和 47 年の英彦山民俗緊急調査、福岡県教育委員会・添田町教育委員会による昭和 52 年
度の英彦山伝統的建造物群概要詳細調査のほか、昭和 57 年から昭和 59 年にかけての朝
日新聞西部本社主催の英彦山学術調査等がある。平成 7 年には添田町教育委員会が開発
計画に伴って大河辺地区の調査を実施し、確認した墓地全域を町指定として保存を図っ
た。平成 22 年度から、添田町教育委員会は英彦山の歴史的範囲と価値を明らかにするた
め、歴史・民俗・古文書・考古・美術工芸・建造物の各分野から成る英彦山調査指導委
員会を組織し、その指導のもと、総合的調査を実施した。

英彦山の山頂には末法思想の隆盛に伴う経塚が多数営まれた（南岳及び北岳山頂出土
の経筒は重要文化財に指定）。『本朝世紀』等に彦山の衆徒が嘉保元年（1094）に大宰府
に強訴し、大式藤原長房が逐電上洛したと記録され、『梁塵秘抄』には「龍門の本山 彦
の山」と宝満山とともに霊場としてみえている。英彦山には山中行場として玉屋般若窟に
代表される修行窟が整備され、発展を遂げた。その中心的年代は今熊野窟磨崖仏の嘉禎
3 年（1237）の紀年銘や採集遺物から 11 世紀から 13 世紀頃と考えられ、『彦山流記』（鎌
倉初期の彦山を推察する資料として貴重）に記された講衆による窟籠修行が古代・中世
の中心的修行形態であったと考えられている。神仏が習合して彦山権現が誕生し、それ
を讃える松会祭礼が整えられると、山中講衆は組織化され、院坊が各谷に配される。ま
た、大講堂を本堂とした伽藍が整備され、彦山霊仙寺としての寺格が確立した。山中
惣大行事を中心として豊前 6 峯大行事と豊前・豊後・筑前 3 国 36 箇村大行事を配置し、
山麓 7 大行事とともに 48 大行事によって 7 里 4 方の神領域を確保した。英彦山は、山頂
の聖域から俗人の住む門前町までを包含する独自の大規模修験集落を形成した点に特徴
がある。英彦山修験道の隆盛は、元弘 3 年（正慶 2 年（1333））後伏見天皇第 6 皇子長助
法親王を世襲座主助有として、黒川（現・朝倉市）の黒川院に迎え、天台宗門跡との関
係を深め、天台修験道としての性格を強めていったことによる。室町時代には熊野修験
の影響を受け、金剛界竈門山（宝満山）、胎蔵界彦山を往来し、擬死再生の十界行を行
う峰入行が開始され、峰中宿が設置された。

戦国動乱期にほとんどの坊舎堂宇が焼失し、豊臣秀吉により全寺領が没収されたが、江
戸時代に入ると、小倉藩主細川忠興をはじめ諸大名を外護の大檀那として多大な寄進を
受け再興を遂げた。細川忠興は元和 2 年（1616）大講堂を再建し、佐賀藩主鍋島勝茂は
寛永 14 年（1637）に銅鳥居を建立した。天台宗門跡や公家との関係も深め、元禄 9 年（1696）
に天台修験別山として公認され、享保 14 年（1729）には、霊元法皇より「英」の字を冠
して「英彦山」の勅額を下賜された。『豊前国郷村高帳』には坊中 500 軒、庵室 80 軒、
市中 25 軒との記述がみえるが、平成 24 年に実施した航空レーザー測定の解析により、
門前に 645 面以上の平坦面を確認し、28 棟に及ぶ歴史的建造物の調査を実施して、修験
集落の実態を明らかとすることができた。坊家は諸国の檀家を廻って護符や薬を配布す
るとともに、英彦山権現の霊験を語り英彦山への参詣を促した。これにより、代参講に
よる参詣が盛んに行われた。明治元年（1868）の神仏分離令により、英彦山霊仙寺は英

彦山神社（現・英彦山神宮、旧官幣中社）となり、座主家は「高千穂」を名乗って、英彦山神宮宮司家として今日まで世襲されている。明治初年の坊中屋敷図等から 250 坊ほどが残ったことが分かるが、その後も離山が進行していった。英彦山は昭和 2 年に日本百景に選定され、昭和 25 年に耶馬日田英彦山国定公園として我が国最初の国定公園のひとつに選定された。信仰の山から観光の山へと変遷を遂げるが、史跡としての価値は損なわれずに極めて良好な形で遺存している。

英彦山霊仙寺（英彦山神宮）の境内域（中心となる奉幣殿（旧大講堂）は重要文化財）から銅鳥居（重要文化財）までの約 1 キロメートルの大門筋の両側に多くの坊舎が並び、名勝旧亀石坊庭園のある旧亀石坊付近で大辻道が交差し、その南側奥に座主院跡がある。東西 150 メートル、南北 100 メートルの規模を有し、石垣や基礎石が残っている。その南約 300 メートルに位置する智室谷は上部に智室窟、最下部に文殊窟を配置し、その間に谷集落が展開し、谷に望む南側尾根鞍部に墓地が並ぶ構成で、窟と谷集落との典型的な様相を示している。中岳山頂に上宮社殿が建ち、山頂に至る参道も良好に維持されている。また、修行窟は神社に姿を変えながらも現在まで英彦山信仰の中核をなしている。峰中宿の遺構も今回の調査で特定することができた。

このように、古代以来信仰を集め、大規模な修験集落を形成した英彦山は、我が国を代表する山岳信仰の遺跡であり、我が国の修験・仏教・神道の信仰の在り方を考える上で重要であることから、英彦山が神領とした範囲のうち、条件の整った地域を指定し、保護を図ろうとするものである。

3) 公有化の経緯

史跡英彦山は、平成 29（2017）年 2 月 9 日に文化財保護法に基づき史跡に指定されて以降、公有化した実績は現在までない。

第3章 史跡英彦山の価値と構成要素

3-1 史跡英彦山の価値

英彦山は、歴史上または学術上の価値が高いと認められ、国の史跡に指定された。これらの価値は、英彦山の史跡指定理由を踏まえ、以下の2つの点から捉えることができる。

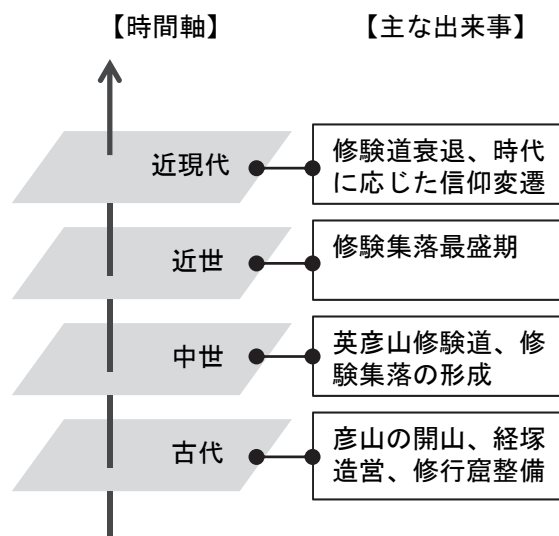
(1) 歴史上の価値

英彦山は、標高約1200mの南岳、北岳、中岳の三峰から成る。古代から現代まで続く信仰の山であり、我が国有数の修験道場である。古代に、神体山として確立した彦山は、神仏習合や末法思想の隆盛などの影響から山上祭祀として多数の経塚が営まれ、山中を修行の場とする49の修行窟が整備された。中世に入ると、神仏習合による彦山権現が誕生し、境内伽藍や院坊が各谷に配置される修験集落が形成された。その後、組織化された入峰修行が開始されると、山中に備宿、籠水宿といった峰中宿等が整備された。近世には、戦国動乱期に坊社堂宇を失い、諸大名の庇護の元で再興を遂げ、参道を主軸に多数の坊舎が立ち並ぶなど、修験集落の最盛期を迎えた。近現代に入ると、神仏分離令や修験宗廃止により修験道、山岳信仰は衰退するものの、英彦山霊仙寺は英彦山神社（現、英彦山神宮）、山内にある窟は末社神社として存続している。また、座主家は英彦山神社の宮司家となり、これらの信仰が受け継がれている。

このように英彦山の信仰は、古代から現代まで時代に応じて変化し、継承されてきている。英彦山は、これらを物語る遺構や遺物が検出され、大規模な修験集落が形成されていたことが明らかにされている。このため、英彦山は我が国にとって欠くことのできない歴史上の価値を有している。

(2) 学術上の価値

英彦山の調査研究は、昭和33（1958）年の田川郷土研究会による『総合研究報告英彦山』の発刊以降、英彦山の調査研究は町や研究者等により進められ、これら調査研究を総括して平成27（2016）年度に『英彦山総合調査報告書』が刊行された。この総合調査では、史跡としての遺構・遺物調査に留まらず、英彦山神宮や宿坊等に残される重層的な歴史を示す歴史資料調査、祭事や芸能等に見られる現代まで続く信仰を物語る民俗資料調査、多くの参詣者を集めた英彦山神社や宿坊等に残る美術工芸資料調査、社殿や宿坊等の建造物や庭園の調査といった、多面的な側面から調査研究が進められた。遺構・遺物調査では山内の遺跡群の



図表 106 英彦山の歴史的経過

包括的な実態の把握、歴史資料調査では未整理資料の分類・整理、民俗資料調査では英彦山神宮と周辺地区の祭事・芸能の実態の把握、美術工芸資料調査では松養坊を対象とする悉皆調査による実態把握、建造物・庭園調査では建造物の構造や庭園意匠デザインの調査・分析が進められた。

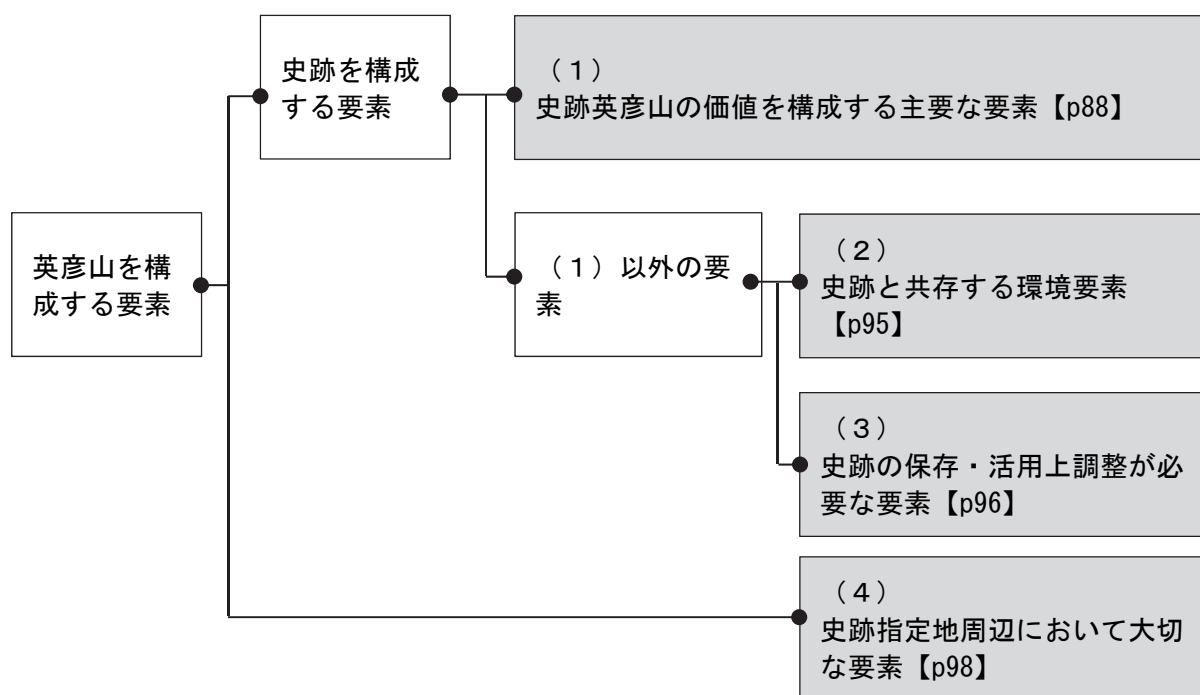
このように英彦山は、多面的な分野における学術的な調査研究の対象となっている。これら多面的な分野の調査研究を通じ、これまで漠然と認識されていた英彦山領域が現在の大字英彦山の範囲と同等であることが明らかにされた。また、航空レーザー測量の分析を通じて、門前や山中坊集落跡において 645 以上の平坦面が確認された。

英彦山は、山頂の聖域から俗人の住む門前町までを包含する独自の大規模修験集落が形成されていた点に特徴がある。また、他では見られない形態の修験集落を有し、信仰が営まれている。日本の修験・仏教・神道の信仰の在り方を考える上で、新規性や進歩性のある調査研究の成果を得られる可能性を包含しており、学術的な価値を有している。なお、広大な範囲を有することから、これまでの総合調査で検出されていない遺構や遺物、明らかにされていない歴史を有している。

3-2 英彦山の価値を構成する要素

前述の「史跡英彦山の価値」を踏まえ、英彦山を構成する要素を以下に整理する。

史跡指定地内に所在する要素は、史跡を構成する要素とし、史跡指定地外において「(1) 史跡英彦山の価値を構成する主要な要素」と同等の価値を有すると考えられる構成要素は、「(4) 史跡指定地周辺において大切な要素」とする。これらの要素を各要素の概要は、次頁以降に示す。



図表 107 英彦山を構成する要素の分類

（１）史跡英彦山の価値を構成する主要な要素

史跡英彦山の価値を構成する主要な要素は、英彦山の空間構造を示す遺構、信仰の変遷を物語る遺構や遺物である。

英彦山の空間構造を示す遺構は、四土結界の空間領域を示す銅、石、木の鳥居がある他、空間の規模を示すレーザー測量で明らかにされた平坦面がある。

信仰の変遷を物語る遺構や遺物は、経塚跡や峰中宿跡などの埋蔵遺構、英彦山神宮の社殿や石塔などの石造物、座主院等の石垣や石段、門前大門筋に配された池泉庭園を有する宿坊跡群と宿坊の石垣などといった建造物、窟の巨石などがある。



図表 108 鳥居（下宮の石鳥居）



図表 109 平坦面（報恩寺跡）



図表 110 社殿（上宮拝殿）



図表 111 窟（般若窟（玉屋神社））



図表 112 峰中宿跡（備宿）



図表 113 宿坊（財蔵坊）



図表 114 座主院跡



図表 115 石仏（今熊野窟摩崖仏）

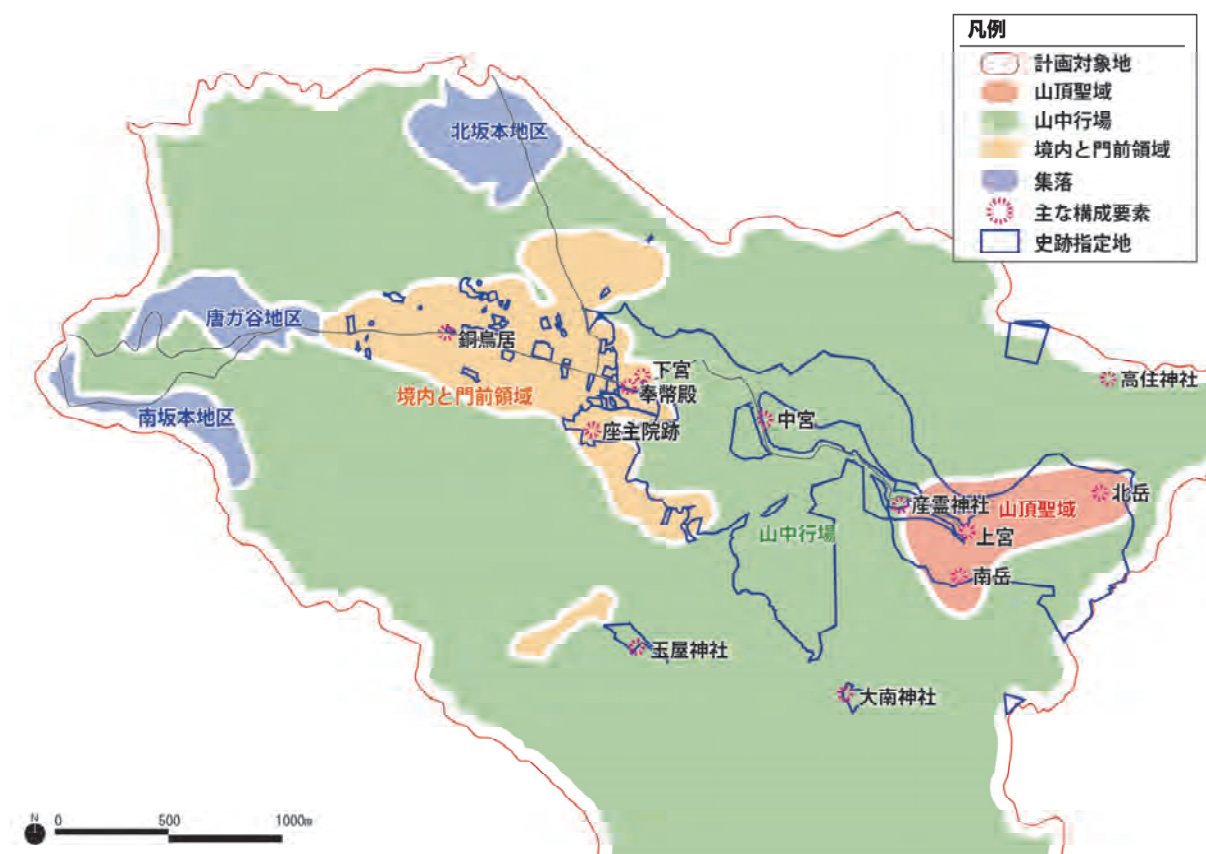


図表 116 石祠（登拝道沿いの護法神）



図表 117 石碑（行者堂の石碑）

構成要素は、第2章における英彦山の空間構造を踏まえ、四界領域毎に整理する。



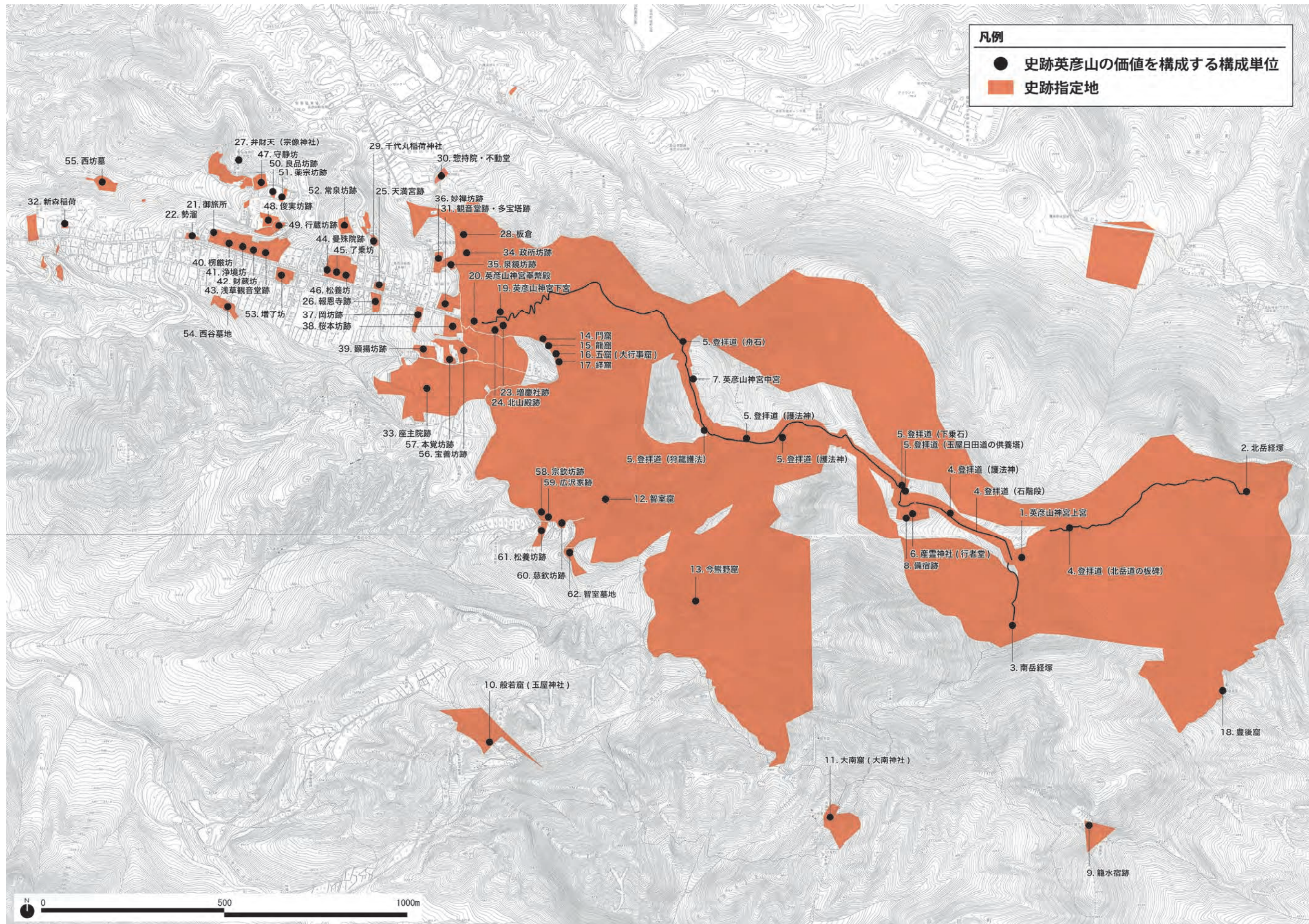
図表 118 英彦山の空間構造と史跡指定地

図表 119 史跡指定地内における「史跡英彦山の価値を構成する要素」(1/2)

空間特性		構成単位	構成要素	No
山頂領域		英彦山神宮上宮	平坦面、本殿、拝殿、石基壇、石垣	1
		北岳経塚	平坦面、埋蔵遺構、金銅仏(1基)、銅筒(1基)、経塚(1基)	2
		南岳経塚	平坦面、埋蔵遺構、経塚(1基)	3
		登拝道	木鳥居、石階段、北岳道の板碑(2基)、護法神(1基)	4
山中行場		登拝道	石鳥居、玉屋日田道の供養塔(1基)、舟石、下乗石、狩龍護法、護法神(2基)	5
		産霊神社(行者堂)	平坦面、拝殿、板碑(6基)、池跡、閼伽井	6
		英彦山神宮中宮	平坦面、石鳥居、石祠	7
		備宿跡	平坦面、建築物跡(礎石)	8
		籠水宿跡	平坦面、巨石、石碑	9
		般若窟(玉屋神社)	平坦面、社殿、供養塔(2基)、石塔(2基)、狛犬(2基)、石垣、石段、巨石窟	10
		大南窟(大南神社)	社殿、石垣、巨石窟、社叢	11
		智室窟	平坦面、巨石窟、板碑(14基)、五輪塔、十一面観音像	12
		今熊野窟	巨石窟(梵字岩)、磨崖仏、板碑(2基)	13
		門窟	平坦面、巨石窟	14
		龍窟	平坦面、巨石窟	15
		五窟(大行事窟)	平坦面、巨石窟、石組基壇	16
		経窟	平坦面、巨石窟	17
		豊後窟	巨石窟	18
境内と 門前領 域	境内	英彦山神宮下宮	平坦面、本殿、幣殿、拝殿、灯籠(3基)、石祠(1基)、手水鉢(1基)	19
		英彦山神宮奉幣殿	平坦面、奉幣殿、手水舎、梵鐘、石塔(5基)、石段、石垣	20
		御旅所	平坦面、社殿、庭園、石碑(1基)	21
		勢溜	平坦面、下乗石、石灯籠(1対)、銅製灯籠(1対)、石塔(1基)	22
		増慶社跡	平坦面、板碑(8基)、石垣	23
		北山殿跡	平坦面、石垣	24
		天満宮跡	平坦面、放生池、社祠(1基)、石垣	25
		報恩寺跡	平坦面、宝篋印塔、石垣、	26
		弁財天(宗像神社)	平坦面、石祠、板碑(3基)、庚申碑(2基)	27
		板倉	平坦面、板倉	28
		千代丸稻荷神社	平坦面、石祠	29
		惣持院・不動堂	平坦面、板碑(6基)、三日月池、石垣	30
		観音堂跡・多宝塔跡(招魂社)	平坦面、石垣、供養塔(11基)	31
		新森稻荷	平坦面、石祠(1基)、無縫塔	32
	座主院	座主院跡	平坦面、仏堂跡、庭園(2園)、石垣、石段	33

図表 119 史跡指定地内における「史跡英彦山の価値を構成する要素」(2/2)

空間特性		構成単位	構成要素	No
境内と 門前領 域	上霊 仙谷	政所坊跡	平坦面、庭園、石垣	34
		泉鏡坊跡	平坦面、石垣、石段	35
		妙禅坊跡	平坦面、石垣	36
	中尾谷	岡坊跡	平坦面、石垣	37
		桜本坊跡	平坦面、石垣	38
		顕揚坊跡	平坦面、石垣	39
	下谷	楞嚴坊	平坦面、坊舎、石垣	40
		浄境坊	平坦面、坊舎、塀、門、石垣	41
		財蔵坊	平坦面、坊舎、塀、門、石垣、庚申碑(1基)	42
		浅草観音堂跡	平坦面、輪蔵跡、石垣	43
		曼殊院跡	平坦面、庭園、石垣	44
		了乗坊	平坦面、坊舎、石垣	45
		松養坊	平坦面、坊舎、門、塀、石垣	46
		守静坊	平坦面、坊舎、石垣、しだれ桜古木	47
		俊実坊跡	平坦面、石垣	48
		行蔵坊跡	平坦面、石垣	49
		良品坊跡	平坦面、石垣	50
		薬宗坊跡	平坦面、石垣	51
		常泉坊跡	平坦面、石垣	52
	西谷	増了坊	平坦面、坊舎、門、塀、石垣	53
		西谷墓群	平坦面、墓石群、板碑(1基)、庚申碑(1基)	54
		西坊墓	平坦面、墓石群	55
	南谷	宝善坊跡	平坦面、石垣	56
		本覚坊跡	平坦面、石垣	57
	智室谷	宗欽坊跡	平坦面、石垣	58
		広沢家跡	平坦面、石垣、板碑(1基)	59
		慈欽坊跡	平坦面、石垣	60
		松養坊跡	平坦面、石垣	61
		智室墓地	平坦面、墓石群	62
共通	上記以外の遺構、遺物			



図表 120 史跡英彦山の価値を構成する構成単位

(2) 史跡と共存する環境要素

史跡と共存する環境要素は、英彦山の豊かな環境により長い年月をかけて育まれた自然や景勝地に係る要素である。

英彦山は、県内でも貴重なブナ林が分布する他、県指定文化財にもなっているブッポウソウといった動物や貴重な昆虫が生息している。また、火山活動などにより形成された高原上の地形や、峡谷に流れる水系、修行窟に見られるような巨石が散在する。このような貴重な動植物や自然地形が評価され、計画対象地全体が耶馬日田英彦山国定公園に指定されている。

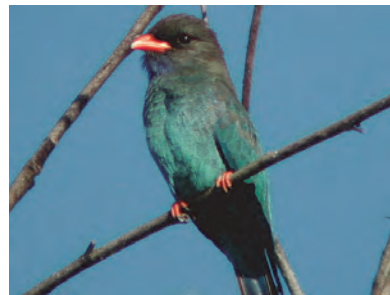
山頂域は重要な場として特別保護地区並びに第1種特別地域に指定され、その自然環境が保全されている。また、英彦山の山頂より南西側一体は、貴重な樹種の遺伝資源の保存を目的とする林木遺伝資源保存林にも指定されている。



図表 121 ブナ林
(中岳～北岳付近)



図表 122 巨石
(智室窟付近)



図表 123 ブッポウソウ
【出典：Wikipedia】

図表 124 史跡と共存する環境要素

名称	備考
自然地形	地形、水系、巨石 など
貴重な植物	ブナ林 など
貴重な動物、昆虫	ブッポウソウ、タカチホヘビ など

（３）史跡の保存・活用上調整が必要な要素

史跡の保存・活用上調整が必要な要素は、「史跡英彦山の価値を保存するために共存が必要となる要素」や、「史跡英彦山の価値を来訪者に知ってもらうための要素」、「史跡英彦山の価値を総合的に活用するための要素」、「史跡英彦山の価値を損ねている要素」に分けられる。

史跡英彦山の価値を保存するために共存が必要な要素は、社務所や守札所、神輿庫等といった信仰活動をする上で必要な施設、英彦山の価値を構成する要素や来訪者を自然災害から守るためのよう壁や消火設備等の防災施設がある。



図表 125 神輿庫
(英彦山神宮奉幣殿周辺)



図表 126 よう壁
(英彦山神宮奉幣殿南側付近)



図表 127 消防用水
(英彦山神宮奉幣殿東側付近)

史跡英彦山の価値を来訪者に知ってもらうための要素は、広大な範囲に及び、多岐にわたる歴史・文化を有する英彦山を学ぶことができる英彦山修験道館やスロープカー花駅にある山伏文化財室、座主院があった土地に位置する九州大学彦山生物学実験施設といった情報発信施設がある。また、史跡英彦山の価値を現地で学ぶことができる解説板や総合案内板、構成要素の場所へ案内するための誘導サインといった情報発信設備がある。



図表 128 英彦山修験道館



図表 129 解説板
(松養坊前)



図表 130 誘導サイン
(英彦山神宮奉幣殿東側付近)



図表 131 山伏文化財室
(スロープカー花駅内)



図表 132 九州大学彦山生物学実験施設（座主院跡）



図表 133 総合案内板
(英彦山神宮銅鳥居の西側)

史跡英彦山の価値を総合的に活用するための要素は、英彦山への交通アクセスである道路、英彦山内を回遊するためのスロープカー、エレベーター、登山道、管理用通路等といった交通施設がある。その他、来訪者を受け止めるための駐車場やトイレ（上水パイプなども含む）、ベンチ等といった便益施設がある。



図表 134 ベンチ
(英彦山神宮奉幣殿南側付近)



図表 135 スロープカー



図表 136 トイレ
(スロープカー神駅付近)

史跡英彦山の価値を損ねている要素は、史跡英彦山の価値を構成する要素を毀損させている樹木や動物、山内の工事のために新設される管理道、倒木がある。



図表 137 石垣を毀損させる樹木
(慈欽坊跡)

図表 138 史跡の保存・活用上調整が必要な要素

	名称	備考
史跡英彦山の価値を保存するために共存が必要となる要素	信仰を継承する上で必要な施設	神輿庫、社務所、守札所、倉庫棟 など
	防災施設	よう壁、屋外消火栓、消防用水 など
史跡英彦山の価値を来訪者に知ってもらうための要素	情報発信施設	英彦山修験道館、山伏文化財室、九州大学彦山生物学実験施設 など
	情報発信設備	解説板、総合案内板、誘導サイン など
史跡英彦山の価値を総合的に活用するための要素	交通施設	道路、スロープカー、エレベーター、登山道、九州自然歩道、管理用通路、工事で新設される管理用通路 など
	便益施設	駐車場、トイレ、ベンチ、上水パイプ など
史跡英彦山の価値を損ねている要素	樹木	史跡の価値を構成する要素を毀損させる樹木、倒木 など

（４）史跡指定地周辺において大切な要素

史跡指定地周辺において大切な要素は、英彦山領域内にあるものの、史跡指定地内にはない要素である。英彦山領域は、江戸時代に所領安堵され、小倉藩などに知行寄進を受けて成立した範囲で、英彦山を中心とする四土結界の思想の下で神領と認識されていた重要な範囲である。この範囲内にある要素は、英彦山信仰や宗教活動を通じて創出された、欠くことのできないもので、史跡に英彦山の価値を構成する主要な要素と同等の価値を有する要素である。

英彦山神宮銅鳥居や高住神社（豊前窟）等といった社殿、文殊窟や大河辺窟等といった窟、顕揚坊や正賢坊等といった宿坊、鬼スギや鷹巣山、材木石等といった植物、地質鉱物がある。その他、レーザー測量により検出された、かつて宿坊等が立地していたと考えられる平坦面がある。

なお、英彦山領域は広大な範囲で、検出されていない遺構や遺物も多く有していると考えられる。これらの要素は英彦山を解明する上で重要な要素と捉えることができる。

図表 139 史跡指定地周辺において大切な要素

種別	備考
社殿	英彦山神宮銅鳥居、高住神社（豊前窟） など
窟	文殊窟、大河辺窟、不動窟、牛窟 など
宿坊	顕揚坊、正賢坊、了乗坊 など
植物、地質鉱物	鬼スギ、鷹巣山、材木石 など
修験集落を構成する平坦面	レーザー測量で確認された平坦面
検出されていない遺構、遺物	

第4章 保存活用の現状と課題

4-1 保存管理の現状と課題

1) 現状

- ・計画対象地は、自然公園法や森林法、鳥獣保護法、土砂災害防止法、砂防法、都市計画法、福岡県屋外広告物条例に基づき、英彦山の保全が図られている。
- ・史跡指定地は、平成29(2017)年に国史跡に指定され、文化財保護法に基づく保存の措置が図られ、英彦山神宮をはじめとする土地の所有者及び建造物の所有者等により保存管理が行われている。
- ・計画対象地内に存在する指定文化財は、文化財保護法及び福岡県文化財保護条例、添田町文化財保護条例に基づき、個別に保存管理が行われている。
- ・計画対象地の史跡指定外は、全域が埋蔵文化財包蔵地である。土木工事等を目的に発掘をする際、文化庁長官への届出が法により位置づけられ、遺跡の保存管理が取り組まれている。
- ・発掘調査により出土した遺物は、英彦山修験道館に保管されている。

2) 課題

●史跡英彦山の価値を構成する要素は劣化の状態が把握されず、対策が十分ではない

- ・史跡英彦山の価値を構成する要素は、過酷な自然環境の中、放置された状態にあり、経年劣化が進行している。しかし、本町では劣化状況等を把握する定期的な点検を実施できておらず、劣化状況を具体的に把握できていないため、保存管理の対策が十分ではない。

●史跡に配慮した維持管理や活用ルールが行き届かず、史跡に悪影響が生じている

- ・山内に工事用車両が入る際に、新たな工事用通路が増設されるなど、史跡に悪影響を及ぼしている。
- ・来訪者が身に着けるアイゼン等の登山道具により、石段をはじめとした史跡英彦山の価値を構成する要素に悪影響を及ぼしている。

●史跡指定地外の保存管理が十分ではない

- ・計画対象地の史跡指定地外は、史跡英彦山の価値を構成する主要な要素と同等の価値を有する要素が存在している。これらの取扱いは、埋蔵文化財包蔵地として法による保存管理の取組がなされている一方で、日常的な保存管理は所有者等による自助努力に委ねられており、十分な保存管理が図られていない。

4-2 活用の現状と課題

活用は「情報発信」、「教育」、「地域振興」の3つの視点から現状と課題を整理する。

(1) 情報発信の現状と課題

1) 現状

- ・英彦山神宮や添田町観光協会は、英彦山の歴史文化の情報発信のため、案内マップの配布、のホームページ、Facebook等のSNSを活用し、情報発信に取り組んでいる。

- ・本町は、平成 30（2018）年度より、観光ボランティアによるガイドは有料化され、質の向上が図られている。
- ・英彦山は、英彦山神宮の境内地として、常時無料で公開されている。
- ・宿坊をはじめとする建築物の公開活用は、財蔵坊に限られており、無料で公開されている。

2) 課題

●史跡英彦山の情報発信をする媒体や主体が限定的である

- ・ホームページや SNS 等を通じた情報発信は、英彦山に関する情報が限定的であり、情報のさらなる充実が課題である。また、外国語表記の対応は十分ではない。
- ・近年増加しつつある外国人に対して、外国語表記されたパンフレットやマップ等が作成されていない。
- ・情報発信に取り組む主体が限られている。

（2）教育面での活用の現状と課題

1) 現状

- ・本町は、主に小学生を対象に、英彦山の課外授業を開催したり、平成 28（2016）年度に英彦山の歴史文化を包含した歴史テキストを作成・配布している。
- ・本町は、成人を対象に、英彦山を題材にした歴史講座の開催や、宿坊の修理現場の公開等を通じて、学習機会の提供にも取り組んでいる。
- ・九州歴史資料館では、九州の歴史を紹介する展示が行われており、平成 29（2017）年度特別展「霊峰英彦山～神仏と人と自然と～」など、英彦山に関する展示も行われている。

2) 課題

●町民をはじめとした人々の英彦山への認識や愛着が十分ではない

- ・英彦山は、本町及び北部九州のシンボリック的存在であるが、町民、引いては北部九州の人々の英彦山への認識や愛着が十分に育まれていない。
- ・人々の英彦山への認識や愛着を育むため、「郷土史会」や「英彦山こてんぐ塾」などの関係団体との連携により、質の高い教育機会の提供が求められる。

（3）地域振興面での活用の現状と課題

1) 現状

- ・本町は、平成 24（2012）年、英彦山を中心とした歴史的文化遺産の地域振興面の活用を位置づけた『添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想』及び『添田町歴史的风致維持向上計画』の策定をし、歴史まちづくりの取組を始めた。その後、平成 27（2015）年の『添田町第 5 次総合計画後期基本計画』において、歴史まちづくりを重点事業として位置づけ、史跡英彦山の地域振興の一環として、観光振興での活用に積極的に取り組み始めている。
- ・本町は、添田町観光ガイドボランティアによる無料ガイドを提供してきたが、平成 30（2018）年 4 月より有料ガイドに切り替え、サービスの質の向上に取り組んでいる。
- ・本町は、近年、観光振興に通じる史跡の活用として、英彦山神宮奉幣殿や山伏体験等のモニターツアーの開催など、観光プラン開発を進めている。

2) 課題

●英彦山の魅力を十分に活用しきれていない

- ・本町は、英彦山の歴史文化を活用した観光振興の取組に着手し、注目されつつある。しかし、これらの取組は初動期にあたり、更なる展開が求められている。
- ・英彦山は、観光振興による活用が進められ、今後取組が発展することで、来訪者が増加し、遺構を毀損させるリスクが高まる恐れがある。
- ・英彦山は、登山やレクリエーションの場として親しまれているが、豊かな自然に生息する動植物の周知が十分ではない。
- ・座主院跡にある九州大学彦山生物学実験施設は、英彦山に生息する昆虫に関する豊富な研究成果を有しているものの、その成果は一般の人々には知られていない。

4-3 整備の現状と課題

整備は「保存整備」、「活用整備」の2つの視点から現状と課題を整理する。

(1) 保存整備の現状と課題

1) 現状

- ・英彦山は、国史跡に指定される以前から、指定文化財の建造物等の保存整備が進められてきた。
- ・国指定文化財である英彦山神宮奉幣殿は、昭和9(1934)年に解体修理され、県指定文化財である財蔵坊は、昭和49(1974)年に修理された。また、未指定文化財であった英彦山神宮上宮(本殿、拝殿)、英彦山神宮下宮(本殿、拝殿)は昭和7(1932)年に、修理された。

2) 課題

●過酷な気象条件や自然災害等により、建築物や工作物の劣化が進行している

- ・過酷な気象条件により、建築物や工作物は劣化が進行している。特に、英彦山神宮上宮本殿・拝殿、行者堂、木鳥居等は、気象条件が厳しい山頂聖域の進行が著しい。
- ・英彦山は、豪雨や地震、火災、風害等の自然災害により、山腹の土砂災害も生じている。
- ・近年、全国的に文化財への悪質ないたずら行為や盗難が散見されている。添田町は、英彦山神宮奉幣殿より標高が低い場所には防犯カメラを設置しているが、標高が高い場所での対策は講じられていない。

●獣害や植害、来訪者による人害が生じている

- ・石垣等の遺構は、シカ等の動物や繁茂した植物等の影響により保存に悪影響を及ぼしている。
- ・英彦山は、登山や自然観察等のレクリエーションの場であり、アイゼン等の登山道具により石段等の遺構の毀損が進行している。

●現地での史跡の指定範囲の境界を確認することが難しい

- ・史跡英彦山の指定地は、書類上把握されているものの、文化財保護法に位置付けられる境界標は現地に設置されていない。このため、史跡指定地を現地で確認することができない状況にある。

(2) 活用整備の現状と課題

1) 現状

- ・英彦山は、日本百景にも選定されている優れた景観を有する地であり、登山やトレッキングの場として、多くの人が訪れている。英彦山神宮の参道である大門筋、登拝道が整備されている他、登山やトレッキング向けの道として登山道や九州自然歩道が整備されている。また、トイレや東屋、ベンチ等の便益施設が整備されている。
- ・計画対象地内の案内板は、英彦山神宮銅鳥居、英彦山神宮奉幣殿において新しく整備が進められている。また、九州自然歩道の便益施設として整備されている。
- ・計画対象地内の説明板は、各宿坊に設置されている他、国指定文化財である英彦山神宮奉幣殿等に設置されている。
- ・計画対象地内の駐車場は、英彦山神宮銅鳥居の南側、スロープカーの幸駅、花駅、町溜の北側、別所駐車場、高住神社などに整備されている。

2) 課題

●サインの未整備、老朽化等により、説明・誘導機能が不足している

- ・現地における説明板は、設置されていない構成要素も多い。
- ・総合案内板や説明板、誘導サインは、経年劣化が進行している。また、外国語表記がなされていないサインも多い。
- ・サインが設置されていない中で来訪者が増加することにより、無暗な遺跡への立ち入り、いたずらが増加する恐れがある。
- ・現地で史跡英彦山の価値や回遊情報を一元的に知る総合案内板が十分ではない。

●宿坊等の公開活用に向けた環境が整っていない

- ・宿坊や座主院跡等は、現在内部を非公開としているものが多く、歩行者空間といった公共的な場から望見する程度の公開に留まる。

4-4 調査研究の現状と課題

1) 現状

- ・英彦山に関する調査研究は、行政や民間の双方で進められており、平成 22 (2010) 年度から平成 27 (2015) 年度にかけて、過去の調査を包含するように総合的な調査が実施され、『英彦山総合調査報告書』が取りまとめられた。
- ・本町は、昭和 47 (1972) 年、歴史資料の概要をまとめた英彦山民俗緊急調査を発端に、門前町に立地する宿坊等の伝統的建造物群を対象とした調査、英彦山神社奉幣殿等の文化財指定を通じた個別の歴史的文化遺産の調査研究など、主に地上遺構に関する調査に取り組んできた。地下遺構や遺物に関する調査研究として、平成 8 (1996) 年の大河辺山伏墓地調査を実施している。
- ・本町は、現在、門前町の宿坊等に位置する庭園の調査研究を進めている。

2) 課題

●英彦山は広範囲であるため、調査研究の余地が残り、未確認の構成要素が残る可能性が高い

- ・英彦山の調査研究は、計画対象地が広範囲であるため、未確認の遺構・遺物が存在する可能性が高い。
- ・『英彦山総合調査報告書』においては、さらなる調査研究の必要性を示唆している。

●多岐にわたる史跡の構成要素の保存活用に係る技術は十分ではない

- ・史跡英彦山の価値を構成する主要な要素は、地下遺構や遺物の他、建築物や工作物、庭園等の地上遺構があり、多種多様である。本町は、史跡英彦山の保存活用に取り組み始めたばかりであり、町職員の保存活用に係る技術の蓄積は十分ではない。

4-5 運営体制の現状と課題

1) 現状

- ・本町は、史跡英彦山の管理団体であり、文化財としての保存、活用に係る所管はまちづくり課文化財係である。
- ・文化財の保存活用に係る取組は、まちづくり係及び観光係を有するまちづくり課が一括して担っている。
- ・指定文化財の保存活用は、県指定文化財、町指定文化財への諮問機関として、各々、外部専門家からなる福岡県文化財専門委員会、添田町文化財専門委員会がある。

2) 課題

●英彦山は人口減少、高齢化等により、地域の担い手が不足している

- ・英彦山は、山内の居住人口の減少、高齢化の進展、就業人口の減少等により、宿坊等の空き家化の進行、管理水準の低下を招いている。史跡の保存活用の基礎となる担い手が不足している。
- ・史跡英彦山の保存活用を主体的に進める民間主体は十分ではない。

●英彦山の構成要素は多岐にわたり、町職員のみによる専門的な知識の取得、判断を講じることは難しい

- ・史跡英彦山の価値を構成する主要な要素は、地下遺構や遺物、地上に露出する建築物や石造物、庭園、樹木など、多岐にわたる。本町は、当該分野に即した専門的な対策を講じる上で、専門的知識や判断を講じる人材・体制が整っていない。

●自然環境や観光等の関係部局とのより一層の連携が求められる

- ・本町は、英彦山が史跡指定される以前から、景勝地である自然環境の保全や観光振興などに取り組んできている。文化財の保存活用とともに添田町第5次総合計画の実現化に向けて、庁内の関係部局とのより一層の連携が求められる。

●文化財担当部局の体制強化が求められる

- ・本町は、文化財の保存活用に係る取組を文化財係が一括して担当しているものの、現在5名の職員により幅広い業務に取り組んでいる。しかし、人員が足りないために積極的な保存活用に取り組むことができていないことから、さらなる体制強化が求められる。

第5章 保存活用の基本方針

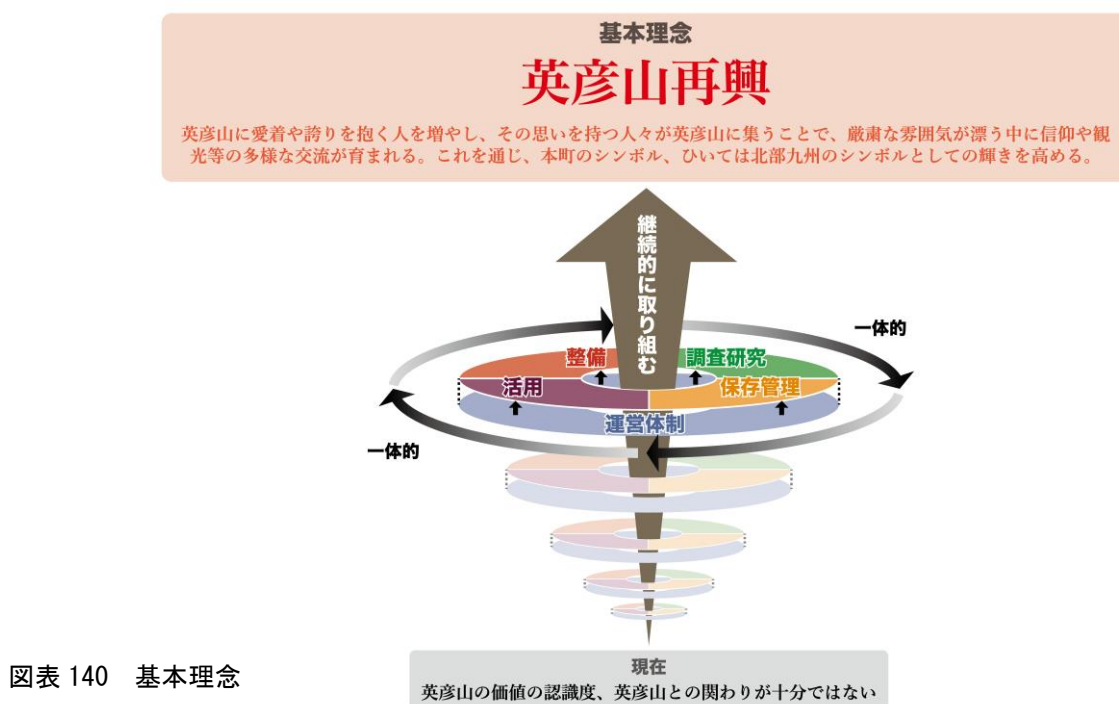
5-1 基本理念

英彦山は、古代から現代まで続く信仰対象の山であり、多くの人々が来訪する、九州を代表するシンボルの一つである。古代から信仰が見られた英彦山は、中世に入り修験集落が形成され、近世に入り戦国動乱期の堂宇・坊舎の消失から、諸大名の庇護の元で再興を遂げ、参道を主軸に多数の坊舎が建ち並ぶなど、修験集落の最盛期を迎えるに至った。これら英彦山修験道を物語る遺跡が今日まで遺され、我が国の修験・仏教・神道の在り方を考える上で重要な遺跡として、その価値が認められ、国史跡に指定された。

史跡英彦山は、修験道衰退とともに人々の離山による過疎化が進行しているものの、本町の生活や歴史文化との関係性が密接で、今でも本町のシンボリックな存在である。また、英彦山は史跡の価値に加え、長い年月をかけて育まれた自然や景勝地として、来訪者を誘引している。

このように人々を誘引する英彦山の価値を後世に継承する上では、史跡の堅実な「保存管理」と町民や来訪者等へ史跡を伝える「活用」、保存と活用を一体的に推進する「整備」に取り組むことが重要である。また、絶えず「調査研究」を進めることで、史跡英彦山の実態を解明していくことも大切である。この実現にあたっては、行政のみならず、町民や事業者、その他関係機関等が史跡英彦山の価値、守り方、活かし方の認識を共有し、連携・連動した「運営体制」が必要不可欠である。

本計画の基本理念は「英彦山再興」である。これは、町民や事業者、行政、その他関係機関等が共通認識を持ちつつ、英彦山との多様な関わりの醸成を通じて史跡英彦山の一体的な「保存管理」「活用」「整備」「調査研究」「運営体制」を進める。これらを継続的に取り組むことで、英彦山に愛着や誇りを抱く人々を増やし、その思いを持つ人々が英彦山に集うことで、厳粛な雰囲気漂う中に信仰や観光等の多様な交流が育まれる。これを通じ、本町のシンボル、ひいては北部九州のシンボルとしての輝きを高めることを目指すものである。



図表 140 基本理念

5－2 取組の基本的な方向性

基本理念を踏まえ、「保存管理」、「活用」、「整備」、「調査研究」、「運営体制」の各取組について、取組の基本的な方向性を下記の通り設定し、史跡の保存活用に取り組む。

（１）保存管理の基本的な方向性

史跡英彦山の価値を堅実に保存するため、個々の構成要素とともに長い時間の中で形成された空間構造の両面から保存管理の徹底を目指す。また、関係者の協力の下、史跡指定地周辺の保存管理を目指す。

（２）活用の基本的な方向性

史跡英彦山の認識向上や英彦山への愛着、誇りを醸成させるため、史跡英彦山の価値の情報発信、学習機会の提供、英彦山に親しむ多様な機会の創出を目指す。

（３）整備の基本的な方向性

史跡英彦山の保存管理と活用を一体的に進めるため、史跡英彦山の価値を構成する主要な要素の保存整備、史跡英彦山の価値を分かりやすく伝える活用整備の計画的整備の推進を目指す。

（４）調査研究の基本的な方向性

史跡英彦山のさらなる価値向上のため、史跡の価値やこれを構成する要素に係る調査研究、保存活用の方法や技術に係る調査研究の推進を目指す。

（５）運営体制の基本的な方向性

史跡英彦山の保存活用を一体的、継続的に推進するため、英彦山再興を多様な主体間で共有し、産学官民連携による信仰、地域振興、文化財保護の視点から運営体制の構築を目指す。

第6章 保存管理

6-1 保存管理の方針

【保存管理の基本的な方向性（第5章より抜粋）】

史跡英彦山の価値を堅実に保存するため、個々の構成要素とともに長い時間の中で形成された空間構造の両面から保存管理の徹底を目指す。また、関係者の協力の下、史跡指定地周辺の保存管理を目指す。

保存管理の基本的な方向性の実現に向けて、以下の方針のもと史跡英彦山の保存管理に取り組む。

方針1 史跡英彦山を構成する要素を保存管理する

史跡英彦山を構成する要素を確実に保存するため、史跡英彦山を構成する要素の位置づけに応じた保存管理を推進する。

方針2 史跡英彦山の空間構造を保存管理する

長い時間の中で形成された史跡英彦山の空間構造を継承するため、山頂聖域、山中行場、境内と門前領域、麓の集落の構造に応じ、保存管理を推進する。

6-2 保存管理の方法

保存管理の方針を推進する方法を示す。

(1) 史跡英彦山の価値を構成する主要な要素

本要素は、史跡の中核を担う必要不可欠な要素であることから、後世に継承することを前提とする。

点検の実施、維持的措置の実施にあたっては、別途作業計画を作成し、この作業計画に基づき実施する。作業計画は、点検や維持的措置の実績等を踏まえ、適宜見直しを図る。

1) 点検の実施

本町は、所有者等からの点検方法の相談に応じるなど、所有者等による日常的な点検を促進する。また、構成要素の集積密度や人の往来頻度等を踏まえ、定期的な見回りを行う。なお、毀損等を発見した際は、現状を調査し、記録を残す。

作業計画には、定期的な点検、災害が発生した際の点検、毀損等を発見した際の現状記録の方法等を記す。

2) 維持的措置の実施

本町は、所有者等からの日常的な清掃や除草の方法の相談に応じるなど、所有者等による日常的な清掃や除草等の実施を促進する。また、建造物の防腐・防虫処理、植物の剪定、その他構成要素を毀損・滅失を予防に必要な措置、今後の整備予定も含む設備の保守管理等を定期的に実施する。なお、毀損等を発見した際は、修理・復旧を実施する。

3) 文化財保護法に基づく保存管理

本町は、下記に示す史跡の保存活用に係る文化財保護法の主な条項に基づき、行為の規制・誘導に係る事務処理を実施する。

史跡の保存活用に係る文化財保護法の主な条項

- | | | | |
|------------------------------|--------------|---|-------|
| (管理団体による管理及び復旧) | 第百十三条 | ～ | 第百十八条 |
| (所有者による管理及び復旧) | 第百十九条、第百二十条 | | |
| (管理に関する命令又は勧告) | 第百二十一条 | | |
| (復旧に関する命令又は勧告) | 第百二十二条 | | |
| (文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行) | 第百二十三条 | | |
| (補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金) | 第百二十四条 | | |
| (現状変更等の制限及び原状回復の命令) | 第百二十五条 | | |
| (関係行政庁による通知) | 第百二十六条 | | |
| (復旧の届出等) | 第百二十七条 | | |
| (環境保全) | 第百二十八条 | | |
| (管理団体による買取りの補助) | 第百二十九条 | | |
| (保存のための調査) | 第百三十条、第百三十一条 | | |

（２）史跡と共存する環境要素

本要素は、文化財以外の側面である景勝地としての価値を有する要素であり、人々の英彦山との多様な関りを醸成させることから、史跡の保存と共存を図りながら継承を図る。

１）点検の実施

本町は、所有者等からの点検方法の相談に応じるなど、所有者等による日常的な点検を促進する。また、自然公園の担当や林業の担当等との協力による担当所管における運用体制に基づき、必要な点検を実施する。

２）維持的措置の実施

本町は、所有者等からの日常的な清掃や除草の方法の相談に応じるなど、所有者等による日常的な清掃や除草等の実施を促進する。また、自然公園の担当や林業の担当等との協力による担当所管における運用体制に基づき、必要な維持的措置を実施する。

３）文化財保護法に基づく保存管理

（１） ３）の内容を準用する。

（３）史跡の保存・活用上調整が必要な要素

本要素は、史跡の保存活用を図る上で共存が必要な要素、及び史跡の価値を損ねている要素は景観との調和を図り、価値を損ねている要素は除却を行う。

１）点検の実施

本町は、所有者等からの点検方法の相談に応じるなど、所有者等による日常的な点検を促進する。

施設・設備は、設置主体又は管理主体等により、日常的な点検（破損などの異常の有無、材料の劣化状況等）を実施する。

２）維持的措置の実施

本町は、所有者等からの日常的な清掃や除草の方法の相談に応じるなど、所有者等による日常的な清掃や除草等の実施を促進する。

信仰を継承する上で必要な施設や情報発信施設、便益施設等の建築物は、設置主体又は管理主体により、設置されている電球等の消耗品の交換・補充を実施する。

登山道や道路等の交通施設は、設置主体により、軽微な損傷の補修を実施するとともに、定期的な補修事業を実施する。

その他の施設・設備は、設置主体又は管理主体により、施設毎に定められた方法による定期的なメンテナンスを実施する。

石垣等の史跡英彦山の価値を構成する主要な要素を毀損させている樹木、毀損させる恐れのある倒木は、原則所有者等により除却する。実施にあたっては、町と協議・調整を行う。

3) 文化財保護法に基づく保存管理

(1) 3) の内容を準用する。

(4) 史跡指定地周辺において大切な要素

本要素は、史跡英彦山の価値を構成する主要な要素と同等の価値を有すると考えられる要素であることから、後世に継承するよう努める。

1) 点検の実施

本町は、所有者等からの点検方法の相談に応じるなど、所有者等による日常的な点検を促進する。

2) 維持的措置の実施

本町は、所有者等からの日常的な清掃や除草の方法の相談に応じるなど、所有者等による日常的な清掃や除草等の実施を促進する。

3) 文化財保護法等に基づく保存管理

本要素が位置する場は埋蔵文化財包蔵地であることから、本町は、文化財保護法に基づく届出の手続きを徹底する。また、所有者等の意向を踏まえつつ、文化財保護法に基づく史跡への追加指定を目指す。

なお、自然公園法や森林法等といった関連法令の運用主体との協力による運用体制に基づき、保存管理を実施する。

6-3 地区区分

史跡英彦山の価値を構成する主要な要素及び史跡英彦山の空間構造を適切かつ円滑に保存管理するため、本計画対象地を地区Ⅰから地区Ⅳに区分する。

なお、地区の区域境の詳細は町文化財所管課と随時協議を行うものとする。

(1) 地区Ⅰ

地区Ⅰは、山頂聖域及び山中行場において、史跡英彦山の価値を構成する主要な要素が存在する地区である。社殿や修行窟、宿跡などの主要な構成要素の中心から100mを対象とする。史跡の保存活用を積極的に図る。

(2) 地区Ⅱ

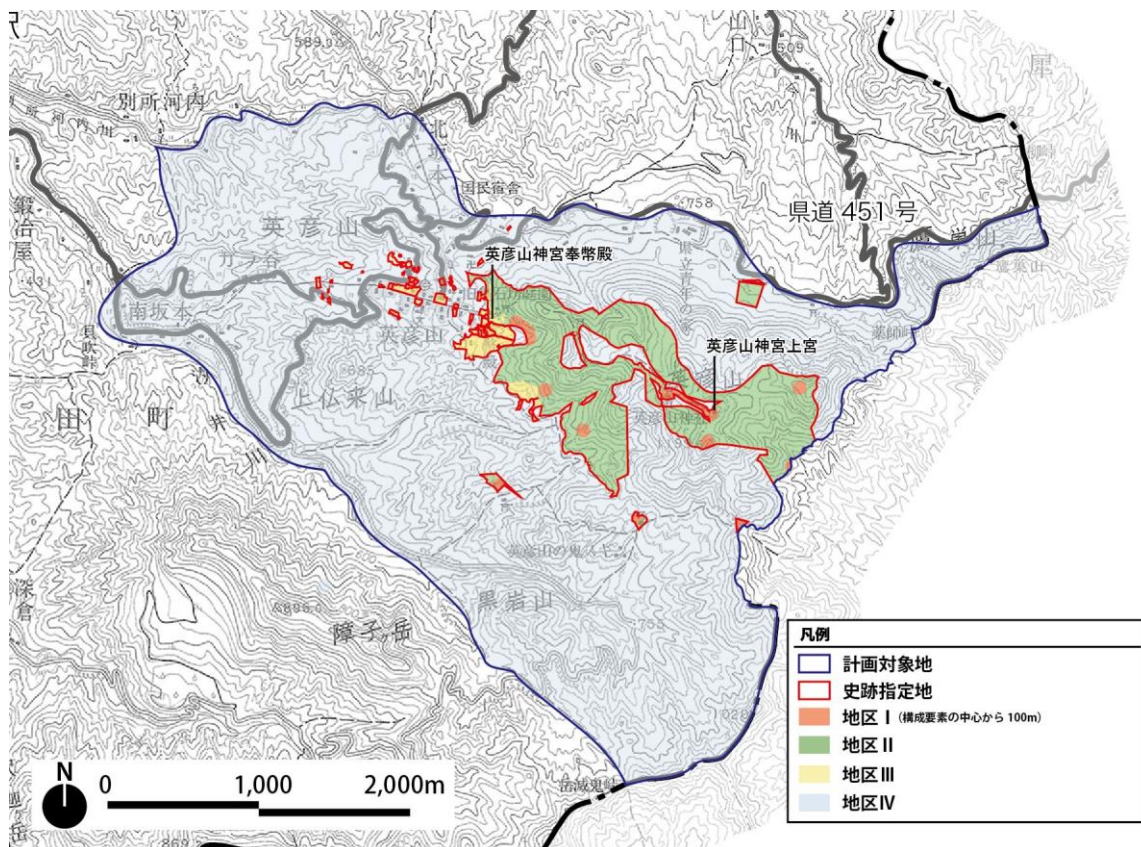
地区Ⅱは、山頂聖域及び山中行場において、主に山林や登山道が該当し、今後の調査により新たな史跡英彦山の価値を構成する主要な要素が確認される余地を残す地区である。史跡全体の景観保全とともに、今後の調査により史跡英彦山の価値を構成する主要な要素が確認された場合の地区Ⅰへの編入を念頭に、積極的な保存管理を図る。

(3) 地区Ⅲ

地区Ⅲは、境内と門前領域において、史跡英彦山の価値を構成する主要な要素が存在するとともに、所有者の居住や生業が営まれている地区である。社殿や座主院跡、宿坊跡、墓地などとその周辺一帯が該当する。文化財の保存活用と所有者の生活、生業との共存を図る。

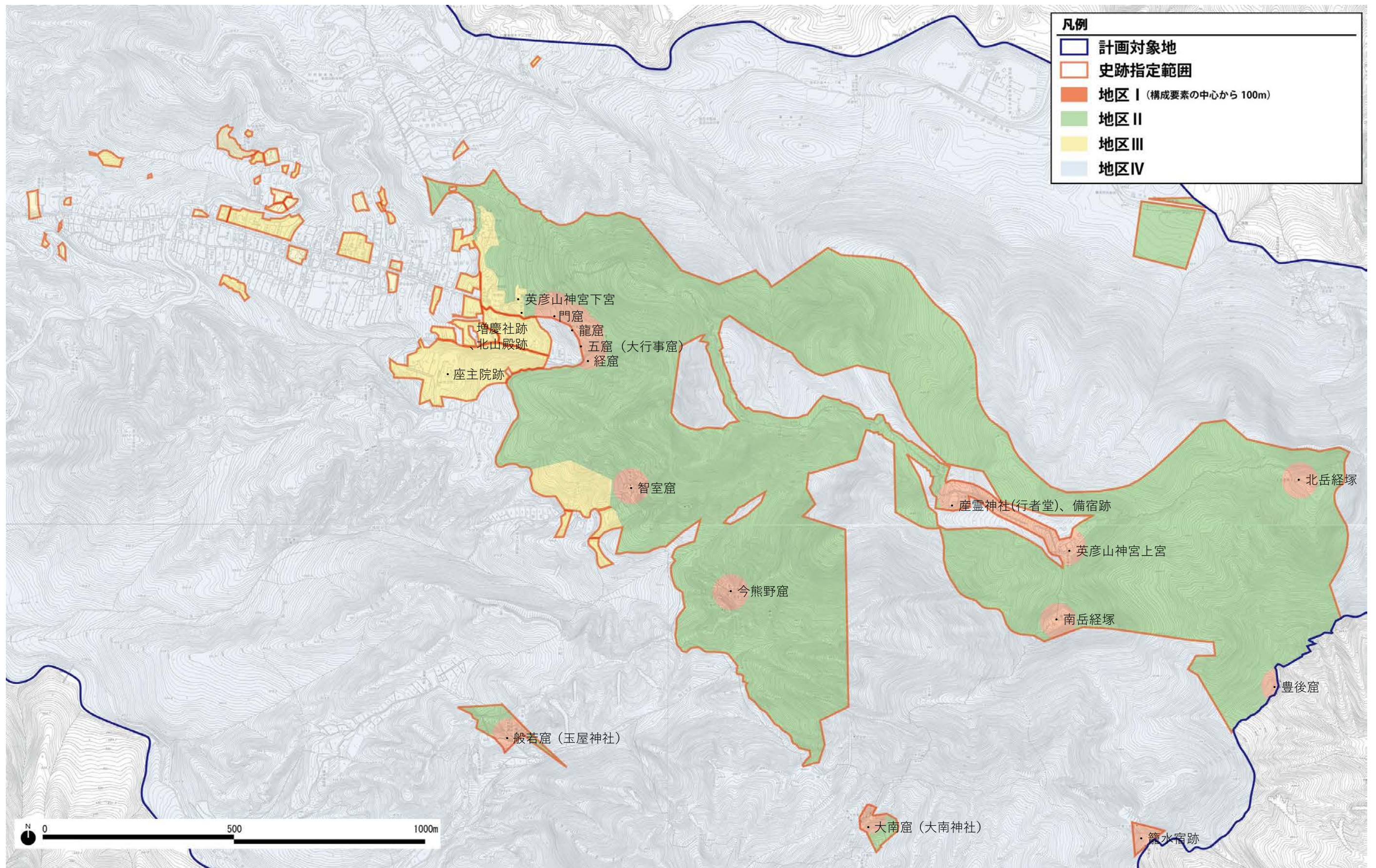
(4) 地区Ⅳ

地区Ⅳは、史跡指定地外であるが、史跡英彦山を構成する要素が残る地区である。主に、山中行場、境内と門前領域、集落地区が該当する。史跡指定地周辺において大切な要素の保存活用を図る。



図表 141 保存管理の区域区分（主要部分拡大図）

* 地区の区域境の詳細は町文化財所管課と随時協議を行うものとする



図表 142 保存管理の区域区分 * 地区の区域境の詳細は町文化財所管課と随時協議を行うものとする

6-4 現状変更の取扱方針及び取扱基準

(1) 現状変更の取扱方針

史跡指定地内において現状変更行為を行う場合は、文化財保護法に基づき、あらかじめ文化庁長官の許可を受けなければならないとされ、この事務は、福岡県及び本町の教育委員会が行うとされている。この現状変更行為の取扱いを円滑に行うため、今後想定される現状変更行為とその行為の取扱い基準を設定し、これに基づき取扱いを判断する。

現状変更行為を行う者は、あらかじめ文化庁長官の許可を受ける必要がある。しかし、現状変更行為は、土地の条件により現状変更行為が史跡英彦山の価値を構成する主要な要素へ与える影響力も異なることから、現状変更行為への該当の有無の判断は、文化庁や県文化財所管課の指導の下、町文化財所管課において判断する。そのため、現状変更行為を行う者は、事前に町文化財所管課と協議する。現状変更行為を行った結果、遺構や遺物が検出した場合は速やかに町文化財所管課へ状況を報告する。

なお、国の機関が現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化財保護法に基づく運用に従う。

なお、史跡指定外において現状変更を行う者は、行為を行う場に史跡英彦山の価値を構成する主要な要素と同等の要素が存在する可能性があることから、事前に町文化財所管課へ協議する。現状変更行為を行った結果、遺構や遺物が検出した場合は速やかに町文化財所管課へ状況を報告する。

(2) 現状変更の取扱基準

地区Ⅰ、地区Ⅱ、地区Ⅲにおける現状変更は、文化財保護法に基づく許可制度で規制されており、現状変更の取扱基準を次頁の表に設定する。

地区Ⅳにおける現状変更は、関連法令により規制されており、各法令の規制内容を次頁以降に整理する。

地区Ⅰ、地区Ⅱ、地区Ⅲにおける現状変更行為の取扱いについて、疑義が生じた場合や現状変更行為の取扱基準に該当しない行為が生じた場合は、その都度、文化庁や県文化財所管課の指導の下、町文化財所管課が協議調整を図る。

■取扱基準における用語の定義

●修理・復原	・・・	既存の建築物や工作物の壊れた部分を直すこと・既存の建築物や工作物の改変された部分をもとの姿に戻すこと
●復元	・・・	失われた建築物や工作物、地形、道路や登山道、水路や池等をもとの姿に戻すこと
●改修	・・・	目的や用途に合うように、既存の建築物や工作物に手を加えること
●新築(新設)	・・・	新たに建築物を建てること(新たに工作物や地形、道路や登山道、水路や池等を設置すること)
●除却	・・・	既存の建築物や工作物、地形等を取り除くこと

図表 143 地区Ⅰ・地区Ⅱ・地区Ⅲにおける現状変更行為の取扱基準（1/3）

		地区Ⅰ	地区Ⅱ	地区Ⅲ
共通		□現状変更を行う者は、あらかじめ文化庁長官の許可を受けなければならない。 □現状変更を行おうとする者は、事前に町文化財所管課へ協議する。 □現状変更行為の取扱いについて、疑義が生じた場合や現状変更行為の取扱基準に該当しない行為が生じた場合、人命を守るために必要な現状変更行為が生じた場合、町文化財所管課は、その都度、文化庁や県文化財所管課の指導の下、協議調整を図る。		
個別	地形の復元、変更	□史跡英彦山の価値を構成する主要な要素の復元は認める。 □地形の変更は認めない。	□史跡英彦山の価値を構成する主要な要素の復元は認める。 □地形の変更は原則認めない。 □但し、史跡英彦山の価値を構成する主要な要素に影響を及ぼさない、かつ、周辺の景観との調和が図られている地形の変更は認める。	□史跡英彦山の価値を構成する主要な要素の復元は認める。 □地形の変更は原則認める。 □但し、次のいずれかに該当する地形の変更は認めない。 ・史跡英彦山の価値を構成する主要な要素に影響を及ぼす恐れのある地形の変更 ・周辺の景観との調和が図られていない地形の変更
	建築物の修理・復原、復元、改修、新築、除却	□史跡英彦山の価値を構成する主要な要素の修理・復原、復元は認める。 □建築物の改修、新築、除却は原則認めない。 □但し、次のいずれかに該当する建築物の改修、新築、除却は認める。 ・史跡英彦山の価値を構成する主要な要素に影響を及ぼさない、かつ、周辺の景観との調和が図られているもので、史跡の保存・活用上調整が必要な要素の改修、新築 ・史跡英彦山の価値を構成する主要な要素に影響を及ぼさない建築物の除却	□史跡英彦山の価値を構成する主要な要素の修理・復原、復元は認める。 □建築物の改修、新築、除却は原則認める。 □但し、次のいずれかに該当する建築物の改修、新築、除却は認めない。 ・史跡英彦山の価値を構成する主要な要素の主要構造部、及び、当初部材の原状が回復できない建築物の改修 ・史跡英彦山の価値を構成する主要な要素に影響を及ぼす恐れのある建築物の改修、新築、除却 ・周辺の景観との調和が図られていない建築物の改修、新築	
	工作物の修理・復原、復元、改修、新設、除却	□史跡英彦山の価値を構成する主要な要素の修理・復原、復元は認める。 □工作物の改修、新設、除却は原則認めない。 □但し、次のいずれかに該当する工作物の改修、新設、除却は認める。 ・史跡英彦山の価値を構成する主要な要素に影響を及ぼさない、かつ、周辺の景観との調和が図られているもので、史跡の保存・活用上調整が必要な要素の改修、新設 ・史跡英彦山の価値を構成する主要な要素に影響を及ぼさない工作物の除却	□史跡英彦山の価値を構成する主要な要素の修理・復原、復元は認める。 □工作物の改修、新設、除却は原則認める。 □但し、次のいずれかに該当する工作物の改修、新設、除却は認めない。 ・史跡英彦山の価値を構成する主要な要素に影響を及ぼす恐れのある工作物の改修、新設、除却 ・周辺の景観との調和が図られていない工作物の改修、新設	

図表 143 地区Ⅰ・地区Ⅱ・地区Ⅲにおける現状変更行為の取扱基準（2/3）

		地区Ⅰ	地区Ⅱ	地区Ⅲ
個別	木竹の植栽又は伐採	☐ 木竹の植栽又は伐採は原則認める。 ☐ 但し、次のいずれかに該当する木竹の植栽又は伐採は認めない。 ・ 史跡英彦山の価値を構成する主要な要素に影響を及ぼす木竹の植栽又は伐採 ・ 史跡英彦山の価値を構成する主要な要素から見える範囲、又は、境内や登拝道等の人が立ち入る場から見える範囲を対象に、景観との調和が図られていない木竹の植栽又は伐採		
	農地の開墾、耕作	☐ 農地の開墾、耕作は認めない。		☐ 農地の開墾、耕作は原則認める。 ☐ 但し、次のいずれかに該当する農地の開墾、耕作は認めない場合がある。 ・ 史跡英彦山の価値を構成する主要な要素に影響を及ぼす農地の開墾、耕作 ・ 周辺の景観との調和が図られていない農地の開墾、耕作
	土石の採取、鉱物の掘採	☐ 土石の採取、鉱物の掘採は認めない。		
	道路及び登山道（付帯施設含む）の復元、改修、新設	☐ 史跡英彦山の価値を構成する主要な要素の復元は認める。 ☐ 道路及び登山道（付帯施設含む）の改修、新設は原則認めない。 ☐ 但し、史跡英彦山の価値を構成する主要な要素に影響を及ぼさない、かつ、周辺の景観との調和が図られているもので、史跡の保存・活用上調整が必要な要素の改修、新設は認める。		☐ 史跡英彦山の価値を構成する主要な要素の復元は認める。 ☐ 道路及び登山道（付帯施設含む）の改修、新設は原則認める。 ☐ 但し、次のいずれかに該当する道路及び登山道（付帯施設含む）の改修、新設は認めない。 ・ 史跡英彦山の価値を構成する主要な要素に影響を及ぼす恐れのある道路及び登山道（付帯施設含む）の改修、新設 ・ 周辺の景観との調和が図られていない道路及び登山道（付帯施設含む）の改修、新設
	水面（水路、池等）の復元、改修、新設	☐ 史跡英彦山の価値を構成する主要な要素の復元は認める。 ☐ 水路、池等の改修、新設は認めない。	☐ 史跡英彦山の価値を構成する主要な要素の復元は認める。 ☐ 水路、池等の改修、新設は原則認めない。 ☐ 但し、史跡英彦山の価値を構成する主要な要素に影響を及ぼさない、かつ、周辺の景観との調和が図られているもので、史跡の保存・活用上調整が必要な要素の改修、新設は認める。	☐ 史跡英彦山の価値を構成する主要な要素の復元は認める。 ☐ 水路、池等の改修、新設は原則認める。 ☐ 但し、次のいずれかに該当する水路、池等の改修、新設は認めない。 ・ 史跡英彦山の価値を構成する主要な要素に影響を及ぼす恐れのある水路、池等の改修、新設 ・ 周辺の景観との調和が図られていない水路、池等の改修、新設

図表 143 地区Ⅰ・地区Ⅱ・地区Ⅲにおける現状変更行為の取扱基準（3/3）

		地区Ⅰ	地区Ⅱ	地区Ⅲ
個別	発掘調査	□学術上の調査研究や整備に伴う遺構の確認等の際は、必要最小限の範囲を対象とし、史跡英彦山の価値を構成する主要な要素に影響を及ぼさないものについて、発掘調査を認める。		
	史跡の整備	□史跡英彦山の価値を構成する主要な要素に影響を及ぼさない、かつ、周辺の景観との調和が図られているもので、史跡の保存活用のために必要なものについて、地方公共団体が実施する史跡の整備は認める。		

図表 144 地区Ⅳにおける規制対象と内容（1/4）

法律名	規制対象	規制の概要	根拠条項
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地	・調査のため土地を発掘しようとする者は、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。	第92条第1項
		・土木工事等を目的として周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘をしようとするときは、発掘に着手しようとする日の60日前までに文化庁長官に届け出なければならない。	第93条第1項
		・国の機関等が土木工事等を目的として周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘をしようとするときは、第93条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。	第94条第1項
自然公園法	森林	・特別地域（特別保護地区を除く。）内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。 一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 二 木竹を伐採すること。 三 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。 四 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 六 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。 七 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。 八 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。 九 水面を埋め立て、又は干拓すること。 十 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。 十一 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。 十二 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。 十三 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。 十四 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。 十五 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。 十六 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。 十七 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。 十八 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの	第20条第3項

図表 144 地区Ⅳにおける規制対象と内容 (2/4)

法律名	規制対象	規制の概要	根拠条項
自然公園法	森林	・特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。 - 一 前条第三項第一号、第二号、第四号から第七号まで、第九号、第十号、第十五号及び第十六号に掲げる行為 - 二 木竹を損傷すること。 - 三 本竹を植栽すること。 - 四 動物を放つこと（家畜の放牧を含む。）。 - 五 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。 - 六 火入れ又はたき火をすること。 - 七 木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。 - 八 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。 - 九 動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。 - 十 道路及び広場以外の地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。 - 十一 前各号に掲げるもののほか、特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの	第 21 条 第 3 項
森林法	保安林	・保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。 ・保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。	第 34 条
鳥獣保護法	建築物・工作物など	特別保護地区の区域内においては、次に掲げる行為は、第一項の規定により環境大臣が指定する特別保護地区（以下「国指定特別保護地区」という。）にあっては環境大臣の、同項の規定により都道府県知事が指定する特別保護地区（以下「都道府県指定特別保護地区」という。）にあっては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為として国指定特別保護地区にあっては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事がそれぞれ定めるものについては、この限りでない。 - 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 - 二 水面を埋め立て、又は干拓すること。 - 三 木竹を伐採すること。 - 四 前三号に掲げるもののほか、国指定特別保護地区にあっては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事がそれぞれ指定する区域内において、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として政令で定めるものを行うこと。	第 29 条 7 項
土砂災害防止法	開発行為等	土砂災害特別警戒区域内において、都市計画法第四条第十二項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。 2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものをいう。	第 9 条

図表 144 地区Ⅳにおける規制対象と内容（3/4）

法律名	規制対象	規制の概要	根拠条項
土砂災害防止法	建築物の構造	土砂災害特別警戒区域における土砂災害の発生を防止するため、建築基準法第二十条に基づく政令においては、居室を有する建築物の構造が当該土砂災害の発生原因となる自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に対して安全なものとなるよう建築物の構造耐力に関する基準を定めるものとする。 特別警戒区域（建築基準法第六条第一項第四号の区域を除く。）内における居室を有する建築物（同項第一号から第三号までに掲げるものを除く。）については、同項第四号の規定に基づき都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内における建築物とみなして、同法第六条から第七条の五まで、第十八条、第八十九条、第九十一条及び第九十三条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。	第23条、第24条
都市計画法	開発行為	都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。 - 一 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの - 二 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの - 三 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為 - 四 都市計画事業の施行として行う開発行為 - 五 土地区画整理事業の施行として行う開発行為 - 六 市街地再開発事業の施行として行う開発行為 - 七 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為 - 八 防災街区整備事業の施行として行う開発行為 - 九 公有水面埋立法第二条第一項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第二十二条第二項の告示がないものにおいて行う開発行為 - 十 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為 - 十一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの	第29条

図表 144 地区Ⅳにおける規制対象と内容 (4/4)

法律名	規制対象	規制の概要	根拠条項
福岡県 屋外広告物条例	屋外広告物	次に掲げる地域又は場所には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 一 都市計画法第二章の規定により定められた景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区のうち知事が指定する地域 二 都市計画法第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域のうち知事が指定する地域 三 景観法第七十四条第一項の規定により指定された準景観地区であって、同法第七十五条第一項に基づき、市町村が条例により規制を行う地域のうち知事が指定する地域 四 景観法第七十六条第三項の地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち知事が指定する地域 五 文化財保護法第二十七条の規定により指定された建造物及びその周辺のうち知事が指定する地域 六 森林法第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域のうち知事が指定する地域 七 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続し、当該道路等から展望できる地域のうち、知事が指定するもの 八 古墳及び墓地 九 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めて指定する地域又は場所	第6条 第1項
		次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 一 橋（橋台及び橋脚を含む。）、トンネル、高架構造物及び分離帯 二 街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第二条第一項の規定により指定された保存樹 三 景観法第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木 四 信号機、道路標識、道路の防護柵〈さく〉、駒〈こま〉止〈どめ〉、里程標、カーブ・ミラー、パーキング・メーターその他これらに類するもの 五 銅像、記念碑その他これらに類するもの 六 公衆電話ボックス、公衆便所及び郵便ポスト	第6条 第2項
		前条第一項各号に掲げる地域又は場所を除き、次に掲げる地域又は場所に 広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 一 市の区域及び知事が指定する町村の区域 二 都市計画法第二章の規定により定められた風致地区 三 景観法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域(知事が指定する地域を除く。) 四 地区計画等形態意匠条例 により制限を受ける地域 五 文化財保護法第百九条の規定により指定された地域 六 森林法第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域 七 国又は地方公共団体の管理する公園、緑地及び運動場 八 官公署及び学校の敷地内 九 前各号に掲げるもののほか、知事が特に指定する地域又は場所	第5条 第1項

* 各法律の対象地は参考資料を参照

（３）県文化財所管課が処理する現状変更等に係る事務

文化財保護法第 125 条の規定に基づく現状変更等の許可が必要な行為のうち、文化財保護法施行令第 5 条第 4 項に定められる以下の行為に係る現状変更等の許可（許可の取消し及び停止命令を含む）は、文化庁長官に代わり県文化財所管課が処理を行う。これらの行為への該当の有無は、文化庁の指導の下、県文化財所管課が判断する。

但し、文化財保護法の改正に伴い、平成 31（2019）年 4 月より県文化財所管課が処理する現状変更等に係る事務は、町文化財所管課が処理する予定となっている。

文化財保護法施行令の抜粋

- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

(4) 現状変更の許可を要しない行為

文化財保護法第125条第1項に基づき、「現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。」は、現状変更の許可を要しない。

1) 維持の措置

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和26（1951）年7月13日文化財保護委員会規則第10号）第4条に規定される「維持の措置」は次頁に示すとおりである。

規則の抜粋

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

2) 非常災害のために必要な応急措置を執る場合

3) 保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合

6-5 史跡の追加指定、公有化

史跡の追加指定、公有化を進める上での考え方を下記に整理する。

(1) 史跡の追加指定の基本的な考え方

史跡指定地周辺にも大切な要素が存在していることから、これら要素の保存管理を進める。このため、調査研究を進め、史跡英彦山の価値を構成する主要な要素と同等の価値を有すると認められた場合は、所有者等の理解と協力を得て、追加指定を行う。

(2) 史跡の公有化の基本的な考え方

英彦山神宮の所有する土地は、信仰活動の継承を踏まえた史跡の保存活用を図るため、原則公有化を行わない。

民有地については、現状変更等の規制による土地の利用に著しい支障が生じると判断された場合等において、公有化に向けた所有者と町文化財所管課による協議、調整を行う。

第7章 活用

7-1 活用の方針

【活用の基本的な方向性（第5章より抜粋）】

史跡英彦山の認識向上や英彦山への愛着、誇りを醸成させるため、史跡英彦山の価値の情報発信、学習機会の提供、英彦山に親しむ多様な機会の創出を目指す。

活用の基本的な方向性の実現に向けて、以下の方針のもと史跡英彦山の活用に取り組む。

方針1 史跡英彦山の価値を多種多様な方法で情報発信する

史跡英彦山の価値を多様な世代へ発信するため、パンフレット等の紙媒体や電子媒体等を活用した情報発信の強化を図るとともに、専門ガイド等のコミュニケーションによる情報発信を推進する。

方針2 子ども達への教育機会や生涯学習の機会を充実させる

史跡の保存活用のこれからの担い手となる若年層の英彦山への愛着や誇りを醸成させるため、子ども達への教育機会の充実化を図る。また、地域の一人一人が英彦山の紹介を行えるよう、町民に対する学習機会の充実化を図る。

方針3 地域資源を活用し、英彦山に親しむ多様な機会を創出する

英彦山との多様な関わりを醸成させるため、史跡英彦山が有する構成要素に加えて、英彦山が有する自然や貴重な動物、昆虫、植物などの地域資源を観光振興等で活用し、英彦山に親しむ多様な機会を提供する。

7-2 活用の方法

活用の方針を推進する方法を示す。

（1）情報発信の方法

1）パンフレット、マップ等の提供

現在発行しているパンフレットやマップは、史跡指定後の最新情報が掲載されていないものがある。史跡英彦山の価値を適切に伝えるため、最新情報のパンフレット、マップを作成し、情報発信に努める。情報発信にあたっては、調査研究の進捗状況等に応じて内容の適宜見直しを行い、情報の更新を図る。

また、英彦山においても増加している外国人来訪者への英彦山の紹介とともに、見学におけるルール等を周知するため、多言語表記のパンフレットやマップを作成し、情報発信に努める。

2) 町や観光協会等のホームページや SNS での情報の提供

英彦山の歴史とともに、英彦山神宮と修行窟、宿坊等の英彦山の価値を構成する要素を広く紹介するため、町や観光協会等のホームページで情報発信を図る。発信にあたっては、英彦山の魅力を分かりやすく伝えるため、映像情報を活用したり、多言語対応による情報提供したり、情報発信ツールの強化、整備を図る。

3) 来訪者へのガイドサービスの提供

英彦山に豊富に存在する歴史的文化遺産を分かりやすく来訪者等に伝えるため、現在有料でサービス提供を開始した専門ガイドのサービスの質の向上を目指し、担い手の育成やガイドを利用しやすい環境の整備を図る。

(2) 学習機会の充実の方法

1) 町内の小中学校でのカリキュラムの提供

小中学校での英彦山をはじめとする歴史教育の質を高めるため、町が作成した本町を紹介する歴史テキストの活用や、実際の物に親しむ機会の提供など、小中学校と協議しながらカリキュラムづくりを進める。

2) 周辺市町村の子供達への学習プログラムの提供

周辺の市町村の子ども達への学習機会を提供するため、英彦山青年の家に林間学校として来ている子ども達に対し、学芸員や専門ガイドといった専門家による史跡英彦山の学習機会を提供するなど、学習プログラムづくりを進める。

3) 勉強会やシンポジウム等の開催

来訪者に対して地域の一人一人が英彦山の紹介を行い、コミュニケーションの中から交流が生まれるような環境を整えるため、町民に対する学習機会の提供を継続的に実施する。学習機会の提供にあたっては、専門家等による町の歴史文化の勉強会の場を活用し、英彦山を題材にした勉強会を継続的に提供する。

また、継続的な調査研究により蓄積された成果は、公開に努めるとともに、シンポジウム等の場を通じて学習機会の提供を図る。

(3) 英彦山に親しむ多様な機会の創出の方法

1) 歴史探歩イベントの開催

英彦山内の史跡を構成する要素を巡るまち歩きイベントや宿坊、庭園等の公開活用イベント等の開催を通じて、史跡の価値を伝えるとともに、英彦山を媒介した交流を促進させる。

2) 動植物、昆虫体験学習の開催

英彦山内の貴重な動物や昆虫、植物等の地域資源を活用したイベントを通じて、史跡英彦山の価値を伝えるなど、英彦山にまつわる多様なイベントを通じた情報発信を図る。

3) 修行窟や宿坊等を活用した体験プログラムの提供

修行窟や宿坊等を活用した現地での体験型イベントやツアー等のプログラム提供を通じ、史跡の価値を伝えるとともに、英彦山を媒介した交流を促進させる。プログラムの提供にあたっては、地域に根付いたツアー開発のため、地域関係者等をまじえた検討を支援するとともに、アイデアの効果検証を行うモニターツアーや社会実験等の実施を支援する。

4) 英彦山再興を体現する本来機能と異なる機能による宿坊等の活用

本計画の基本理念である英彦山再興を念頭に、宿坊本来の機能である宿泊の場としての活用に加えて、飲食店といった本来とは異なる機能による活用を促進させる。活用にあたっては、多用しつつも、地下遺構の保存や周辺の景観との調和が図られた活用を基本とする。

第8章 整備

8-1 整備の方針

【整備の基本的な方向性（第5章より抜粋）】

史跡英彦山の保存管理と活用を一体的に進めるため、史跡英彦山の価値を構成する主要な要素の保存整備、史跡英彦山の価値を分かりやすく伝える活用整備の計画的整備の推進を目指す。

整備の基本的な方向性の実現に向けて、以下の方針のもと史跡英彦山の整備に取り組む。

方針1 計画的に整備を推進する

史跡の保存を前提に、積極的な活用を一体的に進めるため、添田町歴史的風致維持向上計画や英彦山再興整備計画等の関連計画との連携を取りつつ、計画的な整備を進める。

方針2 史跡英彦山を構成する要素の保存整備を推進する

史跡の価値を後世に継承するため、史跡英彦山の価値を構成する主要な要素の保存に影響を及ぼす環境改善に向けた整備を進めるとともに、毀損の進行や滅失の恐れのある要素は保存に向けた整備を進める。

方針3 史跡英彦山の価値を向上する活用整備を推進する

史跡の価値を分かりやすく伝えるため、史跡の価値を顕在化させる整備を進めるとともに、来訪者が現地で認識を深めるための環境整備を進める。

8-2 整備の方法

整備の方針を推進する方法を示す。

（1）計画的な整備の方法

1）整備基本計画の策定

関連計画や関連法に基づき整備も進められる英彦山の環境の質を高めるため、関連計画や関連法との連携を図りつつ、広大な範囲を有する史跡英彦山を効率的かつ重点的に整備を進めることを目的に、整備基本計画の策定を進める。

（2）保存整備の方法

1）歴史的建築物や工作物等の修理

過酷な気象条件や自然災害等により毀損が進行している建築物や工作物を後世に継承するため、緊急度や必要性を勘案しながら、調査研究に基づき修理を進める。

2) 史跡の価値を阻害する要素の除却

繁茂した樹木や倒木等により保存に悪影響が出ている建築物や工作物を後世に継承するため、史跡の価値を阻害している要素の除却を進める。

3) 防災、防犯施設の設備

台風や大雨、落雷等の自然災害の影響を受けやすい環境にある史跡英彦山の価値を構成する主要な要素を保存するため、防災施設の整備を進める。

また、山内における犯罪やいたずらといった人的行為を防止するため、維持管理可能な環境整備を前提に、防犯カメラといった防犯設備導入の検討を進める。

(3) 活用整備の方法

1) 信仰、修験道、レクリエーション等の目的に応じた導線の整備

英彦山への信仰、修験道、登山をはじめとしたレクリエーション等の多目的に利用される英彦山を適切に保存活用するため、目的に応じた導線の整備を進める。

2) 解説板・総合案内板・誘導サインの整備

英彦山内に散在する史跡英彦山の価値を構成する主要な要素の所在や要素の意味が現地では分かりにくいことから、要素の場所を説明する総合案内板や誘導サインとともに、解説板の新規整備や再整備を進める。整備にあたっては、QRコード等による情報提供も見据え、Wi-fi環境の整備の検討も進める。

3) 便益施設、保存展示施設等の整備

英彦山内は休憩する場が少ないことから、人々が休憩できる広場とともにベンチなどの便益施設の整備を進める。

また、英彦山内で発掘された遺物等の展示とともに、最新技術を活用した映像による発信など、展示施設の整備の検討を進める。

4) 宿坊や座主院跡等の公開活用に向けた整備

英彦山にある宿坊は価値を認識する上で分かりやすい要素であるものの、定常的に公開活用されている宿坊は少ない。所有者等の意向を踏まえつつ、公開活用に向けた整備を検討する。

また、座主院跡は所有者である九州大学と協議調整の上、必要に応じて整備を進める。

なお、整備にあたっては地下遺構の保存とともに、周辺の景観との調和が図られている整備を基本とする。

5) 史跡英彦山の全体像を示す模型等の整備

英彦山は広大な範囲を有し、山林に覆われているため、全体像や空間的な特徴を把握しづらい。史跡の全体像とともに、社殿や宿跡、修行窟、宿坊といった構成要素毎の特性の認識を促すため、模型や動画、VR、ARといった映像などの設備整備の検討を進める。

6) 史跡英彦山の価値を構成する主要な要素の復元整備

英彦山は、中宮や宿跡といったかつて建築物の存在が認められている史跡英彦山の価値を構成する主要な要素が存在しているものの、現在残されているのは地下遺構等のため、その価値を認識しづらい状況にある。調査研究や本計画の進捗状況、史跡への関心の高まり等を踏まえつつ、整備の必要性を検討する。

第9章 調査研究

9-1 調査研究の方針

【調査研究の基本的な方向性（第5章より抜粋）】

史跡英彦山のさらなる価値向上のため、史跡の価値やこれを構成する要素に係る調査研究、保存活用の方法や技術に係る調査研究の推進を目指す。

調査研究の基本的な方向性の実現に向けて、以下の方針のもと史跡英彦山の調査研究に取り組む。

方針1 史跡の調査研究を推進する

史跡の保存を堅実に進めるため、史跡英彦山の価値を構成する主要な要素の現状を詳細に把握する。また、英彦山総合調査での成果を踏まえつつ、更なる史跡の実態解明に向けた調査を進めるとともに、史跡の追加指定を念頭に史跡指定地周辺の調査研究を進める。

調査研究の成果は、持続可能な保存活用に向けた基礎情報として整理し、情報のデータベース化を図る。なお、整理した情報は公開に努める。

方針2 保存活用に係る技術的知見の調査研究を推進する

史跡の保存活用をより推進力をもって進めるため、保存管理、活用、整備に係る技術の調査研究を進める。調査研究にあたっては、起伏が激しく、広大な範囲等の特性を踏まえ、維持管理しやすい対策の調査研究を進める。

9-2 調査研究の方法

調査研究の方針を推進する方法を示す。

（1）史跡の調査研究の方法

1）考古調査

英彦山総合調査において、伝承と遺跡相互の年代観が錯綜していることが指摘されており、今後は史料記録と遺構・遺物の年代幅の照合による歴史調査を進める。調査にあたっては、朝鮮半島や中国等に起源を持つ遺物も発掘されていることから、これらの関連を検討する調査研究も求められ、他の関連教育機関等と連携しながら進める。

2）歴史資料・民俗資料調査

英彦山総合調査においては、由緒や縁起にかかわる史料等の調査が進められたが、各坊家の資料については概要調査に留まっており、他の関連教育機関等と連携しながら詳細な調査を進める。

3) 美術工芸品調査

英彦山総合調査においては、松養坊を対象に現存する彫刻・絵画等の文化財の悉皆的な調査が初めて進められたものの、他の宿坊では調査が進められていない。他の関連教育機関等と連携しながら、未調査の宿坊や山内、山外の作例の調査を進める。

4) 庭園調査

英彦山内の宿坊には未指定文化財の庭園遺構が手付かずのまま、自然環境の中で放置された状態にあり、実態の把握ができていない。現在組織している調査委員会を母体として、調査研究を継続的に進める。

5) 自然史、動植物・昆虫等調査

英彦山総合調査で調査研究が進められなかった英彦山の自然史や、山内に生息する動物や貴重な昆虫、植物等の調査対象があることから、他の関連教育機関等と連携しながら調査研究を進める。

(2) 保存活用に係る技術的知見の調査研究の方法

英彦山内に存在する史跡英彦山の価値を構成する主要な要素は過酷な自然環境の中で毀損が進行しているものの、これら要素の修理に係る技術や、広大な範囲において災害や人害等から構成要素を守り、継続的に維持管理するための技術的知見は乏しい状況にある。また、広大な範囲にわたる遺跡を分かりやすく伝えるための技術的知見も乏しい状況にある。

このことから、新たな技術の採用も含め、保存活用に係る技術的知見の調査研究を進める。

第10章 運営体制

10-1 運営体制の方針

【運営体制の基本的な方向性（第5章より抜粋）】

史跡英彦山の保存活用を一体的、継続的に推進するため、英彦山再興を多様な主体間で共有し、産学官民連携による信仰、地域振興、文化財保護の視点から運営体制の構築を目指す。

運営体制の基本的な方向性の実現に向けて、以下の方針のもと史跡英彦山の運営体制に取り組む。

方針1 庁内横断的な体制による保存活用を推進する

史跡英彦山の保存活用を一体的、先導的に進めるため、現在のまちづくり課による一体的な協議・調整が可能な体制を基礎とし、関係各課が連携した横断的な取組を推進する。

本計画に基づく現状変更の取扱い基準の適切な運用を図るため、自然環境や防災等といった関係各課とより一層の情報共有を図る。

方針2 英彦山神宮、町民、地元組織、教育機関、民間企業等と連携した保存活用を推進する

史跡英彦山の持続的な保存活用を進めるため、町による取組と英彦山神宮、町民、地元組織、教育機関、民間企業等の取組の連携を強化する。

英彦山神宮や地域住民等による日常的な維持管理や情報発信等に加えて、地域の関係主体の協力による取組の充実化を図る。また、大学やその他専門家等との連携を図りながら、多種多様な遺構、遺物が存在する英彦山の保存活用を進める。さらに、民間企業等による保存活用に資する事業の展開により、持続的な取組を促す。

方針3 関係主体の意見交換の場を創出する

史跡英彦山に関わる関係主体が共通の物差しを持ちながら主体的に保存活用を進めるため、同じ情報を共有化しつつ、史跡英彦山の目指す方向性の実現化に向けた協議・調整を行う場の形成を図る。

10-2 運営体制の方法

運営体制の方針を推進する方法を示す。

(1) 信仰に係る運営体制の方法

英彦山は史跡指定されるはるか前から続く信仰の場であり、将来にわたっても信仰を継承する場である。信仰の中心である英彦山神宮が主体となり、時代に応じた信仰のあり方を模索し、振興を深める。

(2) 地域振興に係る運営体制の方法

英彦山の再興を実現する上では、英彦山が持つ魅力を地域振興に積極的に活用し、交流を促すことが大事である。地域振興の主体として、町民や民間企業、その他関連団体が積極的に関わりながら、観光振興や魅力発信等の持続的な活動を展開する。

(3) 文化財保護に係る運営体制の方法

史跡英彦山を後世に継承する上では、文化財保護法に基づく保護措置の適切な運用や公益の立場に立った取組を推進することが重要である。本町は文化財保護の主体として、専門家等で構成される調査委員会による調査研究を推進、保存活用に必要な措置を検討し、施策を展開する。また、より積極的な施策を展開するため、史跡の保存活用に取り組む上での母体となる、文化財担当職員や専門職としての学芸員の確保など、職員を増員することで体制を強化する。

第 11 章 今後の取組

11-1 今後の取組の進め方

保存管理、活用、整備、調査研究、運営体制の項目毎に取組の進め方を下表に設定する。

保存管理に係る取組は、当面の間、英彦山を構成する要素の保存管理の体制を構築しつつ、現状変更の取り扱いを適切に運用するとともに、取り扱いに係る知見の蓄積を図る。知見の蓄積及び現状変更行為の実態に応じて、取り扱い方針及び基準等の変更を検討する。

活用及び整備に係る取組は、情報発信や学習機会の提供に継続的に取り組むとともに、英彦山と触れる多様な機会の拡充を図る。

整備に係る取組は、今後の整備内容を示す整備基本計画の策定を行い、中長期的に実施する整備内容の具体化を図る。

調査研究に係る取組は、現状変更行為に伴う調査研究を進めるとともに、保存の緊急度等を鑑み、大学等の専門機関の協力を得ながら進める。

本計画の進捗管理は、毎年度計画する事務事業の内容とその進捗状況の経過を観察し、対応する。経過観察による進捗状況の実態の蓄積を踏まえ、計画の見直しの必要性を検証する。

11-2 計画の見直し

本計画は、策定後 20 年を目標年度とする。計画の進捗状況や社会情勢等を踏まえ、策定後 10 年において計画改訂の必要性を検討する。改訂にあたっては、文化庁や県文化財所管課、学識経験者等に助言を踏まえつつ、検討を行う。

なお、計画の経過観察を通じ、計画の必要性が確認された場合は、その都度計画を改訂する。

図表 145 取組の進め方 (1/2)

		短期 (平成 31 (2019) 年度 ～平成 36 (2024) 年度)	中長期 (平成 37 (2025) 年度 ～平成 50 (2038) 年度)
保存 管理	構成要素毎の保存管理	本計画に基づく現状変更行為のコントロール	
	現状変更行為の取扱い	本計画に基づく現状変更行為のコントロール	
	史跡の追加指定	所有者と協議の上、必要に応じて追加指定	
	土地の公有化	所有者と協議の上、必要に応じて公有化	
活用	情報発信	パンフレット、マップ等の提供	パンフレット、マップ等の情報の更新
		ホームページでの情報の提供	ホームページの情報の強化
		ガイドサービスの提供	
	学習機会	小中学校でのカリキュラムの提供	
		周辺市町村の子供達への学習プログラム等の提供	
		勉強会やシンポジウム等の開催	

図表 145 取組の進め方 (2/2)

		短期 (平成 31 (2019) 年度 ～平成 36 (2024) 年度)	中長期 (平成 37 (2025) 年度 ～平成 50 (2038) 年度)
活用	英彦山と触れる多様な機会	歴史探歩イベントの検討	歴史探歩イベントの開催
		動植物、昆虫イベントの検討	動植物、昆虫イベントの開催
		修験道等の体験プログラムの検討	修験道等の体験プログラムの提供
整備	計画的な整備	整備基本計画の策定	整備基本計画の改訂
	保存整備	歴史的建築物や工作物等の修理 史跡の価値を阻害する要素の除却 防災、防犯施設の整備	
	活用整備	目的に応じた歩行空間の整備 解説板・総合案内板・誘導サインの整備 便益施設、保存展示施設等の整備 宿坊や座主院跡等の公開活用に向けた整備 史跡英彦山の全体像を示す模型等の整備 史跡英彦山の価値を構成する主要な要素の復元整備	
調査研究	史跡の調査研究	考古調査 歴史資料・民俗資料調査 美術工芸品調査 庭園調査 自然史、動植物・昆虫等調査	
	保存活用に係る技術的知見の調査研究	調査研究	
運営体制	庁内横断的な体制	横断的な体制による取組、体制の強化	
	町民、地元組織、教育機関、民間企業などと連携	各主体の意識の醸成	関係主体との連携による取組
	関係主体の意見交換の場	各主体の意識の醸成	関係主体参加の場での意見交換
計画の改定		改訂の必要性の検討	改訂の検討

参考資料

1 参考文献

(1) 添田町（添田町教育委員会）発行物

- ・添田町教育委員会『英彦山民俗緊急調査』（昭和 47（1972）年）
- ・添田町『英彦山を探る』（昭和 61（1986）年）
- ・添田町教育委員会『英彦山修験道遺跡』（昭和 61（1986）年）
- ・英彦山伝統的建造物群保存地区調査会編『山伏の住む英彦山 英彦山伝統的建造物群保存地区調査概要』（昭和 53（1978）年）
- ・添田町教育委員会『添田町文化財調査報告書 第3集 英彦山大河辺山伏墓地』（平成 8（1996）年）
- ・添田町制施行 100 周年記念実行委員会編『添田町政施行 100 周年記念誌』（平成 23（2011）年）
- ・添田町教育委員会『英彦山総合調査報告書』（平成 28（2016）年）

(2) その他発行物

- ・田川郷土研究会『増補英彦山』（昭和 53（1978）年）／葦書房発行
- ・長野覚『英彦山修験道の歴史地理学的研究』（昭和 62（1987）年）／名著出版発行
- ・九州歴史資料館編『九州歴史資料館平成二十九年度特別展 霊峰英彦山 一神仏と人と自然と一』（平成 29（2017）年）／九州歴史資料館発行

2 文化財保護法等抜粋

国指定史跡英彦山の保存活用に係る下記の関連法令を次頁以降に整理する。

図表 146 文化財保護法の関連法令リスト

	名称
(1)	文化財保護法
(2)	文化財保護法施行令
(3)	埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則
(4)	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
(5)	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則
(6)	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則
(7)	文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞，意見の聴取及び不服申立規則

（１）文化財保護法（抜粋）

（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）
最終改正：平成三〇年六月八日号外法律第四二号

第一章 総則（第一条—第四条）
第六章 埋蔵文化財（第九十二条—第一百八条）
第七章 史跡名勝天然記念物（第百九条—第百三十三条）
第十一章 文化審議会への諮問（第百五十三条）
第十二章 補則
第一節 聴聞、意見の聴取及び不服申立て（第百五十四条—第百六十一条）
第二節 国に関する特例（第百六十二条—第百八十一条）
第三節 地方公共団体及び教育委員会（第百八十二条—第百九十二条）
第十三章 罰則（第百九十三条—第二百三条）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第百五十三条第一項第一号、第百六十五条、第百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他の埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項

中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの

（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（国の機関等の遺跡の発見に関する特例）

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

（文化庁長官による発掘の施行）

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

（地方公共団体による発掘の施行）

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

（返還又は通知等）

第一百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。

（提出）

第一百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

（鑑査）

第一百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないとしたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

（引渡し）

第一百三条 第一百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

（国庫帰属及び報償金）

第一百四条 第一百条第一項に規定する文化財又は第一百二条第二項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（都道府県帰属及び報償金）

第一百五条 第一百条第二項に規定する文化財又は第一百二条第二項に規定する文化財（前条第一項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 第一項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

4 前項の規定による報償金の額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

5 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

（譲与等）

第一百六条 政府は、第一百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第一百四条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第一百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第一百七条 都道府県の教育委員会は、第一百五条第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第一百五条に規定する報償金の額から控除するものとする。

（遺失物法の適用）

第一百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べるこ

ができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がない若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつた

ときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるお

それがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

（関係行政庁による通知）

第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）

第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（環境保全）

第百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（管理団体による買取りの補助）

第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

（保存のための調査）

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（登録記念物）

第百三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物（第百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。）以外の記念物（第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第百九条第三項から第五項まで並びに第百十一条第一項の規定を準用する。

第百三十三条 前条の規定により登録された記念物

（以下「登録記念物」という。）については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第百十一条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百二十条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第百九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき

（第百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が行つたときを含む。）」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念

物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第百十三條第一項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第百十八條及び第百二十條中「第三十條、第三十一條第一項」とあるのは「第三十一條第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一條第一項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第百十八條中「第三十五條及び第四十七條の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六條第三項」とあるのは「第四十七條第四項」と、第百二十條中「第三十五條及び第四十七條の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六條第一項」とあるのは「第四十七條第四項」と読み替えるものとする。

第十二章 補則

第百五十四條 文化庁長官（第百八十四條第一項の規定により文化庁長官の権限に属する事務を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会。次項及び次条において同じ。）は、次に掲げる処分を行おうとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

一 第四十五條第一項又は第百二十八條第一項の規定による制限、禁止又は命令で特定の者に対して行われるもの

二 第五十一條第五項（第五十一條の二（第八十五條で準用する場合を含む。）、第百八十四條第二項及び第八十五條で準用する場合を含む。）の規定による公開の中止命令

三 第九十二條第二項の規定による発掘の禁止又は中止命令

四 第九十六條第二項の規定による同項の調査のための停止命令若しくは禁止命令又は同条第五項の規定によるこれらの命令の期間の延長

五 第百二十五條第七項（第百二十八條第三項で準用する場合を含む。）の規定による原状回復の命令

2 文化庁長官は、前項の聴聞又は第四十三條第四項（第百二十五條第三項で準用する場合を含む。）若しくは第五十三條第四項の規定による許可の取消しに係る聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の十日前までに、行政手続法第十五條第一項の規定による通知

をし、かつ、当該処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（意見の聴取）

第百五十五條 文化庁長官は、次に掲げる措置を行おうとするときは、関係者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

一 第三十八條第一項又は第百二十三條第一項の規定による修理若しくは復旧又は措置の施行

二 第五十五條第一項又は第百三十一條第一項の規定による立入調査又は調査のため必要な措置の施行

三 第九十八條第一項の規定による発掘の施行

2 文化庁長官は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、その期日の十日前までに、同項各号に掲げる措置を行おうとする理由、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を当該関係者に通告し、かつ、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

3 第一項の意見の聴取においては、当該関係者又はその代理人は、自己又は本人のために意見を述べ、又は釈明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 当該関係者又はその代理人が正当な理由がなく第一項の意見の聴取に応じなかつたときは、文化庁長官は、当該意見の聴取を行わないで同項各号に掲げる措置をすることができる。

（審査請求の手続における意見の聴取）

第百五十六條 第一号に掲げる処分若しくはその不作為又は第二号に掲げる処分についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四條の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、当該審査請求がされた日（同法第二十三條の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）から三十日以内に、審査請求人及び参加人（同法第十三條第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、審理員（同法第十一条第二項に規定する審理員をいい、審査庁（同法第九条第一項に規定する審査庁をいう。以下この条において同じ。）が都道府県又は市の教育委員会である場合にあっては、審査庁とする。次項及び次条において同じ。）が公開による意見の聴取をした後でなければ、してはならない。

一 第四十三條第一項又は第百二十五條第一項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可又は不許可

二 第百十三條第一項（第百三十三條で準用する場合を含む。）の規定による管理団体の指定

2 審理員は、前項の意見の聴取の期日及び場所をその期日の十日前までに全ての審理関係人（行政不服審査法第二十八條に規定する審理関係人をいい、審査庁が都道府県又は市の教育委員会である場合にあっては、審査請求人及び参加人とする。）に通告し、かつ、事案の要旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一條の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項まで（同法第九

条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定を準用する。

(参加)

第百五十七条 審査請求人、参加人及び代理人のほか、当該処分について利害関係を有する者で前条第一項の意見の聴取に参加して意見を述べようとするものは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、審理員にその旨を申し出て、その許可を受けなければならない。

(証拠の提示等)

第百五十八条 第百五十六条第一項の意見の聴取においては、審査請求人、参加人及び前条の規定により意見の聴取に参加した者又はこれらの者の代理人に対して、当該事案について、証拠を提示し、かつ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(裁決前の協議等)

第百五十九条 鉱業又は採石業との調整に関する事案に係る審査請求に対する裁決(却下の裁決を除く。)は、あらかじめ公害等調整委員会に協議した後にしなければならない。

2 関係各行政機関の長は、審査請求に係る事案について意見を述べることができる。

(手続)

第百六十条 第百五十六条から前条まで及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査請求に関する手続は、文部科学省令で定める。

第百六十一条 削除

第二節 国に関する特例

(国に関する特例)

第百六十二条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

(重要文化財等についての国に関する特例)

第百六十三条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第三条第二項に規定する行政財産であるときその他文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

第百六十四条 前条の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を文部科学大臣が管理するため、所属を異にする会計の間において所管換え又は所属替えをすることは、国有財産法第十五条の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

第百六十五条 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財を国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財に指定したときは、第二十八条第一項又は第三項(第七十八条第二項で準用する場合を含む。)の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該有形文化財又は有形の民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、国宝の指定書を受けた各省各庁の長は、直ちに

に国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

2 国の所有に属する国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財の指定を解除したときは、第二十九条第二項(第七十九条第二項で準用する場合を含む。)又は第五項の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

3 国の所有又は占有に属するものを特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは仮指定し、又はその指定若しくは仮指定を解除したときは、第百九条第三項(第百十条第三項及び第百十二条第四項で準用する場合を含む。)の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

4 国の所有又は占有に属するものを重要文化的景観に選定し、又はその選定を解除したときは、第百三十四条第二項(第百三十五条第二項で準用する場合を含む。)で準用する第百九条第三項の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、当該重要文化的景観を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

第百六十六条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勧告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

第百六十七条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

一 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。

二 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき(次条第一項第一号の規定により文化庁長官の同意を求めなければならない場合その他文部科学省令の定める場合を除く。)

六 所管に属する重要有形民俗文化財又は重要文化的景観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

2 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第三十二条第一項(第八十条及び第百二十条で準用する場合を含む。)の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第三十三条(第八十条及び第百二十条で準用す

る場合を含む。)及び第百三十六条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第三十四条(第八十条で準用する場合を含む。)の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第四十三条の二第一項及び第百二十七条第一項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第八十一条第一項及び第百三十九条第一項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第百十五条第二項の規定を準用する。

3 文化庁長官は、第一項第五号又は第六号の通知に係る事項に関し必要な勧告をすることができる。

第百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第百二十五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第百六十九条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法

二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置

三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設

四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開

2 前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。

3 第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

第百七十条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、国の所有に属する国宝又は特別史跡名勝天然記念物につき、自ら修理若しくは復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の

措置をすることができる。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財が文部科学大臣以外の各省各庁の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部科学大臣の所管に属するものであるときは、文部科学大臣の定める場合を除いて、その承認を受けなければならない。

一 関係各省各庁の長が前条第一項第二号に規定する修理若しくは復旧又は措置についての文化庁長官の勧告に応じないとき。

二 国宝又は特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、関係各省各庁の長に当該修理若しくは復旧又は措置をさせることが適当でないと認められるとき。

第百七十一条 文部科学大臣は、国の所有に属するものを国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは重要文化的景観に選定するに当たり、又は国の所有に属する国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物若しくは重要文化的景観に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求め、又は、重要有形民俗文化財及び重要文化的景観に係る場合を除き、調査に当たる者を定めて実地調査をさせることができる。

第百七十二条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理(当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による管理によって生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。

5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第百十五条第一項及び第二項、第百十六条第一項及び第三項、第百二十一条並びに第百三十条の規定を準用する。

第百七十三条 前条第一項の規定による指定の解除については、第三十二条の三の規定を準用する。

第百七十四条 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に

必要があると認めるときは、第七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第七十二条第二項の規定を準用する。

3 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による修理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第三十二条の四第一項及び第三十五条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十五条、第六十六条第一項及び第六十七条の規定を準用する。

第七十五条 第七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で 사용할 ことができる。

2 国有財産法第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

第七十六条 文化庁長官は、第九十八条第一項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

第七十七条 第四條第一項の規定により国庫に帰属した文化財は、文化庁長官が管理する。ただし、その保存のため又はその効用から見て他の機関に管理させることが適当であるときは、これを当該機関の管理に移さなければならない。

（登録有形文化財等についての国に関する特例）

第七十八条 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財について第五十七条第一項又は第九十条第一項の規定による登録をしたときは、第五十八条第一項又は第三項（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対して行うべき通知又は登録証の交付は、当該登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。

2 国の所有に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財について、第五十九条第一項から第三項まで（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定による登録の抹消をしたときは、第五十九条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対して行うべき通知は、当該登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに登録証を文部科学大臣に返付しなければならない。

3 国の所有又は占有に属する記念物について第三十二条第一項の規定による登録をし、又は第三十三条で準用する第五十九条第一項から第三項までの規定による登録の抹消をしたときは、第三十二条第二項で準用する第九條第三項又は第三十三条で読み替

えて準用する第五十九条第四項の規定により所有者又は占有者に対して行うべき通知は、当該登録記念物を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。

第七十九条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

一 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物を取得したとき。

二 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。

三 所管に属する登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

四 所管に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

五 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状を変更しようとするとき。

六 所管に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

七 所管に属する登録記念物の所在する土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状を変更しようとするときは、文化庁長官に通知しなければならない。

3 第一項第一号及び第二号に掲げる場合に係る通知には第三十二条第一項の規定を、第一項第三号に掲げる場合に係る通知には第三十三条又は第六十一条（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第四号に掲げる場合に係る通知には第六十二条（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第五号及び前項に規定する場合に係る通知には第六十四条第一項（第九十条第三項及び第三十三条で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第六号に掲げる場合に係る通知には第六十五条第一項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第七号に掲げる場合に係る通知には第六十五条第二項の規定を準用する。

4 第一項第五号及び第二項に規定する現状の変更に、第六十四条第一項ただし書及び第二項の規定を準用する。

5 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項第五号又は第二項に規定する現状の変更に、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長に対し、又は各省各庁の長以外の国の機関に対して意見を述べることができる。

第八十条 文部科学大臣は、国の所有に属する登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求めることができる。

第八十一条 国の所有に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財については、第六十条第三項から第五項まで、第六十三条第二項及び第六十七条第三項

(これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

2 国の所有に属する登録記念物については、第百三十三条で準用する第百十三条から第百十八条までの規定は、適用しない。

第三節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行った場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(地方債についての配慮)

第百八十三条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第三十五条第三項(第三十六条第三項(第八十三条、第百二十一条第二項(第百七十二条第五項で準用する場合を含む。))及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第三十七条第四項(第八十三条及び第百二十二条第三項で準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項

(第九十一条で準用する場合を含む。)、第八十三条、第八十七条第二項、第百十八条、第百二十条、第百二十九条第二項、第百七十二条第五項及び第百七十四条第三項で準用する場合を含む。)の規定による指揮監督

二 第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)

三 第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条で準用する場合を含む。))、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令

四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五 第五十四条(第八十六条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第五十五条、第百三十条(第百七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第九十二条第一項(第九十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。

3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。

4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務(当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。)により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可

二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令

同条第九項

5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

(出品された重要文化財等の管理)

第百八十五条 文化庁長官は、政令で定めるところにより、第四十八条(第八十五条で準用する場合を含む。)の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を、都道府県又は指定都市等の教育委員会が行うこととすることができる。

2 前項の規定により、都道府県又は指定都市等の教育委員会が同項の管理の事務を行う場合には、都道府県又は指定都市等の教育委員会は、その職員のうちか

ら、当該重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

（修理等の施行の委託）

第百八十六条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第三十八条第一項又は第百七十条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第九十八条第一項の規定による発掘の施行及び第百二十三条第一項又は第百七十条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

2 都道府県教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八条第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九条の規定を、第九十八条第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第三項で準用する第三十九条の規定を、第百二十三条第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第二項で準用する第三十九条の規定を準用する。

（重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導）

第百八十七条 都道府県又は指定都市教育委員会は、所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者の求めに応じ、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理（管理団体がある場合を除く。）、修理若しくは復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

2 都道府県又は指定都市教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

（書類等の経由）

第百八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県教育委員会（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市教育委員会。以下この条において同じ。）を経由すべきものとする。

2 都道府県教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

（文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申）

第百八十九条 都道府県及び市町村教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

（地方文化財保護審議会）

第百九十条 都道府県及び市町村教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村教育委員会に建議する。

3 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

（文化財保護指導委員）

第百九十一条 都道府県教育委員会に、文化財保護指導委員を置くことができる。

2 文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。

3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。

（事務の区分）

第百九十二条 第百十条第一項及び第二項、第百十二条第一項並びに第百十条第三項及び第百十二条第四項において準用する第百九条第三項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十三章 罰則

第百九十三条 第四十四条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けずに重要文化財を輸出した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮こ又は百万円以下の罰金に処する。

第百九十四条 第八十二条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けずに重要有形民俗文化財を輸出した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮こ又は五十万円以下の罰金に処する。

第百九十五条 重要文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮こ又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該重要文化財の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮こ又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第百九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮こ又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮こ又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかった者

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第三項（第百八十六条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十二条の二第五項の規

定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第九十八条第三項（第百八十六条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第二百二十三条第二項（第百八十六条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第百九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第百九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項（第四十七条第三項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第二百二十三条第二項、第百八十六条第二項又は第百八十七条第二項で準用する場合を含む。）、第四十九条（第八十五条で準用する場合を含む。）又は第百八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなく、第三十六条第一項（第八十三条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかった者

二 正当な理由がなく、第二百二十一条第一項（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第二百二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかった者

三 正当な理由がなく、第三百三十七条第二項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかった者

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなく、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

二 第四十六条（第八十三条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第四十六条第五項（第八十三条で準用する場合を含む。）に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第四十六条第一項（第八十三条で準用する場合を含む。）の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者

三 第四十八条第四項（第五十一条第三項（第八十五条で準用する場合を含む。）及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開を

せず、又は第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者

四 第五十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかった者

五 第五十四条（第八十六条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第六十八条（第九十条第三項及び第百三十三条で準用する場合を含む。）、第百三十条（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第百三十一条又は第百四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかった者

七 正当な理由がなく、第二百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第二十八条第五項、第二十九条第四項（第七十九条第二項で準用する場合を含む。）、第五十六条第二項（第八十六条で準用する場合を含む。）又は第五十九条第六項若しくは第六十九条（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかった者

二 第三十一条第三項（第六十条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第八十条及び第百十九条第二項（第百三十三条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第三十二条（第六十条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第八十条及び第百二十条（第百三十三条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第三十三条（第八十条、第百十八条及び第百二十条（これらの規定を第百三十三条で準用する場合を含む。）並びに第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十四条（第八十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第四十三条の二第一項、第六十一条若しくは第六十二条（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第六十四条第一項（第九十条第三項及び第百三十三条で準用する場合を含む。）、第六十五条第一項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第七十三条、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第百十五条第二項（第百二十条、第百三十三条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第百二十七条第一項、第百三十六條又は第百三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二条の二第五項（第三十四条の三第二項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第六十条第四項及び第六十三条第二項（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）並びに第八十条で準用する場合を含む。）又は第百十五条第四項（第百三十三条で準

用する場合を含む。)の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な

措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

（２）文化財保護法施行令（抜粋）

内閣は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十七条の三第一項、第八十条の二及び第八十三号の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに文化財保護法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十九号）附則第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第九十四条第一項の政令で定める法人）

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第九十四条第一項の政令で定める法人は、港務局、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構、土地開発公社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本電信電話株式会社、日本放送協会、日本郵便株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。

（法第二百六条の政令で定める処分等）

第二条 法第二百六条の政令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。

一 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条及び第三十三条の五第一項の規定による認可

（同項の規定による認可にあつては、岩石採取場の区域の拡張に係るものに限る。）

二 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条及び第二十条第一項の規定による認可（同項の規定による認可にあつては、砂利採取場の区域の拡張に係るものに限る。）

２ 前項各号に掲げる認可の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者が法第二百六条の規定により通知する事項は、次のとおりとする。

一 前項各号に掲げる認可の別

二 当該認可に係る区域

三 当該認可を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

四 当該認可に係る行為の内容並びにその開始及び終了の時期

（法第四百四十一条第二項の規定による協議）

（昭和五十年九月九日政令第二百六十七号）

最終改正：平成二九年六月一四日号外政令第一五六号

第三条 文化庁長官が法第四百四十一条第二項の規定により行うものとされている協議は、同項に規定する勧告又は命令を行うことにより、国土の開発その他の公益を目的とする事業の円滑な実施又は農林水産業その他の地域における産業の振興に影響を及ぼすと認められる場合において、当該事業又は産業を所管する各省各庁の長と行うものとする。

（伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準）

第四条 法第四百四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）内における現状変更の規制の基準に関しては、この条の定めるところによる。

２ 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（都市計画に定めた保存地区にあつては、市町村の長及び教育委員会とし、以下この条において単に「教育委員会」という。）の許可を受けなければならないものとする。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び通常管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものについては、この限りでないものとする。

一 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）

の新築、増築、改築、移転又は除却

二 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの

三 宅地の造成その他の土地の形質の変更

四 木竹の伐採

五 土石の類の採取

六 前各号に掲げるもののほか、保存地区の現状を変更する行為で条例で定めるもの

３ 教育委員会は、前項の規定により許可を受けることとされている行為で次に定める基準（市町村の長にあつては、第八号に定める基準）に適合しないものについては、許可をしてはならないものとする。

一 伝統的建造物群を構成している建築物等（以下「伝統的建造物」という。）の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

二 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。）については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

三 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

四 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその

外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

五 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

六 第四号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

七 前項第三号から第六号までの行為については、それらの行為後の地貌（ぼう）その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

八 前各号に定めるほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

4 第二項の規定による許可には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができるものとする。

5 国又は地方公共団体の機関が行う行為については、第二項の規定による許可を受けることを要しないものとする。この場合において、当該国又は地方公共団体の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会に協議しなければならないものとする。

6 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第二項の規定による許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、教育委員会にその旨を通知しなければならないものとする。

一 都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等文部科学大臣の指定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為（当該保存地区の保存に支障があると認めて条例で定めるものを除く。）

二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。）、基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送をいう。）若しくは有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、

駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものその他当該保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めて条例で定めるものを除く。）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第二百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二百一十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれら

の事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヅに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第一百五十五条第一項（法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

（出品された重要文化財等の管理）

第六条 文化庁長官は、法第百八十五条第一項の規定により、法第四十八条（法第百八十五条において準用する場合を含む。）の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を当該出品に係る公開を行う施設が存する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）

が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする場合には、あらかじめ、当該教育委員会が行う事務の範囲を明らかにして、当該教育委員会の同意を求めなければならない。

2 都道府県又は指定都市等の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。

（事務の区分）

第七条 第五条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第三項（第二号に係る部分を除く。）及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（３）埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則

（昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第五号）

最終改正：平成一七年三月二八日文部科学省令第一一八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十五条第一項、第五十七条第一項及び同法第五十七条の二第一項で準用する同条同項の規定に基づき、埋蔵文化財発掘調査等の届出に関する規則を次のように定める。

（発掘調査の場合の届出書の記載事項及び添附書類）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第九十二条第一項の規定による届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘予定地の所在及び地番
- 二 発掘予定地の面積
- 三 発掘予定地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 四 発掘調査の目的
- 五 発掘調査の主体となる者の氏名及び住所（国若しくは地方公共団体の機関又は法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 六 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 七 発掘着手の予定時期
- 八 発掘終了の予定時期
- 九 出土品の処置に関する希望
- 十 その他参考となるべき事項

２ 前項の届出の書面には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 発掘予定地及びその付近の地図（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの）
- 二 発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 三 発掘予定地の所有者の承諾書
- 四 発掘予定地につき権原に基づく占有者があるときは、その承諾書
- 五 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書

（土木工事等による発掘の場合の届出書の記載事項及び添附書類）

第二条 法第九十三条第一項で準用する法第九十二条第一項の規定による発掘届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 二 土木工事等をしようとする土地の面積
- 三 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 四 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 五 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 六 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）

の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）

- 七 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 八 当該土木工事等の着手の予定時期
- 九 当該土木工事等の終了の予定時期
- 十 その他参考となるべき事項

２ 前項の届出の書面には、土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面を添えなければならない。

（事前の届出を要しない場合等）

第三条 法第九十二条第一項ただし書（法第九十三条第一項で準用する場合を含む。）の文部省令の定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該発掘に関し、法第二百二十五条第一項の規定により現状変更等の許可の申請をした場合
- 二 非常災害その他特別の事由により緊急に発掘を行う必要がある場合

２ 前項第二号に掲げる場合においては、当該発掘を行った者は、発掘終了後遅滞なく、法第九十二条第一項の規定により届出をすべき場合に於ては第一条第一項各号に掲げる事項を文化庁長官（法第百八十四条第一項第六号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第一項第五号の規定により法第九十二条第一項の規定による届出の受理を都道府県教育委員会が行う場合には、当該都道府県教育委員会）に、法第九十三条第一項で準用する法第九十二条第一項の規定により届出をすべき場合に於ては前条第一項各号に掲げる事項を文化庁長官（法第百八十四条第一項第六号及び令第五条第二項の規定により法第九十三条第一項で準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理を都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は指定都市の教育委員会）に届け出なければならない。

（遺跡発見の場合の届出書の記載事項及び添付書類）

第四条 法第九十六条第一項の規定による届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 遺跡の種類
- 二 遺跡の所在及び地番
- 三 遺跡の所在する土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於ては、その代表者の氏名
- 四 遺跡の所在する土地の占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於ては、その代表者の氏名
- 五 遺跡の発見年月日
- 六 遺跡を発見するに至った事情
- 七 遺跡の現状
- 八 遺跡の現状を変更する必要があるときは、その時期及び理由
- 九 出土品のあるときは、その種類、形状及び数量
- 十 遺跡の保護のため執った、又は執ろうとする措置

十一 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面を添えなければならない。

附 則

- 1 この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。
- 2 埋蔵文化財発掘届出書規則(昭和二十五年文化財保護委員会規則第四号)は、廃止する。

附 則 (昭和五〇年九月三〇日文部省令第三号) 抄

- 1 この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行の(昭和五十年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一二年三月八日文部省令第八号)
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号)
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(4) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号)

最終改正：平成二十七年二月二日 文部科学省令第三六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等しようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 管理計画を定めた教育委員会
 - 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
 - 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
 - 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
 - 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する旨

二 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二九年六月二九日文化財保護委員会規則第八号)

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三九年六月二七日文化財保護委員会規則第三号)

この規則は、昭和三十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年一月二六日文部省令第三一号)抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月八日文部省令第八号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一月二一日文部科学省令第三六号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（５）特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

（昭和二十六年三月八日文化財保護委員会規則第八号）

最終改正：平成一七年三月二八日 文部科学省令第一一八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基き、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 管理責任者の職業及び年令
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

（管理責任者解任の届出書の記載事項）

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積

七 変更の年月日

八 変更の事由

九 その他参考となるべき事項

２ 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

（管理責任者変更の届出書の記載事項）

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年令
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

（史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等）

第六条 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時

八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況

九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響

十一 滅失、き損等の事実を知った日

十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキヤビネ型写真及び図面を添えるものとする。

（土地の所在等の異動の届出）

第七条 法第一百五十五条第二項（法第二百十条 及び第七十二条第五項 で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等）

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第六十七条第一項第一号 及び第二号 の場合に係るときは第三条 の規定を、法第六十七条第一項第三号 の場合に係るときは第六条 の規定を、法第六十七条第一項第七号 の場合に係るときは前条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第六号）

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則 （平成一七年三月二八日文部科学省令第一号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（６）特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

（昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第九号）

最終改正：平成一七年三月二八日 文部科学省令第一一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の二第一項（同法第九十条第二項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

（復旧の届出）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 復旧を必要とする理由

九 復旧の内容及び方法

十 復旧の着手及び終了の予定時期

十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

２ 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

（届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更）

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（終了の報告）

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

（復旧の届出を要しない場合）

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第一百八条又は第二百十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第二百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知）

第五条 法第六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

２ 法第六十七条第一項第五号 括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

附 則

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則 （昭和五〇年九月三〇日 文部省令第三三号） 抄

１ この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十年十月一日）から施行する。

附 則 （平成一七年三月二八日 文部科学省令第一一号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（７）文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び不服申立規則

（昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第十一号）

最終改正：平成二八年三月三〇日号文部科学省令第一一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十五条第一項、第八十五条の二第二項（文化財保護法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百三十一号。以下「改正法」という。）附則第三項で準用する場合を含む。）、第八十五条の五（改正法附則第三項で準用する場合を含む。）及び第八十五条の九（改正法附則第三項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、文化財保護委員会聴聞及び異議申立規則を次のように定める。

第一章 総則

（この規則の趣旨）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百五十四条第一項及び第二項の規定により文化庁長官が行う聴聞、同法第百五十五条第一項の規定により文化庁長官が行う意見の聴取並びに文化財保護法の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為に関し行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により文部科学大臣又は文化庁長官に対して行う審査請求に関する手続については、文化財保護法、行政不服審査法、行政手続法（平成五年法律第八十八号）及び文部科学省聴聞手続規則（平成十二年総理府令・文部省令第九号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第二章 処分を行う場合の聴聞に関する手続

（関係人の参加許可の手続）

（関係人の参加許可の手続）

第二条 行政手続法第十七条第一項の規定による許可の申請については、文部科学省聴聞手続規則第三条第一項の規定にかかわらず、関係人は、聴聞の期日の七日前までに、その氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。

（文化庁の職員以外の者の出席）

第三条 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、文化庁の職員以外の者に出席させて、聴聞に係る処分に関し説明させることができる。

（聴聞の続行又は期日の変更）

第四条 主宰者は、行政手続法第二十二条第一項の規定により聴聞を続行する場合又は文部科学省聴聞手続規則第二条第二項により聴聞の期日を変更する場合には、次回の聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

（調書の閲覧）

第五条 行政手続法第二十四条第一項の規定による調書は、当事者又はその代理人が求めたときは、その閲覧を許可しなければならない。

（公示）

第六条 文化財保護法第百五十四条第二項の公示及び第四条の公示は、官報又は文化庁長官の指定する日刊新聞紙に掲載して行うものとする。

2 文化庁長官又は主宰者は、適当と認めるときは、地方公共団体の掲示板に掲示することをもつて前項の公示の方法に代えることができる。

第三章 措置を行う場合の意見の聴取に関する手続

（意見聴取会）

第七条 文化財保護法第百五十五条の規定による意見の聴取は、文化庁長官が指名する文化庁の職員が議長として主宰する意見聴取会において行う。

（代理人）

（意見聴取会）

第七条 文化財保護法第百五十五条の規定による意見の聴取は、文化庁長官が指名する文化庁の職員が議長として主宰する意見聴取会において行う。

（代理人）

第八条 文化財保護法第百五十五条の関係者（以下「関係者」という。）がその代理人を意見聴取会に出頭させようとするときは、当該関係者は、代理人の権限を証する書面をもって、議長にその旨を届け出なければならない。

（関係者の口述書）

第九条 関係者は、病気その他の事故により意見聴取会に出頭することができないときは、意見聴取会開始前に議長に到達するように口述書を送付することができる。この口述書には、記名しなければならない。

2 議長は、前項の口述書の朗読をもって、その陳述に代えることができる。

（議長の説明）

第十条 意見聴取会においては、議長は、先ず、聴聞に係る措置の要旨及び理由を説明しなければならない。

（文化庁の職員等の出席）

第十一条 議長は、文化庁長官が指名する文化庁の職員又は文化庁の職員以外の者を意見聴取会に出席させて、意見の聴取に係る措置に関し説明させることができる。

（秩序の維持）

第十一条の二 議長は、議事を整理するため必要があると認めるときは、陳述又は証拠の提出を制限することができる。

2 議長は、意見の聴取の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その職務の執行を妨げ、又は不穏な言動をする者を退席させることができる。

（意見聴取会の延期又は続行）

第十一条の三 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。

2 前項の場合には、議長は、次回の期日及び場所を指定して、これを関係者又はその代理人に通知し、かつ、公示しなければならない。

（調書）

第十一条の四 議長は、意見聴取会終了後遅滞なく意見の聴取の結果を調書に作成し、文化庁長官に提出するものとする。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議長がこれに署名押印するものとする。

一 件名

二 意見聴取会の期日及び場所

三 議長及び意見聴取会に出席した文化庁の職員（職員以外の者で文化庁長官の指名した者を含む。）の氏名

四 意見聴取会に出頭した関係者又はその代理人の住所及び氏名

五 説明及び陳述の要旨

六 証拠が提出されたときは、その旨及び証拠の標目

七 その他参考となるべき事項

第十一条の五 前条の調書は、関係者又はその代理人から申出のあった場合には、閲覧させなければならない。

（公示）

第十一条の六 文化財保護法第一百五十五条第二項の公示及び第十一条の三第二項の公示は、官報又は文化庁長官の指定する日刊新聞紙に掲載して行うものとする。

2 文化庁長官又は議長は、適当と認めるときは、地方公共団体の掲示板に掲示することをもって前項の公示の方法に代えることができる。

第四章 審査請求に関する手続

（審査請求参加の許可申請）

第十二条 行政不服審査法第十三条第一項の規定による許可を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を審理員（同法第十一条第二項に規定する審理員をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 許可を得ようとする者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

二 参加しようとする審査請求に係る事案の要旨

三 参加しようとする理由

2 前項の申請書には、許可を得ようとする者が参加しようとする審査請求に係る事案について利害関係を有する旨を疎明する書面を添付しなければならない。

（手続の承継）

第十三条 行政不服審査法第十五条第六項の規定による許可を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文部科学大臣又は文化庁長官に提出しなければならない。

一 許可を得ようとする者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

二 審査請求人の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

三 審査請求の目的である処分に係る権利の表示及び許可を得ようとする者が当該権利を譲り受けた年月日

四 審査請求人の地位を承継しようとする理由

2 前項の許可申請書には、許可を得ようとする者が審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けたことを証する書面を添付しなければならない。

（口頭意見陳述の申立て等）

第十四条 行政不服審査法第三十一条第一項の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書を審理員に提出しなければならない。

一 申立人の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

二 申立人が口頭で述べようとする意見の要旨

2 審理員は、あらかじめ、申立人に対して、口頭意見陳述を行うべき日時及び場所を通知するものとする。

3 審理員の許可を受けた者は、当該許可に係る口頭意見陳述を傍聴することができる。

4 行政不服審査法第三十一条第三項の規定による許可を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を審理員に提出しなければならない。

一 許可を得ようとする者の氏名及び住所

二 補佐人となるべき者の氏名及び住所

三 補佐人となるべき者と許可を得ようとする者との関係

四 補佐人とともに出頭を希望する理由

5 審理員は、口頭意見陳述終了後遅滞なく口頭意見陳述の結果を調書に作成し、署名押印のうえ、これを文部科学大臣又は文化庁長官に提出しなければならない。

6 審理員は、類似の事案又は関連のある事案に係る口頭意見陳述を併合することができる。

（物件の提出要求等の申立て）

第十五条 行政不服審査法第三十三条の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書を審理員に提出しなければならない。

一 申立人の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

二 提出を求める物件（以下「物件」という。）の表示

三 物件を所持する者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

四 提出を求める理由（物件の留置きをあわせ申し立てる場合にあっては留置きを必要とする理由を含む。）（参考人の陳述及び鑑定の要求の申立て等）

第十六条 行政不服審査法第三十四条の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項のうち、参考人の陳述の聴取を申し立てる場合にあっては第一号から第三号まで、鑑定の要求を申し立てる場合にあっては第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項を記載した申立書を審理員に提出しなければならない。

一 申立人の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

二 参考人又は鑑定人となるべき者の氏名及び住所

三 参考人となるべき者に陳述させようとする事実の概要

四 鑑定の対象となるべきものの表示

五 鑑定により明らかにしようとする事項

2 前項の申立てに係る参考人の陳述の聴取については、第十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する。

（検証の申立て）

第十七条 行政不服審査法第三十五条第一項の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書を審理員に提出しなければならない。

一 申立人の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

二 検証を行うべき場所

三 検証を必要とする理由及び検証により明らかにしようとする事項

（質問の申立て等）

第十八条 行政不服審査法第三十六条の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書を審理員に提出しなければならない。

一 申立人の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

二 質問の対象となるべき審理関係人（同法第二十八条に規定する審理関係人をいう。）の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

三 質問により明らかにしようとする事項

2 前項の申立てに係る質問については、第十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する。

（意見の聴取への参加の申出書の記載事項等）

第十九条 文化財保護法第一百五十七条の規定による許可を受けようとする場合の申出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 意見の聴取に参加しようとする者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

二 参加しようとする意見の聴取の期日及び場所

三 参加しようとする意見の聴取に係る事案の要旨及びこれに関する意見

2 前項の書面には、意見の聴取に参加しようとする者が当該意見の聴取に係る処分について利害関係を有する旨を疎明する書面を添付しなければならない。

（意見の聴取の併合）

第二十条 審理員は、類似の事案又は関連のある事案を一の意見の聴取に併合することができる。

（準用規定）

第二十一条 前二条に定めるもののほか、文化財保護法第五十六条の規定による意見の聴取には、前章及び第十四条第四項の規定を準用する。この場合において、第七条中「文化庁長官が指名する文化庁の職員」とあるのは、「審理員」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

2 文化財保護法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百三十一号）附則第三項の規定による異議の

申立については第十二条の規定を、同項の規定による異議の申立のあつた場合の聴聞については第十三条から第十五条までの規定を準用する。

3 文化財保護委員会聴聞規則（昭和二十八年文化財保護委員会規則第二号）は、廃止する。

附 則 （昭和三十八年一月九日文化財保護委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四三年一月二六日文部省令第三一号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成六年九月二一日文部省令第三七号）

1 この省令は、平成六年十月一日から施行する。

2 この省令の施行の日前に開始された聴聞、意見の聴取及び不服申立の手続については、なお従前の例による。

附 則 （平成一二年三月八日文部省令第八号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一二年一〇月三一日文部省令第五三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年三月三〇日文部科学省令第一一号）

1 この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

2 この省令の施行前にされた処分その他公権力の行使に当たる行為に係る意見の聴取及び不服申立ての手続については、なお従前の例による。

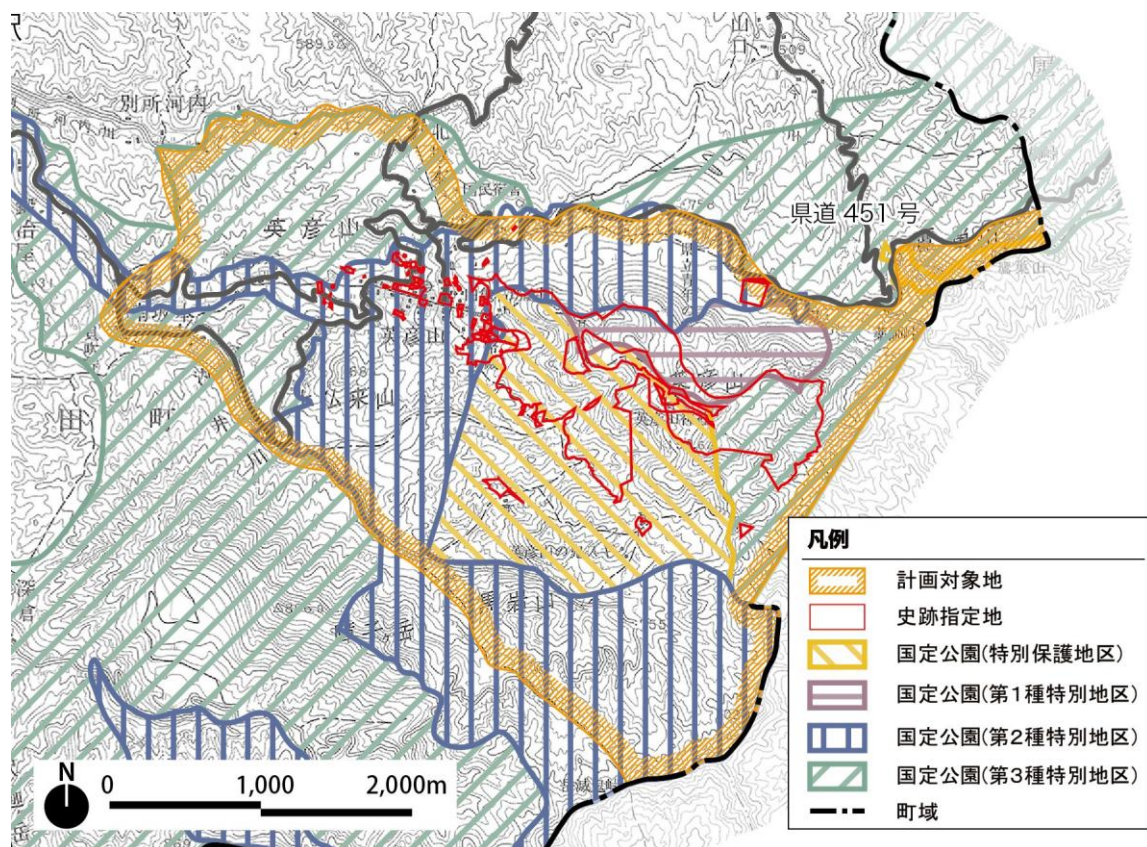
3 その他関連法令の図面

文化財保護法以外の下記の関連法令について、当該法令の対象範囲を示す。

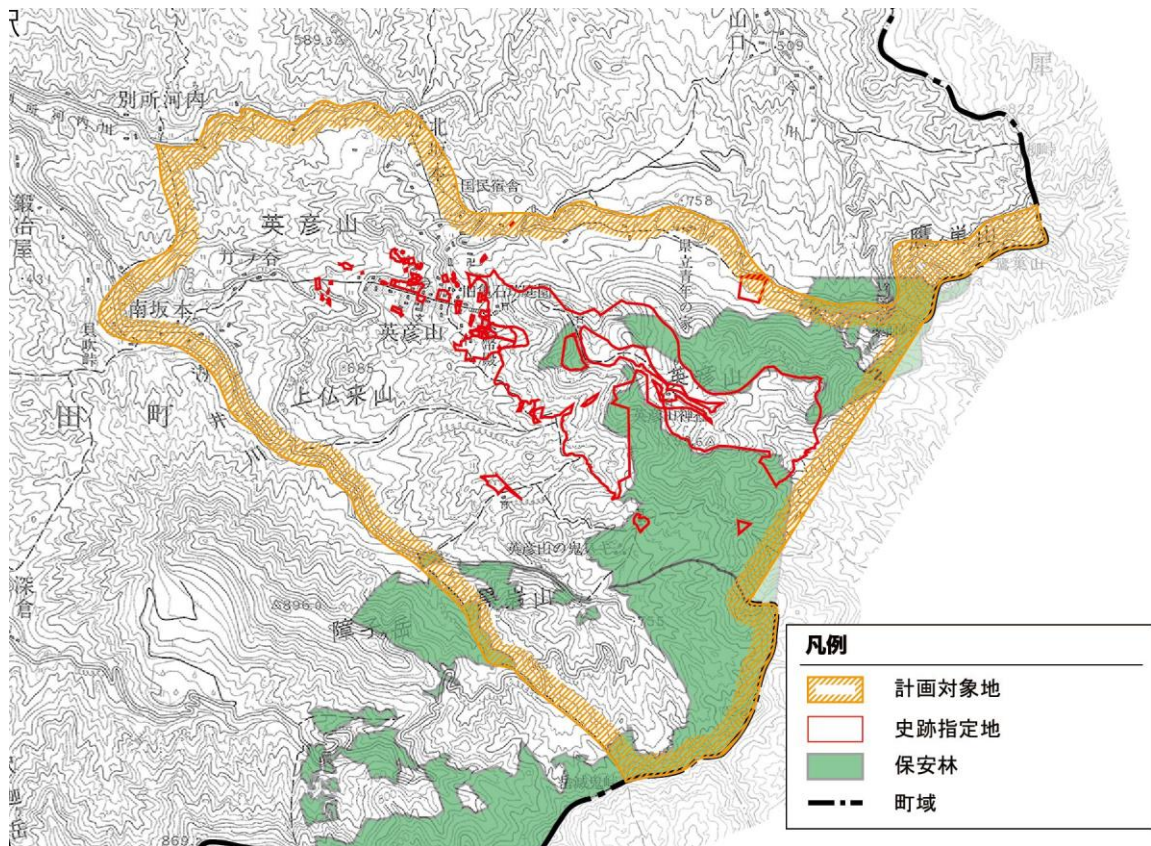
図表 147 その他関連法令の図面リスト

	名称	参考資料
(1)	自然公園法	耶馬日田英彦山国定公園（福岡県地域）公園計画図
(2)	森林法	森林計画図（基本図）
(3)	鳥獣保護法	平成30年度福岡県鳥獣保護区等位置図
(4)	土砂災害防止法	福岡県土砂災害警戒区域等マップ
(5)	都市計画法	都市計画図

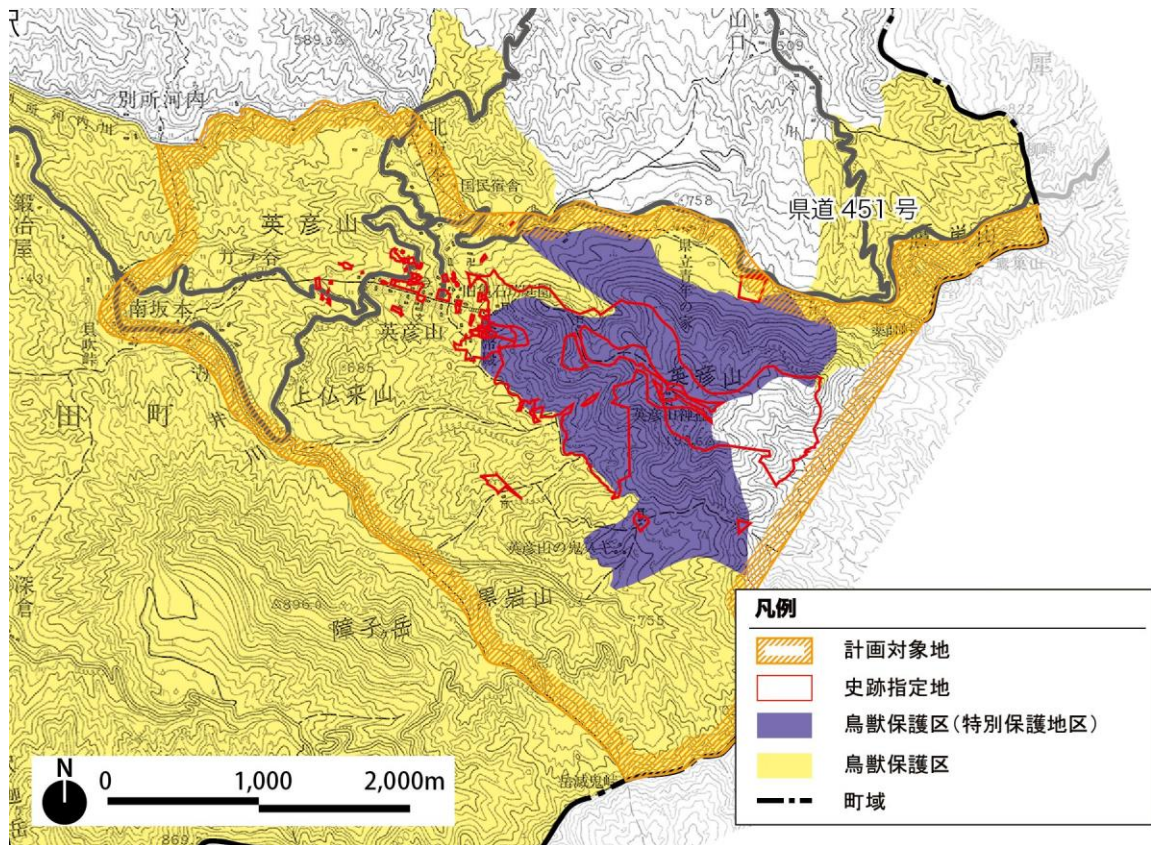
(1) 自然公園法



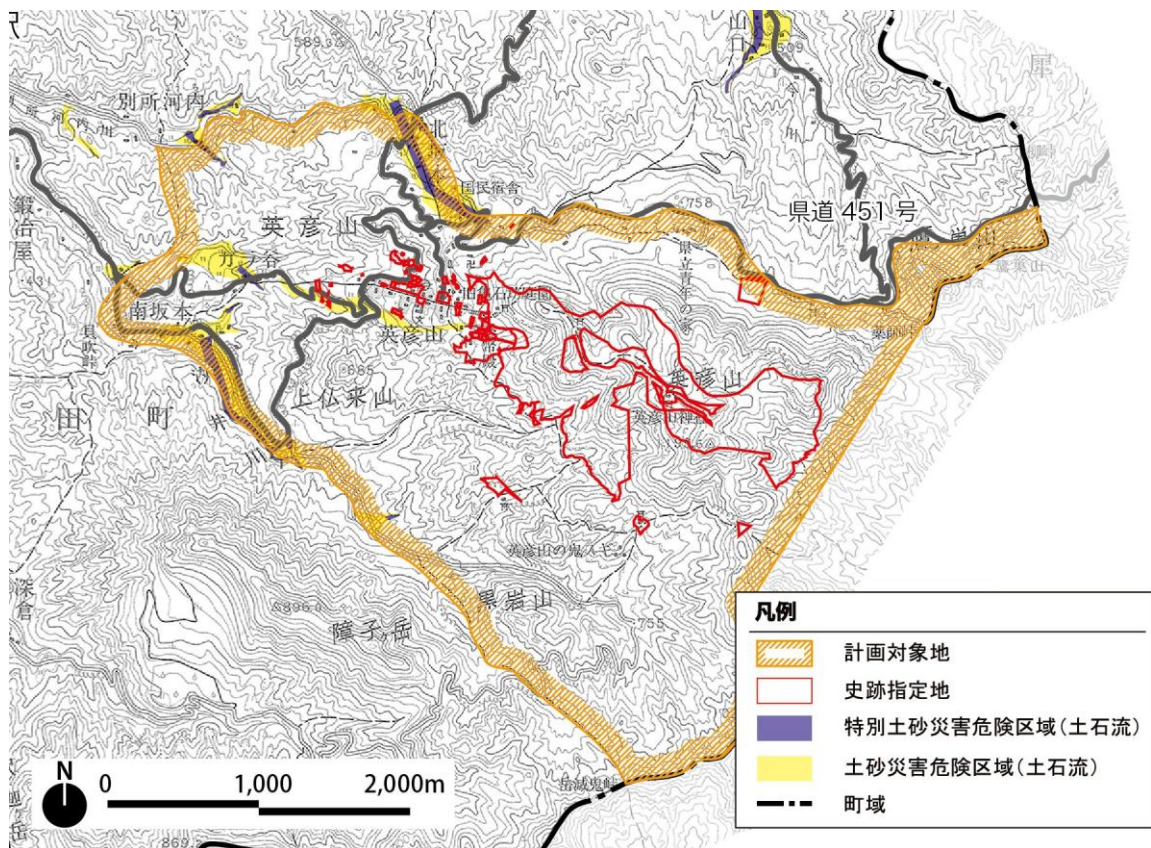
2) 森林法



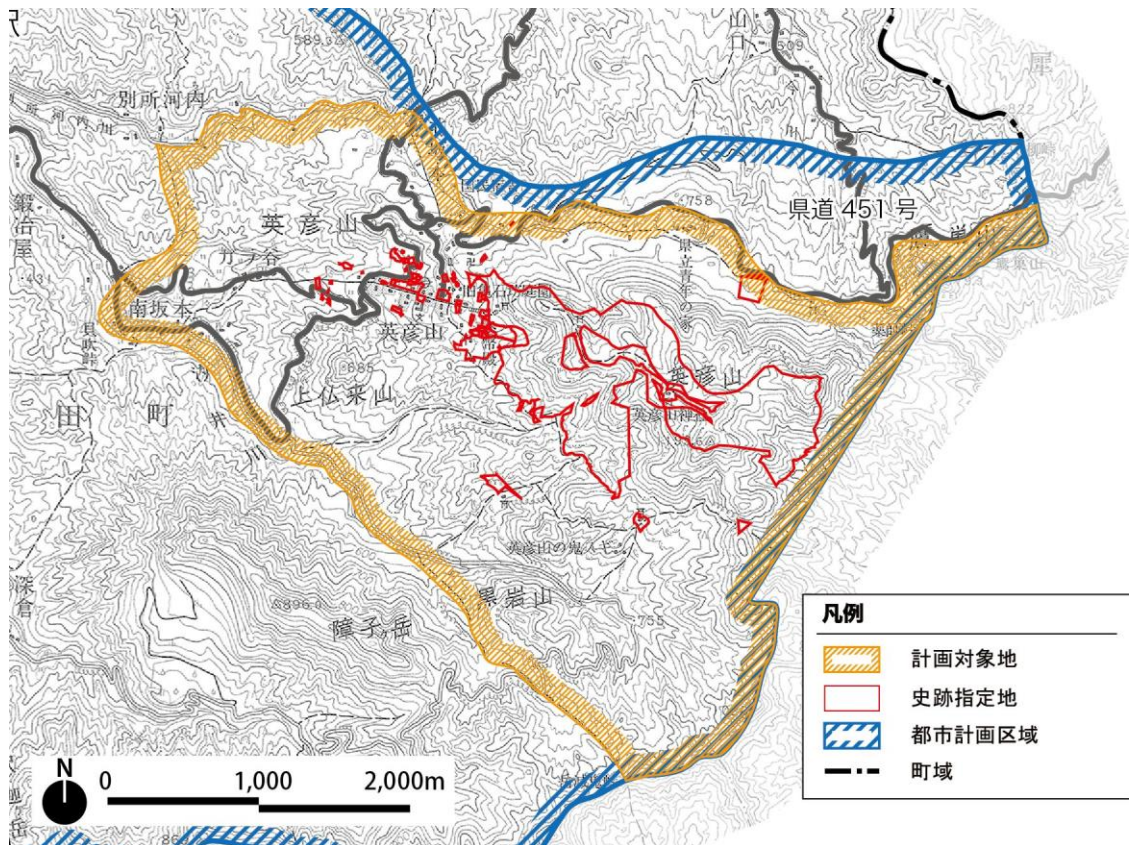
3) 鳥獣保護法



4) 土砂災害防止法



5) 都市計画法



国指定史跡英彦山保存活用計画

発 行 日：平成 31 年 3 月

発行・編集：添田町 まちづくり課

〒824-0691

福岡県田川郡添田町大字添田 2 1 5 1

TEL 0947-82-1231（代表） FAX 0947-82-2869

HP <https://www.town.soeda.fukuoka.jp/>